

2016年度日本財団助成事業

権利擁護支援従事者現任研修の開催事業 報告書

2017 (平成29) 年3月

一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

はじめに

本事業は、「日本財団平成28年度助成事業」において実施した、「権利擁護支援従事者現任研修の開催」の記録です。

認知症高齢者や障害者の虐待防止や生活困難者の増大等、地域ではさまざまな権利擁護支援ニーズが拡大しています。この状況に対応して、全国各地の自治体等では様々な権利擁護支援活動を行っています。しかし、多様化と困難性を増す権利擁護支援ニーズには法的支援を含めた専門性が必要であり、そのため、各地では「権利擁護支援センター」の設置がどんどん進められてきているのが現状です。とはいっても、各地域で一つだけの存在であるため、学んだりする場所が少なく、孤独に暗中模索しているのが現状です。ケアマネージャー等の福祉職には、制度上国をあげての研修システムが存在しますが、この分野では未だ、存在しません。その中実際の業務が先行している状態であります。そこで、本事業により各地の「権利擁護支援支援センター」で従事する職員の、専門性が向上することを目指したのです。

本事業の成果が地域の権利擁護支援の推進と権利擁護支援センターの拡大、またそこでの従事する方の活動に具体的に役立つことになれば幸いです。

2017 (平成29) 年 3月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

≪目 次≫

Ⅰ.研修概要 と	アンケート ・・・・・・・・・・・・ 1
1. 8月19日	長野市 ・・・・・・・・・・ 2
2. 9月 7日	鹿屋市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 9月11日	札幌市 ・・・・・・・・・・・・・・・ 15
4.11月22日	燕市 ・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5. 11月28日	いわき市 ・・・・・・・・・・・・・・ 25
6. 12月16日	那智勝浦市 ・・・・・・・・・・・・・ 31
7. 1月19日	米子市 ・・・・・・・・・・・・・ 3 6
8. 1月23日	千葉市 · · · · · · · · · · · · · 4 2
Ⅱ. 検討委員会	
1. 委員会概要	
2. 委員会報告	
i. ARAMI	
(資料)研修配布資	等料
1. 8月19日	長野市
2. 9月 7日	鹿屋市
3. 9月11日	札幌市
4. 11月22日	燕市
5. 11月28日	いわき市
6. 12月16日	那智勝浦市
	加油的新用口
7. 1月19日	米子市

Ⅰ. 研修概要とアンケート

- 1、長野県長野市『全国権利擁護支援実践研修会 in ながの』 2016 年 8 月 19 日 【プログラム】
 - ・基調講演 『権利擁護支援と意思決定支援』

講師:佐藤彰一さん

(全国権利擁護支援ネットワーク代表・國學院大学教授・弁護士)

・課題提起 『権利擁護の現場で起きていること~地域の実践から~』

報告者:知多地域成年後見センター 今井友乃さん

成年後見支援センターかけはし(松本市社会福祉協議会)

北信圏域権利擁護センター (NPO 法人 北信ふくし M ねっと)

・グループワーク 『権利擁護支援の本質~意思決定支援を実践するには』

講師:小湊純一さん

(宮城福祉オンブズネット「エール」副理事長・社会福祉士)

【報告】

2016年8月19日(金)、長野市立柳原公民館を会場にして「全国権利擁護支援実践研修会 in ながの」が開催されました。

全国権利擁護支援ネットワークから長野での開催についてご提案いただき、現地事務局である NPO 法人北信ふくし M ねっと、アドボネットながのの会員と共に、長野に相応しいテーマや内容は何か、と検討や協議を重ね、副題に「どうする?!長野の意思決定支援~権利擁護の本質を考える~」として研修会の開催に至りました。

当日は、長野県内外から89名の行政・福祉・司法等の関係者に加えて、育成会会員など 多様な方々にご参加をいただきました。

午前中は、「権利擁護支援と意思決定支援」と題し、全国権利擁護支援ネットワークの佐藤彰一代表から基調講演をいただき、続いて課題提起として「権利擁護の現場で起きていること〜地域の実践から〜」をテーマに、成年後見支援センターかけはし(松本市社会福祉協議会)の鳥羽弘幸さん、北信圏域権利擁護センターの永池幹さん、知多地域成年後見センターの今井友乃さんの3名から

- ○現場での具体的な取組や事例報告
- ○意思決定支援をしていくうえで感じている課題
- ○実践者として伝えたいこと
- の3点を中心に発表いただきました。

鳥羽弘幸さんからは、「本人と向き合い最善の利益を模索~欲求をどこまで意思として支

援するか悩みながら〜」として、際限のない欲求をどこまで意思として支援できるのか、 意思決定の対応と体制的な限界、約束を守ることと支配的になってしまうことの線引きの 難しさ、について現場の思いを発表していただきました。

永池幹さんからは、「誰もが人生の主体者として地域で共に暮らすために~本人置き去りの支援になっていないか、自問自答しながら~」として、支援に入ると本人が蚊帳の外に置かれている現状から、本人がどのような暮らしを望んでいるのかイメージを加えながら意思決定支援していくことの必要性について発表いただきました。

今井友乃さんからは、「本人不在の支援はしない~一緒に振り回されることを覚悟する~」 として、支援の中で本人の選択したことが本人の本心であるか悩ましい事例を通じての課題について発表いただきました。



午後は、NPO 法人ふくし@JMI 理事長、宮城福祉オンブズネット「エール」副理事長である小湊純一さんを講師に、「権利擁護の本質~意思決定支援を実践するには~」として、次の3つのケースについてグループワークを通じて学びを深めました。

- ○本人の意思を尊重すると介護負担が増加してしまうケース
- ○本人の意思を尊重すると混乱・不調になってしまうケース
- ○本人の意思ではなく家族の意思で支援が決定していくケース

参加者の職種、業務、参加目的はそれぞれ異なりますが、参加者の皆さんからも高い評価をいただくことが出来ました。密度の濃い「意思決定支援」の研修になったと思います。 これからの長野の意思決定支援が少しずつ変わっていきそうな予感がします。

本研修を通じて、自分達の日頃の業務を立ち止まって考え確認すること、色々な視点を 取り入れること、それを真摯に受け止めて次につなげていくことの重要性を改めて感じま した。 本研修会の開催にあたり、ご参加いただいた皆様をはじめ、御後援をいただきました行政機関、福祉関係機関や関係団体に感謝を申し上げます。

そして、全国権利擁護支援ネットワークの力で「長野の意思決定支援」そしいて「権利 擁護の本質を考える」機会を得られましたことに改めて御礼いたします。ありがとうござ いました。

> アドボネットながの NPO 法人北信ふくし M ねっと

2、鹿児島県鹿屋市「権利擁護支援従事者研修~権利擁護支援ニーズへの対応~」 2016 年 9 月 7 日

【プログラム】

・『権利擁護支援の基本』

講師:佐藤彰一さん(全国権利擁護支援ネットワーク代表)

・『意思決定支援とエンパワメント』

講師:佐藤彰一さん

・グループワーク『権利擁護支援ニーズの事例検討』、各グループからの報告

講師:今井 友乃さん(NPO法人知多地域成年後見センター)

上田 晴男さん(全国権利擁護支援ネットワーク事務局長)

・「支援の展開と関係性の構築 +まとめ」

講師:上田晴男さん

【報告】

全国ネットでは、日本財団の助成金を受け、9月7日に鹿児島県鹿屋市の市民交流センターで、権利擁護支援従事者研修を行いました。参加者は30名で、社会福祉協議会で日常生活自立支援事業を行っている方、権利擁護センターでお仕事されている方、包括支援センターでお仕事されている方、ケアマネージャーをされている方など様々な方が参加されました。

午前中は、全国権利擁護支援ネットワークの佐藤彰一代表が、「権利擁護支援の基本」「意思決定支援とエンパワメント」の講義をしました。

午後からは、権利擁護支援ニーズの事例検討を、事務局次長の今井友乃がファシリテーと して、ワークショップで行いました。最後は、事例検討のまとめと「支援の展開と関係性 の構築」という内容で、事務局長の上田晴男さんによる講義で終わりました。

佐藤代表の講義の中では、権利擁護のとはどういうことを言うのか、実践としてはどうのような内容を指しているのかが、示されました。成年後見制度での意思決定支援の困難さが話され、権利擁護の視点から考える最近の話題である津久井やまゆり事件の整理も示されたました。参加者の感想では、意思決定支援が誘導にならない支援にしなければならないことに対しての現場でのむずかしさが書かれていました。支援に正解はないという講師の言葉に受講されている実践者たちは改めで支援の奥の深さを感じているようでありました。

事例検討では、色々な職種の方から、違った意見を聞くことができてよかった、とか、複合支援ニーズの検討が勉強になったと感想をもらっています。

上田事務局長の最後の講義では、事例検討を受け、支援の展開、支援ニーズの見立て、

支援方針の立案プロセスと作成ポイントについて具体的に話がありました。参加者からは、 ユーモアを交えた話で、支援について整理ができたと感想をいただいています。

鹿児島県という、南の地でこじんまりとした研修ではありましたが、皆さんの熱い意見 交換もあり、充実した内容になったことに満足感を得た次第です。



3、北海道札幌市「権利擁護支援従事者研修~権利擁護支援ニーズへの対応~」9月11日

【プログラム】

・『権利擁護支援の基本』

講師:竹内俊一さん

(全国権利擁護支援ネットワーク副代表、岡山未成年後見支援センターえがお理事 長)

・『意思決定支援とエンパワメント』

講師:竹内俊一さん

・グループワーク『権利擁護支援ニーズの事例検討』、各グループからの報告

講師:田邊寿さん

(伊賀市社会福祉協議会地域福祉部副部長、社会福祉士)

尾崎史さん

(NPO法人あさがお所長、社会福祉士)

・「支援の展開と関係性の構築 +まとめ」

講師:竹内俊一さん、田邊寿さん、尾崎史さん

【報告】

平成28年9月11日(日曜日)、札幌のかでる2.7(北海道立道民活動センター)にて、 権利擁護支援従事者研修会が開催されました。

平成 27 年 2 月 28 日(土曜日)に開催したこともあり、第二弾となった今回の研修となりました。

参加人数は 50 名定員のところ、当日の参加は 35 名でした。お申込みいただいた方においても、開催日の1週間前から、急な欠席連絡が多く、最終人数は 35 名となりました。しかし、会場としては満席に近く、活気ある研修会となり、人数は特に少ないという印象はありませんでした。

午前中一部は、『権利擁護支援の基本』『意志決定支援とエンハ。ワメント』と題して、竹内俊一弁護士からご講義をいただきました。竹内弁護士の講義では、権利擁護の基本として、【相談支援】【法的支援】【生活支援】の3つの輪の視点が重要であるということや、多職種連携による権利擁護支援ネットワークの構築が如何に重要であるかなど、岡山県の活動状況を交えて、具体的なイメージを提供していただきました。また、アンケートでは、『イギリスの意思決定支援の取り組みまでも聞けて、大変勉強になりました。』と、嬉しいコメントも聞くことができました。

午後は、権利擁護支援ニーズの高い事例を、NPO 法人あさがおの尾崎史氏からご提供をいただき、各グループに分かれて、事例検討を通して、支援の在り方を学びました。研修の

組み立てとしては、まず、個人で事例の現状のエコマップを作成しました。その後、各グループで「事例の見立てと支援の組み立て」を書き出し、そのうえで、グループで協力して「支援開始後のエコマップ」を作成するという形で進行しました。





今回の参加者は、福祉職のほか、行政書士、社会保険労務士等、多岐にわたっていた為、 グループも多職種が混在した形となりました。グループワークの司会担当からは、職種が 異なると、グループワークの進行も大変だったと感想をいただきました。具体的に、どの ような部分に苦労を感じたか伺うと、福祉職が当たり前に分かる「養育手帳」という手帳 も、法律職にはどのような手帳であり、ご本人がどのような状況であるか、簡単にイメージしにくいことが分かった。多職種で支援する場合は、基本的なことを共通認識、共通理解しないといけないと感じたそうです。多職種が連携する際の配慮すべき点が理解できたそうです。そういう意味でも、今回の札幌研修は法律職が多く参加されていたので、一定の成果であったと感じています。

グループ発表の順番も各グループが手を挙げて、積極的な発表になりました。事前に、尾崎史講師・田邊寿講師との打ち合わせで、参加者名簿の情報より法律関係者が多い為、当日はエコマップの記号を白板で説明することにしました。そういう意味でも、グループワークの導入の部分がしっかりしていたので、グループワークがスムーズに行えたと思いました。事前打合せの意義は大きかったようです。まとめについては、田邊寿講師、尾崎史講師、総括として竹内俊一講師から各コメントをいただきました。

今年で2年目の権利擁護支援従事者研修会でしたが、事例の解説も大変わかりやすかったと多くの声をいただきました。また、今回の参加者は、札幌市、石狩市、旭川市 千歳市 江別市、岩見沢市、滝川市、砂川市、小樽市、今金町、占冠町、清水町、積丹町、京極町 など、道内各地から参加をいただきました。日曜日という条件ながら、遠路の参加をいただき、大変、嬉しく思います。次回以降は、土曜開催を検討し、より一層多く方が参加できるような日程も考慮できたらと思います。法律職の参加については、北海道社会保険労務士会や北海道行政書士会で活躍されている個人を通して、お仲間へ本研修を周知していただくことができました。北海道においても、権利擁護に関する意識の向上が必要です。今回の研修は大きな学びの場となりました。

講師の先生、本当に、有意義な研修会を開催いただき御礼申し上げます。

報告者 一般社団法人ジャスミン権利擁護センター 代表理事 水戸由子 4、新潟県燕市「権利擁護支援従事者研修〜権利擁護支援ニーズへの対応〜」2016 年 11 月 22 日

【プログラム】

・『事案の見立て』

講師:上田晴男さん

(全国権利擁護支援ネットワーク事務局長、NPO 法人 PAS ネット理事長)

・『支援の組み立て』

講師:上田晴男さん

・『グループワーク (事例検討)』

講師: 今井友乃さん(NPO 法人知多地域成年後見センター)

上田晴男さん

・『支援の展開と関係性の構築+まとめ』

講師:上田晴男さん

【報告】

全国権利擁護支援ネットワーク 「権利擁護支援従事者研修~権利擁護支援ニーズへの対応~」報告

平成28年11月22日(火)、全国権利擁護ネットワーク主催の標記研修を、燕三条地場産業振興センター「リサーチコア」にて開催しました。

昨年から全国各地で展開されている本研修を本県燕三条エリアで実施いただけたことは 大変意義深く、県内各地で日々権利擁護支援に奔走する関係者はもとより、遠く県外(富

山・石川)からの方々も含め、総勢38名の参加を得ることができました。

午前中はまず、同ネットワークの上田さんから「事案の見立て/支援の組み立て」と題して解かりやすい講義をいただきました。「対症療法は支援の一部でしかない」「本人の考えることと支援者の考えることは違う」「その支援に根拠はあるか」等といったことばの数々は、初任者のみならずそこそこの経験を積み重ねてき

た参加者にとっても普段の関わりを見直すきっかけに



なったものと思います。

昼の休憩をはさんでの後半は知多地域成年後見センターの今井さん進行による、複合的な課題を抱える事



例についてのグループワークが行われました。今回の参加者はほぼ福祉関係者で占められましたが普段あまり接点のない職域の参加者同士があえて混在するようなグループ分けとし、事例そのものも高齢・障害それぞれの領域にまたがる内容でしたが、ほとんどの方が初対面同士ながらも熱心な討議を展開し、軽妙かつ時に鋭い今井さんのファシリテーションと相まって、実際にケースを見立てて支援を組み立てる絶好のトレーニングとなっていました。

終盤は再度上田さんによる事例のまとめと講義で締めくくられました。「支援は闘いだが、 本人と闘うのではなく本人の支援ニーズと闘うのだ」というフレーズは、多くの参加者の やる気の導火線に火をつけたことでしょう。



当日は朝から福島県沖の地震(当地で震度2)で文字 どおり揺り起こされ、研修中もわずかながら余震に見舞 われるなど少々落ち着かない時間帯がありましたが、そ れらをものともしない充実した研修であったことは参加 者アンケートからも窺うことができ、無事終えられたこ とに胸をなでおろした次第です。

(燕市社会福祉協議会 吉藤則彦)

5、福島県いわき市『権利擁護支援従事者研修~意思決定支援を考える~』 2016 年 11 月 28 日

- •第一部 講義
- ①成年後見制度利用促進法等について
- ②意思決定支援について

講師:熊田均さん

(前日弁連高齢者・障害者委員会委員長、弁護士)

・第二部 グループワーク (権利擁護支援ニーズの事例)

講師:熊田均さん

上田晴男さん

(全国権利擁護支援ネットワーク事務局長)

今井友乃さん

(NPO 法人知多地域成年後見センター、全校権利擁護支援ネットワーク事務局次長)

【報告】

午前中は、熊田均さん(前日弁連高齢者・障害者委員会委員長、弁護士)による講義であった。テーマは①成年後見利用促進法②意思決定支援についてであった。利用促進法のわかりやすい説明が大変好評であった。話がわかりやすいとの感想が多くあった。講師が成年後見制度への造詣が深いところから、歴史的にも流れがよくわかった。ようである。午後からのグループワークでは、現地での事例からで、参加者の身近な問題でかかわりやすかったようである。色々な職種で考え方が違うことを認識できた事が、よかったとの感想を多く聞けた。熱心なグループワークであった。

6、和歌山県那智勝浦市『権利擁護支援従事者研修~権利擁護支援ニーズへの対応~』2016 年 12 月 16 日

【プログラム】

・『権利擁護支援の基本』

講師:佐藤彰一さん(全国権利擁護支援ネットワーク代表)

・『意思決定支援とエンパワメント』

講師:佐藤彰一さん

・グループワーク『権利擁護支援ニーズの事例検討』、各グループからの報告

講師: 今井 友乃さん (NPO 法人知多地域成年後見センター事務局長)

上田 晴男さん(全国権利擁護支援ネットワーク事務局長)

・「支援の展開と関係性の構築 +まとめ」

講師:上田晴男さん

【報告】

権利擁護支援従事者研修

平成28年12月16日(金)権利擁護支援従事者研修の報告について

作成者 合同会社ソルジス 水口真一

和歌山県にある那智勝浦町にて行われました。「権利擁護支援従事者研修」が終了しました。当ネットワーク会員の合同会社ソルジスの水口真一さんが作成した報告を掲載させていただきます。

平成 28 年 12 月 16 日(金)に和歌山県 那智勝浦町において、同県で初となる全国権利擁護支援ネットワークの研修会を開催し、無事に終了することができました。

研修参加者は30名で、参加者は、町内外から地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、 介護保険関係施設、障害者相談支援事業所、障害者支援施設、社会福祉協議会など様々な 事業所から参加していただきました。

午前の部は講義形式で國學院大學法科大学院教授で弁護士の佐藤彰一さん(全国権利擁護支援ネットワーク代表)が「権利擁護支援の基本意思決定支援・エンパワーメント・最近の話題」について講義していただきました。

権利擁護という言葉の整理から始まり、権利擁護支援の実践、意思決定支援のあり方、最近の権利擁護支援の話題まで権利擁護支援を行うにあたって重要な内容をお話してくださり、参加されている方は熱心に講義を聴かれていました。

午後の部は、グループワーク形式で NPO 法人 PAS ネット理事長で全国権利擁護支援ネットワーク事務局長の上田晴男さんと知多地域成年後見センター事務局長の今井友乃さんがグループワーク (権利擁護支援ニーズの事例検討)を進行していただき、まとめとして、

上田晴男さんが「支援の展開と関係性の構築」について講義していただきました。

高齢者や障害がある方など複合的なニーズがある世帯に対する支援について、5名、6 グループに分かれワークを行いました。参加されている方々は、事例に対して、同じ権利擁護支援でも、事業種や職種によってそれぞれ違った支援のアプローチがあり、事例を様々な角度から検討していく流れはとても興味深かったです。

上田さんが講義の中でおっしゃっていた、事案の見立てについて、対象者の事実に基づいて支援方針を確立し、支援を行って、評価していくというプロセスがとても大事だと感じました。経験則や支援者の思い込みから支援を組み立てていくと利用者の本当のニーズを見失ってしまったり、利用者に支援を押しつけてしまうという可能性があり、権利を擁護するということがおざなりになってしまいます。

普段から支援の基本をしっかりと押さえることで効果的な支援につながると思いました。 私たちの地域は少子高齢化が進んでおり、社会資源も乏しいです。ですが、支援ネットワークの構築は進んでいて、普段から支援者が顔の見える関係になっています。今回の研修で得たものをネットワークを通じて拡散し、より良い権利擁護支援を行えるよう皆さんと一緒に創り上げていきたいと思います。

お忙しいところ本研修に参加していただき、誠にありがとうございました。また研修の 準備等お手伝いいただき、併せて御礼申し挙げます。



7、鳥取県鳥取市『権利擁護支援従事者研修〜権利擁護支援ニーズへの対応〜』 2017年1月19日

【プログラム】

・『事案の見立て』

講師:上田晴男さん

(全国権利擁護支援ネットワーク事務局長、NPO 法人 PAS ネット理事長)

・『支援の組み立て』

講師:上田晴男さん

・『グループワーク (事例検討)』

講師:今井友乃さん(NPO法人知多地域成年後見センター)

上田晴男さん

・『支援の展開と関係性の構築+まとめ』

講師:上田晴男さん

【報告】

午前中は、上田晴男さん(全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長、NPO 法人 PAS ネット理事長)に「事案の見立て」と「支援の仕組み」というテーマで講義をしていただいた。わかりやすい資料と軽妙な語り口調がとても聞きやすかったようである。

午後からの、グループワークは、とても熱心に話し合われた。異業種との話し合いが、自 分の至らなさを浮き彫りにして、今後の課題が見えてきたという意見が聞かれた。

講師による「時間内に、話し合いをする。」というキーワードが終わりの無い課題を抱えて 会議をしなければならない参加者の心に残った言葉になったようである。

8、千葉県千葉市『権利擁護支援従事者研修~権利擁護支援ニーズへの対応~』 2017年1月23日

【プログラム】

・『権利擁護支援の基本』

講師:佐藤彰一さん

(全国権利擁護支援ネットワーク代表、國學院大学教授、弁護士)

グループワーク『私はこんな支援をしています』

講師: 今井友乃さん

(NPO 法人知多地域成年後見センター)

・グループワーク (未来デザイン手法を用いた事例検討)

講師:今井友乃さん、伊東かおり(NPO法人知多地域成年後見センター) 富松玲香さん(NPO法人知多地域成年後見センター)

【報告】

参加者は多くなかったものの、年代も幅広く参加があった。福祉関係者から、障害の親まで立場の違う方が集まった。最初は、全国ネット代表の佐藤彰一先生の「権利擁護支援の基本」の講義で、わかりやすい話で深い内容を理解できたようである。

その後、未来デザイン手法での事例検討を行った。本人の素晴らしい未来を描くという少し変わった手法に、参加者は戸惑うものの新鮮味を感じたようである。持ち帰って職場で活用したいという声も聞かれた。



全国権利擁護支援実践研修会 in ながの

アンケート集計 回答数46

1) (A) お住まいは

長野県 41名 (長野市14、中野市9、飯山市4、須坂市3、佐久市2、

飯綱市1、信濃市1、千曲市1、野沢温泉村1、松本市1、

山ノ内町1、不明3)

新潟県 2名 (魚沼市2)

埼玉県 1名 (三芳町1)

愛知県 1名 (名古屋市1)

回答なし 1名

(B) 職種(所属) ※複数可

①自治体 2名 ②社会福祉協議会 10名 ③福祉職(高齢) 8名

④福祉職 (障害) 18名 ⑤法律職 2名 ⑥AS-J 会員団体 4名

⑦その他 4名(長野県社会福祉士会1、育成会1、無記入2) 回答なし 1名

- 2) 本研修は何でお知りになりましたか? ※複数可
 - ①チラシ 10名 ②AS-J ホームページ 2名 ③関係機関 21名
 - ④友人・知人 3名 ⑤福祉新聞 0名 ⑥全社協メールニュース 2名
 - ⑦その他 8名(県社会福祉士化会一斉メール 2、インターネット (FB) 1、アドボネット 1、ふくし M ネットメール 1、上司 1、職場 1、無記入 1)
- 3) 基調講演について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 41名 2. よかった 4名 3. よくわからなかった 0名 回答なし 1名
 - やまゆり園のお話がきけてよかった。
 - ・パワーポイントも特に黒子と黒衣でたとえてもらってわかりやすかった。
 - もっと時間があれば理解が深まったのではないか。
 - ・判り易かった。まん中の通報(虐待案件)・報告の課題のところは聞きたかった。
 - ・基本となることを、わかりやすく整理して頂き、大変役立った。
 - ・意思決定支援を普段からしていると思ってきたが、意思決定を強要していることも あるかもしれないと反省した。
 - ・とてもわかりやすかったです。

- ・権利擁護について整理ができ、改めて考えることが出来ました。
- ・意思決定支援について、わかりやすくお話を聞くことができよかった。
- ・とてもよくわかったし、これからの活動にいかしていきたいと思いました。
- ・「困難」なのは誰なのか、常に心してゆきたいです。
- ・意思決定支援・自己決定支援と一言でいっても。根拠を持って、専門職として行っていかなければならないと思いました。
- ・タイムリーに考え直したいテーマだったので再考していきたいと思います。
- ・自分の関わり方をふりかえるキッカケになったので(大変よかった)。
- ・権利擁護の言葉の意味についてよく分かり良かったです。
- ・悩むことは普通のことだ。悩まなければいけないという言葉が印象的でした。
- ・業務多忙で時間に追われる日常のなか、意思決定を知らず知らずのうちに強要しているのではないか、振り返り反省すべき点です。決めることは大変なこと、時間がかかることです。ゆっくり時間がかかっても利用者さんと一緒に悩んでいこうと思います。
- ・自己決定と最善の利益、どっちを重視するか、いつも悩んで苦しかったけど、悩む ことが当たり前で、どちらも大事にしてるから悩むんだという言葉で、勇気づけられ ました。
- ・ご本人の尊厳と最善の利益がぶつかった時には悩むしかないというお話が、支援の中でもよくあることなので、参考になりました。悩んでいることが、両方を追い求めているということで、間違ったことではないと改めて考えさせられました。
- ・「社会の中で生きる」ことの大切さがわかりました。
- わかりやすい説明でした。
- ・権利擁護とは何ぞやと言うごく基本的な部分をご教示して頂いた様に思えました。 ありがとうございました。
- ・改めて、意思決定とは何なのか?と考えさせられました。"普通の感覚"を持って、今後も支援を続けていきたいです。
- ・権利擁護について本人中心にシンプルにまとめて話しをして下さり、わかりやすかったです。
- ・とても勉強になりました。「悩む」ことは普通でよいことという言葉が、目からウロコでした。来てよかったです。参加できて本当にラッキーでした。「黒子」と「黒衣」のお話しがとてもためになりました。
- 4) 課題提起について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 29名 2. よかった 15名 3. よくわからなかった 0名 回答なし 2名

- 大先輩も悩みながら支援をしているとわかって、心強かったです。
- ・それぞれに悩んでいる様子がわかり共感できた。
- ・権利擁護支援に関わっている先輩方でも日々悩みながら活動していることがわかり、 それが普通だと知り、安心しました。事例が参考になりました。
- ・失敗を恐れず、失敗から次につなげる支援を行っていくことの必要性を学びました。 一緒に経験する、共有することの大切さを学びました。
- ・支援がうまくいかなくても、検証して、また支援をしていくことが大切だと思いました。
- ・もう少しパネルディスカッション的にしてもらっても良かったと思います。
- ・実践をふまえてのお話、大変参考になりました。
- ・支援者主体でなく、流動的な本人の状況にあわせて支援していきたいです。
- 分かり易かった。
- ・現場での話がきけて元気がでました。
- ・具体的な事例でわかりやすかったです。
- ・取り組みの状況や課題について分かり易く説明して頂き、共感するところも多かった。
- ・「支援者が都合よい支援はしない」ということ。事業者の都合、職員の都合と言い訳 していることもあるか・・・
- ・現場からみた権利擁護、大変勉強になりました。こういった職種にあたっている方は、皆同じように悩み、支援にあたっているんだなと思いました。
- ・現場での意思決定の様子を知ることができた。
- ・今井さんの経験談はとても参考になった。
- ・話しをして下さる方にも課題がある中で濃いお話しをして下さり、自分自身が日々の支援で自問自答し、自分は全然ダメだな・・・と落ちこむ日々の中で、光になる話しもあって、今後参考にしていけたらと思いました。
- ・実際を知れてよかったです。事例についてがありましたが、口頭でだけだと、分かりにくかったです。
- ・3名の事例であったのでもう少し時間が合って、くわしく話をきけるとよかった。
- ・実際にある事例も聞けて勉強になりました。
- ・それぞれの課題に対しての佐藤先生のコメントが聞ければよかったです。
- ・「悩みながらやっている」「異業種連携」「権利擁護=成年後見ではない」「振り回されることを覚悟する」「失敗をおそれない」「成年後見=1つのツールにすぎない」・・・お3人の言葉がどれも重みがあり、大切にしたいと感じました。
- 5) グループワークについて、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 39名 2. よかった 2名 3. よくわからなかった 1名

回答なし 4名

- ・楽しく各々立ち場より意見をいただけた
- ・他職種からの参加者さんからとても良い話を聴けてとてもためになりました。今日 はありがとうございました。
- ・自分の事業所のケースと似たものもあり、照らし合わせてみたり、グループの方達 のたくさんの意見も参考にして、これから支援していきたいと思います。
- ・最初は緊張していたが、講師からタイミングよくアドバイス・ヒントをもらいながら進めることができました。
- ・事例検討の形式だったので、多職種連携を体験できました。
- ・福祉的な支援ももちろんですが、医療的な面ももっと勉強しなくてはと思いました。
- ・他機関の現場の視点、実践を聞くことができ、自身の実践の振り返りになった。
- ・つい自分だったらどうしてほしいかと考えてしまうが、本人がどうしてほしいかということを考えながら支援を考えていかなければと感じた。
- ・とても良い意見交換ができたと感じています。あっという間でした。
- ・具体的な事例にそって意見交換ができた。事例数も時間配分も適当でよかったと思います。
- ・立場・職種のちがう方々と、幅のひろい意見交換ができてよかったです。
- ・自分の専門領域で対応できること・できないことをしっかり認識し、足りない部分 は他の専門職の協力を得ることが重要だと再認識した。
- ・グループメンバーの専門性に助けられた。事例を通し、専門性を追求することの大切さを学ぶ機会となった。「専門性と関係性の先に意思決定がある」肩を張らずに一緒にあたり前の暮らしの実現を目指したいと思います。
- ・意思決定をしていくうえで必要なことを教えてもらい、お互いの意見交換ができて、 知識等が広がった。
- ・様々な立場から意見がきけてとても勉強になりました。
- ・事例検討があっていろいろな意見がきけてよかった。
- ・様々な視点からの意見により、視野が開けた。当事者の思い、意見を見抜く力をもっと、さらに養いたいと思いました。
- ・専門性を高め、障害を理解して支援できるように、しっかり勉強していきたいと思います。グループワークでみなさんの意見をいろいろお聞きできて、勉強になりました。
- ・専門職は責任が大きいと感じました。多くの人と話せてよかったです。
- ・事例が難しかったですが、考える事がたくさんあり、毎日の自分を振り返る事ができました。特に、関係性と専門性でした。
- ・専門職知識を再勉強です!!
- ・専門職として知っておかなければならない知識、視点、アセスメント、それに基づ

いた支援について考えることが大事だと思いました。それは支援者の価値ではなく本 人の思いを中心に考えることだと感じました。

- ・他職種の方とかかわりあう事で自分の中の考え方が広くなりました。
- チームでみていくということが大事だと思いました。
- ・専門性・関係性を理解し、意思決定支援につなげていきたいです。
- ・意思決定支援は大事と思っていて、でも分からないことばかりで、学びたいと思ってあちこちの研修に行ってますが、専門性・関係性あっての意思決定支援であることを感じて、一から学びなおす覚悟です。
- ・グループワークをとおして、意思決定支援の前提に、本人を理解することや支援者 の専門性を活かすことの大切さがわかりました。
- ・いろいろな意見が出て活発なところが良かった。
- ・様々な分野の方のご意見が伺え、1つの支援に対しても色々な方法がある事を再認識させて頂きました。意思決定の支援の困難さを改めて意識させられました。
- ・様々な価値観を持った人たちからの意見は、とても刺激になりました。
- ・相談員さんや、後見人さんの方が、困難とされるケースを沢山知っているのかなと 思う中で、勉強になることが沢山ありました。事例検討はよくある中で、支援者目線 になりがちですが、色々な職種の方がいて、本人中心で考えられるもので良かったで す。
- ・講義・討議の間隔が少しこまか過ぎたかなと思います。十分な討議が少ししにくかった。
- ・進行がよくわからなかった。事例も多くポイントが不明確だった。
- 一緒になったお仲間さんから、いっぱいパワーを頂きました。

権利擁護支援従事者研修 (鹿屋)

アンケート集計 回答数23

1) (A) お住まいは

大分県 1名(臼杵市1)

熊本県 1名(水俣市1)

長崎県 1名(誅早市1)

福岡県 6名(久留米市5 無記入1)

鹿児島県 14名(曽於市3 鹿屋9 肝付町1 無記入1)

- (B) 職種(所属)※複数回答可
- ①自治体 0名 ②社会福祉協議会 7名 ③福祉職(高齢) 7名
- ④福祉職 (障害) 1名 ④法律職 1名 ⑤AS-J会員団体 2名
- ⑥その他5名(NPO3名 看護師1名 無記入1名)
- 2) 本研修は何でお知りになりましたか? ※複数可
 - ①チラシ 5名 ②AS-J ホームページ1名 ③関係機関15名 ④友人・知人 2名 ⑤福祉新聞 0名 ⑥全社協メールニュース 0名 ⑦その他 1名 (職場)
- 3)「権利擁護支援の基本」「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想 をお書きください。
 - 1. 大変よかった 13名 2. よかった10名 3. よくわからなかった 0名
 - ・何度聞いても新しい事の様です。もう一度聞きたい。
 - ・ 意思決定については、支援の中で誘導してしまったりする事もあると改めて感じることが出来ました。
- ・ 権利擁護支援は正解はないけれども、何をしているかは言えるという部分が心に 残

った。

- とてもわかりやすかった。よく分かった。分かりやすくてよかった。
- ・権利擁護の言葉の元々の整理や最近の情勢について基本的なことを知ることができた。
- ・日頃の業務で悩み迷っていることが講義をお聞きし、整理できた。モヤモヤしたもの

が何かを理解することが出来た。とても興味深い講義でした。ありがとうございま

た。

- 4)「グループワーク」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 13名 2. よかった 8名 3. よくわからなかった 2名
 - ・A さん B さん C さんどうにもわからない D さん、そんな D さんの事を決して悪く言わないで、もしかしたらとってもいい方かも知れないと言い張った仲間がとても嬉しくやさしい方だなと感じました。
 - ・各々の意見が、人各々の心、見方等変化がありました。
 - ・事例を6名で検討することができた。
 - ・同じ事例を皆で意見をだしあい新たに支援方法など勉強になり良かったです。
 - ・ワークに向かない?後ろ向き発言の参加者がいて、円滑性に欠けた感がありました。 経験談を長々話す方がいて時間管理が大変だったと思います。特に司会者がやんわ り修正できたら良かったと思いました。
 - ・各専門職の方々の意見を聞ける大変内容のあるワークでした。また参加したいです。
 - ・具体的な事例での一からのアセスメントで練習になった。
 - ・県外の参加者の方々とのグループワークで情報交換は行え、貴重な経験となりました。

ありがとうございました。

・家族がそれぞれ個々の支援ニーズがあり、家族間で連動した支援も必要という事案 は

あまり経験したことがないため考えさせられました。

- ・複合支援については、「社会的支援チームの形成」について考えが至らなかった為 整理できない部分がありました。それぞれのケースとして、整理し客観的に事実を 把握できなかった。
- ・時間があっという間で、計画表まで完成が大変だった。
- 活発な話ができて良かった。
- ・佐藤先生の講義を活かした、又再確認できるような内容であればより私自身の中で 理解できた様に感じた。私のスキルの低さかもしれませんが、、、現場でのジレンマ を共有し、基本を確認したかった様に思った。
- ・司会者が自分の意見に執着していた。
- ・事例検討はとても難しいと思った。
- 5)「支援の展開と関係性の構築」「まとめ」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 13名 2. よかった 9名 3. よくわからなかった 0名

無記名 1名

- ・今後の支援の参考にさせていただきます。
- ・ユーモアを交えて分かりやすく教えて頂いた。困難事例といわず、複合支援ニーズ というのがなるほどと思った。
- ・支援の展開について整理が出来てわかりやすかったです。今後の支援に活かしてい きたいと思います。
- ・分かりやすく良い振り返りができました。
- ・いつも楽しい話をありがとうございます。支援は戦いである・・・なるほど。
- ・社会的支援のチームの形成についての必要性について考えることができた。
- ・グループワークでまとめきれなかった部分を説明の中で解釈することができた。
- ・長い時間ありがとうございました。
- ・関係性の方程式はどんな難しい人でもあてはまるという言葉が印象に残りました。

権利擁護支援従事者研修(札幌)

アンケート集計 回答数30

1)(A) お住まいは

北海道 29名(京極町 2、札幌市 8、積丹町 1、**江別市 4、小樽市 1、砂川市 2、岩見沢市 3、石狩** 市 1、豊平区 1、滝川市 1、旭川市 1、千歳市 2、今金町 1、回答なし 1)

回答なし 1名

(B) 職種(所属) ※複数回答可

①自治体 1名 ②社会福祉協議会 11名 ③福祉職(高齢) 6名 ④福祉職(障害) 3名

⑤法律職 7名 ⑥AS-J会員団体 1名 ⑦その他(専務 1) 回答なし 1名

2) 本研修は何でお知りになりましたか? ※複数あり

①チラシ 11名 ②AS-Jホームページ 0名 ③関係機関 8名 ④友人·知人 6名

⑤福祉新聞 O名⑥全社協メールニュース 1名⑦その他 5名(Facebook 3、FAX案内 2)

- 3)「権利擁護支援の基本」「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 11名 2. よかった 19名 3. よくなかった 0名
 - 〇保健、医療、福祉、法律の方のネットワーク形成の重要性を再認識できた。
 - ○権利擁護ネットワークが学べて、手法が参考になった。
 - ○南豪州の取り組みや世界的な動き(条約等)についても触れていただきたかった。
 - ○「権利擁護支援」という言葉の使い方とその対象・射程がいまいちよくわからなかった。
 - ○「権利擁護」について、もう少し具体的な説明がほしかった。
 - ○何度聞いてもわかりやすくてよかったです。
 - ○インフォーマルからフォーマルへの形成していく過程のところは、もう少し細かく、分かりやすく説明して欲しい。 そして、それぞれの専門職の強みはどういう部分なのかを教えていただきたい。
 - ○竹内弁護士の話しぶりが慌ただしく、語尾が「~けども」が多く聞き苦しかった。
 内容も「意思決定支援の基本」でなく「岡山のネット懇の紹介」のように感じた。
 もう少し倫理や姿勢についての話しに実例を用いた話が聞けると勝手に思っていたため、少し残念だった。
 ただ、ネットワークの作り方が重要であることは十分に理解できた。
 - ○具体的かつ総括的で大変参考になった。
 - ○基本的な考え方が学べて大変勉強になった。
 - 〇岡山、イギリスの取り組みも交えてお話しを伺うことができて良かった。
 - ○イギリスのベストインタレストを学びたいと思っていたので貴重な学びの時間となった。 法人後見のあり方もより詳しく話を伺ってみたかった。
 - ○実際の現場での仕事のお話しもあり、具体的にわかった。

- 4)「グループワーク」について、ご意見・ご感想をお書きください.
 - 1. 大変よかった 17名 2. よかった 11名 3. よくなかった 0名 未回答 2名
 - ○グループ内の方と話をしている中で、自分が気付かなかった面を知る事ができた。 事例解説も丁寧にしていただきとてもわかりやすかった。
 - ○自分にはでない支援の手法がグループで上がって非常に勉強になった。
 - ○エコマップ、ジェノグラムだけでは全体像の見通しにつながりがちなので他の手法も必要だと思う。 権利擁護支援視点をより強調していいと思う。
 - ○グループワークのメンバーのかたからたくさんの気づきをいただいた。すばらしかった。
 - 〇エコマップを作成するにあたり、様々なアプローチがあることが大変参考になった。
 - ○職種の違いで色々な考えがあることを聞けて良かった。
 - ○ケースの背景を捉える深さというもののトレーニングになった。 信頼関係の作り方(介入方法)は、いつでも難しい。
 - 〇異なる業種・立場の人と意見を出し合えるのは視野を広げる意味でとても有意義であった。
 - ○多くの意見を聞くことができて、大変良かった。
 - ○多職種の専門家から異なる分野の見解を聞けた。
 - 〇グループの中に社労士の方がいて普段あまり関わりのない職種の方の意見を伺うことができてよかった。
 - ○包括の方や他の職種の方と交流ができ貴重な体験ができた。 まだまだ自分は色々な勉強が必要だと感じた。
 - 5)「支援の展開と関係性構築」「まとめ」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 17名 2. よかった 11名 3. よくなかった 0名 未回答 2名
 - ○竹内先生が話してくださった内容(課題の裏にある本人の思いをもっと大切に見立てる事)にとても共感を覚えた。
 - ○支援困難事例で援助者側の関わり・対応のまずさが要因となることに気をつけていきたい。支援を必要とする 方の心情に寄り添っていきたいと感じた。表面的な言葉の裏側に何があるのか見立てをしていきたい。
 - ○情報が頭の中で整理できて良かった。
 - 〇社会資源を増やすべきだと思った。
 - ○本人へのネットワーク、支援者間のネットワーク、インフォーマルを含めたサービス資源の形成へも繋げること が必要な時代になると良い。
 - 自分だけでなく他機関との良い関係性を作ることの必要性を感じた。
 - ○今後の業務に活かしていきたい。
 - ○関係性の構築に時間がかかる事、少しでも早く着手しなければならない事を実感した。
 - ○「誰かが一人で抱え込まない」ということを改めて認識することができて良かった。
 - 〇成年後見等に関する研修の機会が少ないため大変参考になった。
 - 〇お世話になりありがとうございました。

以上

AS-J 権利擁護支援従事者研修(11/22開催)

アンケート集計

(参加者数:38 アンケート回収数:35 回収率:92.1%)

1)(A)住まい

〇都道府県

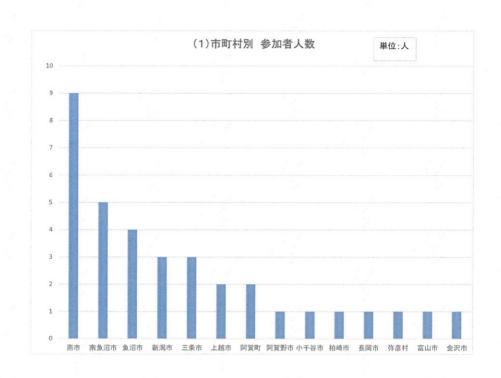
新潟県	33
富山県	1
石川	1

(単位:人)

〇市町村

0.11.11	
燕市	9
南魚沼市	5
魚沼市	4
新潟市	3
三条市	3
上越市	2
阿賀町	2
阿賀野市	1
小千谷市	: 1
柏崎市	1
長岡市	1
弥彦村	1
富山市	. 1
金沢市	1

(単位:人)



1)(B)職種(所属) ※複数回答有

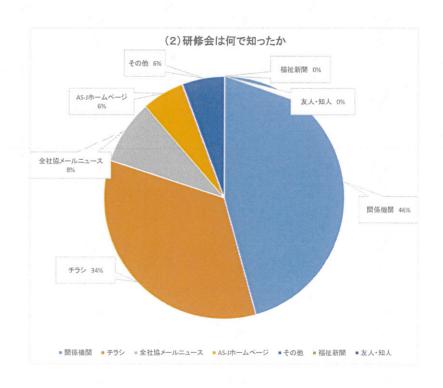
0
14
7
9
0
2
5

(単位:人)

2) 本研修は何でお知りになりましたか?

277 M 19 18 1-1 C 00 XH 710	
関係機関	16
チラシ	12
全社協メールニュース	3
AS-Jホームページ	2
その他	2
福祉新聞	0
友人・知人	0

(単位:人)



- 3)「事案の見立て」「支援の組み立て」について、ご意見・ご感想をお書きください。
- 1. 大変よかった 25人 2. よかった 9人 3.よくわからなかった 0人
- 説明が簡潔でわかりやすかった。
- ・「介入根拠」はあまり意識して考えたことがなかった。また、見立てにおいて、 支援の遠近を意識しないとケースに振り回される…納得。支援は協働、「一緒に」がキーワード。
- ・的確に対象を捉えることの重要性を学んだ。「そうしているつもり」だったが、 振り返るとやれていたかどうか自信がなくなった。でも、そこに気付けたことに意味がある。
- ・権利擁護支援(法人後見)という概念で話を聞いているととても限界を感じた。 しかし、日常生活自立支援という仕事をする立場で聞くとすごく理解できた。 社協では数少ない人員で、法人後見と自立支援事業を進めている所が多く、

現場では大変な仕事をしていると思っている。もっと整理し、適正な配置をし、この事業を展開できればと考えた。 コミュニティーソーシャルワークという分野の確立を目標にして取り組みたい。

その中に、スーパービジョンができる人材を配置していく必要性を痛感した。

- •わかりやすく、おもしろかった。実践できる。
- ・直接会う事、接する事の大切さを感じた。人は人とつながって生きていくのだと改めて考えた。 地域の中で社会とつながって生活していく事は簡単でない事も感じた。
- ・日頃の業務を振り返ることができた。
- ・とてもわかりやすく、実践しやすいと思った。
- ・内容が、自分自身が悩んでいる支援方法について助言を頂けた。「お客様に困り感がない」… 私が良く使っていた言葉だった。自分自身の支援手技を見直し、お客様支援にあたりたい。
- 私たちの支援を見てられるかのように、弱点をズバリとつかれた感じ。
- ・日々の業務を振り返りながら聞くことができた。困難事例と思い、不安になってしまうこともあるが、 それぞれの課題・支援方法を整理していくことで、みえてくること、そうすると不安が軽減できると、事例を通して感じた。
- ・事案の見立てまで、支援の組み立てまでの過程がとても分かりやすかった。 興味深い講義内容だった。ありがとうございました。
- ・事案の見立てについて、事案の全体像をみる力が必要。支援の遠近については、 相談業務の基本となることだなと思い、聞かせていただいた。
- ・頭の中が整理でき、他の人に説明できるようになった(ような気がする)。すぐに業務でも役立たせたいと思う。
- ・「見立て」を全体でとらえる視点、「センス」という言葉に、初めは先入観につながりカテゴライズすることがかえって その後の支援に支障が出るのではないか…。と思ったが、先生の話を聴いていくと、

「事案の見立て」「支援の組み立て」を行うことが、いかに根拠のある支援につながる大切なプロセスであることが分かった。ありがとうございました。

- 権利擁護支援について具体的に学べてよかった。今後の支援に役立てたい。
- ・一つの事例に家族全員の困難事例が関わっている。見立て、支援方法の構築が難しいと思った。

- ・相談支援業務に使える内容で、とても参考になった。
- ポイントが分かりやすかった。
- ・見立ての前提として、とにかく本人と会い、直接やりとりをしなければ支援ニーズはわからないということを学んだ。 実践していきます。現在、関わっているケースを思い浮かべながら、講義を聞かせてもらった。
- 事案の見立て、支援の組み立ての重要性を再認識した。全体像をしっかり捉えること…明日からの実践につなげたいと思う。
- ・基本的なところから学べて、勉強になった。後半かけ足ぎみだったのがもったいないかなと思った。 じっくり聞きたいなと思う内容だった。
- ・とても難しいなぁと思った。ケースを全体でみること、課題の抽出、 支援…権利擁護という視点のみならず、活用できるけれど…難しい。
- ・午前中は参加できなかった

4)「グループワーク」について、ご意見・ご感想をお書きください。

- 1. 大変よかった 21人 2. よかった 14人 3.よくわからなかった 0人
- ・見立てをしっかりやってグループ内で支援ニーズを明確にしておくことで、支援方針や課題が立てやすかった。
- ・自分の立ち位置を意識しながら、課題と支援方法を考えてみると、考え方や選択肢に変化があったように感じる。
- ・さまざまな職種でさまざまな視点の考えが聞けてよかった。
- ・他職種の方の多角的な話を聞くことができよかった。
- ・それぞれの分野から専門職の方が集まったので、様々な視点から検討ができ、参考になった。 地域包括支援センターも、こうした専門職の方が入って、多角的な視点から検討会議やアプローチが できると良いと思った。
- 好きなことが言えた。
- ・他の事業所の方々の姿勢をみる事ができた。少しの時間でもとても頼りになる方だと思う人がいた。
- 事例について、グループで話合い、意見をまとめることができた。

権利擁護の視点から、アセスメント~長期目標まで組立てる難しさ、そして大切さを学んだ。ありがとうございました。

- ・グループとして最後までまとめることができなかったが、まとめて頂いたものの配布がありよかった。
- ・チームで話合うことで、いろいろな気付があった。今後の支援に活かしていきたい。
- 様々な職種の方々と意見交換できた。
- ・手段、方法を書き出すことができても、全体像の中で整理し、体系だてるのがなかなか不得意なのがわかりました。 (自分が)自分の弱い部分をふまえて、今後の支援に活かしていきたい。
- ・終わりの先生からのまとめも分かりやすかった。
- 事例の検討以外にも、いろいろな話がきけてよかった。
- ・計画は難しかったですが、話を聞いて納得できる勉強になる内容だった。ありがとうございました。
- ・講義で触れられたことについても、理解を深められてよかった。

- ・介入根拠を設定することが、支援計画作成のポイントになることが理解できた。普段の活動で忘れがちだと感じた。
- ・時間配分が上手く出来ず、最後まで検討することは出来なかったが、

皆さんそれぞれの視点を聞かせてもらい勉強になった。

- ・難しいとも感じたが、グループメンバーと協力できてよかった。
- ・色々な立場の色々な話、意見がきけた。
- ・いつも障がい福祉分野に関するグループワークが多かったので、

今日、高齢や日自担当者とのグループワークができてよかった。

いつもの雰囲気と違い、みなさんの積極性に驚き、心構えとして今後のグループワークに活かせそうだ。

- 5)「支援の展開と関係性の構築」「まとめ」について、ご意見・ご感想をお書きください。
- 1. 大変よかった 22人 2. よかった 11人 3.よくわからなかった 1人
- ・具体的、実践的で分かりやすかった。忘れていかないよう実践していきたい。話もユーモアがあって、 楽しく聞くことが出来た。 ありがとうございました。
- ・「手間ひま」はかかるが、毎日対応しないと死んじゃうこともないーそれを1人でなく、手放さず、 関わりをつづけていくために、「見立て」ていく、関係性を作っていきたいと思った。
- 鋭い切り口と具体的な話が聴けて勉強になった。
- 自分では気付かない視点が見つけることができた。
- ・信頼関係…個別に後から総合的に出てくる事。 支援の関係性…"本人が受けとめる事の大切さ"をわかった事。 近くにいないけど、信頼し近くにいると感じる存在の大切さや関係。

時間がかかることは仕方ない事(手間ひま=権利擁護)

- ・本人申立てにキーパーソン、虐待を関わりの根拠とする、どれも目からウロコでした。 ただ、スライドがよく見えませんでした。
- 全体的にわかりやすい
- 関係性の方程式、よく覚えておきたい。直接本人に会って話をする姿勢を持ち続けたい。
- ・できていることや、できていない(勘違い含む)こと、自分の普段の支援を見直すよいきっかけになった。
- わかりやすい説明で、尚、深い内容で良かった。
- ポイントが分かりやすかった。
- 関係性をつくるために、短時間で定期的に訪問(声かけ)をしてみたいと思う。
- ・関係性の方程式、「×」での相乗効果、見直しをすることができた。
- ・今後の業務に活かしていきたい。ありがとうございました。
- 結局、難しいなぁ~と思う。しかしながら、支援チームの一員としてより精進したい。

権利擁護支援従事者研修アンケート結果

- 1 日 時 平成 28 年 11 月 28 日 (月) 10 時~16 時
- 2 場 所 いわき市生涯学習プラザ 4階 大会議室1,2
- 3 参加者名 57名
- 4 アンケート ・回答者数 42 名
 - ·回答率 73.68%
 - ・アンケート結果については別紙のとおり

5 結果

(1) 問1

A お住まいの市町村

区分	回答者数
福島県内(いわき)	31
福島県内(市外)	11

B 職種

区分	回答者数
自治体	1
社会福祉協議会職員	6
福祉職 (高齢)	16
福祉職 (障がい)	14
法律職	2
AS-J 会員団体	3
その他	1

(2) 間2本研修は何で知ったか

区分	回答者数
チラシ	8
AS-J ホームページ	0
関係機関	26
友人・知人	3
福祉新聞	0
全社協メールニュース	3
その他	2

(3) 問3講義について

区分	回答者数
大変よかった	24
よかった	15
よくわからなかった	0

○ 意見等

- ・ 講師のお話がとてもわかりやすく、大変勉強になった。
- ・ 成年後見制度についての考え方として業務で判断が迷うことが多いが、先生の話を聞いて世間で議論されていることの論点をわかりやすく学ぶことができた。
- ・ 話のテンポが良く成年後見制度について理解することができた。また、問題点や今後の課題取扱いの難しさ等を知ることがとても良かった。
- ・ まだ垣根が高いように感じる。被後見人等の権利が制限されること に抵抗があることと、費用がよくわからないことからだと思っている。
- 実際後見人として活躍している弁護士の生の声がきけて良かった。意思決定支援について、とてもわかり易く講義していただけ大変勉強になった。
- ・ 複雑な内容で法律や条約について書籍を読んでも理解できない内容 をわかり易く説明があり、イメージがわいた。成年後見制度を必要と している人が多数埋もれているため、発掘していくことが課題。
- ・ 成年後見制度の利用に結び付けるかどうか、本人の希望にどこまで 言う通りに支援するかなどケースケース異なることであり、その判断 と言うのは非常に難しいと感じた。
- ・ 法律の内容についてわかり易い説明をありがとうございます。

- ・ 成年後見利用促進法の背景が良く分かった。
- 現実的な内容でとてもわかり易かった。いわき市の内容ももっと詳 しく知りたい。
- 判断能力のない方の意思決定支援について改めて考えさせられた。
- 福島市では、親族後見人のバックアップ体制構築が急務だと感じた。 市民後見人の養成ばかりやっていても、家裁が選任しなければ意味が ないので。
- ・ かけ足での説明でしたが、わかり易かった。最新の情報も盛り込まれており良かった。自分から情報を得る姿勢大事だと改めて思った。
- ・ 大変難しい点もあったが、成年後見人についてや、意思決定支援に ついて学べ、その二つにどのような問題があるかわかった。
- ・ 福祉の世界に入って一年目だったので略字のところに説明があった らよかった。後見、保佐、補助の違いを丁寧に説明してもらい良かっ た。
- ・ 成年後見利用促進法が出来た背景や今後の進むべき道などを知ることができ勉強になった。
- ・ 残存能力推定の考え方がとても勉強になった。
- ・ 成年後見制度は権利擁護のために不可欠だと思ったが、本人の意思 を必ずしも尊重する制度ではないように感じ、とても勉強になった。
- パラダイム転換での発想、ラストリゾートの講義は大変勉強になり 参考になった。
- ・ 意思決定支援論の中に書かれていた「財存能力推定」意思決定支援 ができない場合とは、支援者側の能力の問題というところは福祉に携 わる仕事をしていてもとても考えさせられた。
- 今まで知らなかったことも勉強できて参考になった。
- ・ 法律や支援について理解が少しはできた。

(4) 問4グループワークについて

区分	回答者数
大変よかった	23
よかった	14
よくわからなかった	0

○ 意見等

・ 最初からグループ分けがされていたので混乱なくスムーズに話し合いに入ることができた。

- ・ 職域の異なる方とグループワークをすることで実際の動きや何を大 事に支援しないとならないのか学べた。関係者とよく話し合うことが 大事だと思った。
- ・ 同じ事例であっても職種、働く場所により視点が違う。実際、現場でも同様に様々な職種で関わる必要性を感じた。
- ・ 事例を通して多職種の方の意見が聞けたこと、同様の悩みに対して 参考になる(こんな方法があるよ等)意見が聞けたので大変良かった。
- 話のテンポが良く事例を通して支援内容を考えることで、実際にどのような考えがあるのかなどをグループワークの中で勉強することができ、改めてひとりで考えるのではなく、チームで支えることの大切さを感じることができて大変良かった。
- 見方や考え方はいろいろあるので話を聞くだけで楽しい時間だと思った。
- 多職種によってそれぞれの立場からの意見があり、とても情報の共 有ができ、参考になった。今後の業務に活かせそう。
- 事例に対して多職種で検討することで、色々な視点でケースを見る ことができた。
- ・ 本人の希望よりも安全安心が優先される場合がある。しかし、その 判断が支援者の安全安心にならないように気を付けていきたい。
- いろいろな人の意見がきけて参考になった。
- 自分の考えだけでなく、グループワークの中で違った意見を聞くことができたので勉強になった。
- 皆さんと四苦八苦して楽しんできたことがよかったと思う。
- 事例検討の中で成年後見制度が出てきたので、とてもイメージしやすく勉強になった。(成年後見制度は難しく、なじみのないイメージだったので)
- いろいろと活発に意見を出し合えてよかった。
- ・ グループで討論することにより、様々な意見を聞くことができて視 野を広げてみることができたので良かった。
- ・ 難しい内容であったが、グループ内での貴重な意見交換をすること ができ、今後の業務に活かしていければいいと思う。
- ・ 様々な考え方、発想を知ることができた。助言も意外と思う内容も あり、価値観が揺るがされた。
- ・ 上手くいった例を事例として取り組むのも良かった。
- いろいろな職場、立場の人と考えることができ勉強となった。
- 所要で参加できないが企画自体はすばらしい。

(5) 問5今後やってほしい研修又は意見等

- 高齢者ではなく、若い年齢の人たちの後見人のつけ方と後見人を付ける 見極め方法。
- 繰り返し研修に参加したい。
- 成年後見の勉強会。
- 法人後見に関する研修
- ・ 後見業務に従事している方を対象とした「何でも相談会」などあれば。
- 意思決定支援の方法を具体的に。
- ・ 精神障がいの理解、人格障害との関わり方、発達障がいの理解、介入 拒否のある方への支援、本人の意思を尊重すると重大な結果(死亡、自殺、 殺人、虐待など)に至る可能性のある方への介入の仕方
- 案内に駐車場の件について記載があると良かった。
- ・ グループワークではなく、多くの事例や先生方の考えを聴けるような 研修をお願いしたい。わからない同志でグループワークすると困難。
- ・ 成年後見制度をもっと市民の皆さんに利用してもらうために、わかり易く参加できるようにしてほしい。
- ・ 意思決定の現場での研修をお願いしたい。
- ・ 障がいのある方への合理的配慮とはどのようなものがあるか学びたい。
- ・ 障がい、高齢福祉に医療機関を交えての研修があれば参加したい。
- ・ 障がいや行政関係者の参加が多かったように感じた。ヘルパーの参加者 がいたこともとても印象的。
- グループワーク、金融機関の知識向上対策、いわき市の現状と課題・ 今後の施策について。

権利擁護支援従事者研修 (那智勝浦)

アンケート集計 回答数28

- 1) (A) お住まいは
 - 和歌山県 24名 (新宮市9、那智勝浦市7、太地市3、串本市2、有田川町1、 不明2)
 - 三重県 4名 (紀宝町2、熊野市1、松阪市1)
 - (B) 職種(所属) ※複数可
 - ①自治体 4名 ②社会福祉協議会 1名 ③福祉職(高齢) 10名
 - ④福祉職 (障害) 13名 ⑤法律職 0名 ⑥AS-J 会員団体 0名
 - ⑦その他 2名(包括センター1、無職1)
- 2) 本研修は何でお知りになりましたか? ※複数可
 - ①チラシ 10名 ②AS-J ホームページ 1名 ③関係機関 14名
 - ④友人・知人 5名 ⑤福祉新聞 0名 ⑥全社協メールニュース 0名
 - ⑦その他 1名 (水口さん)
- 3)「権利擁護支援の基本」「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 23名 2. よかった 5名 3. よくわからなかった 0名
 - 理解しやすくよかった。
 - 権利擁護はすべての支援の基本となるものかと思います。
 - 説明が分かりやすかった。
 - ・やまゆり園の事件についての対応策は、共感できました。今まで報道で何か違った 方向に向かっているように感じていました。
 - ・基本的なことが具体的例もありわかり易かった。
 - ・お話がよくわかりました。支援に生かしていきたいと思います。
 - ・複数の目で見て、支援するということが印象的でした。
 - ・こんなに分かりやすく教えて頂いてありがとうございました。
 - ・とても参考になりました。自分の職業でまたどんな事が必要か考えていきたいです。
 - ・権利擁護の理解が深まりました。
 - とても分かりやすかったです。
 - ・基本的なことを詳しく解説していただいて振り返りができた。

- ・自立型権利擁護の考え方が本人が中心となって、心に添った支援になると再認識しました。
- ・いつも各論ばかりの権利擁護の講義が多いので、総論を聴く機会を頂き、今日は多くの学びを得た先生の講義も分かりやすく理解しやすかった。
- ・基本の「き」について学べたように思います。ごみ屋敷について悩んでいます。支 援の在り方について学習できました。
- ・つくいやまゆり園「権利養護から考える」が大変参考になりました。
- 4)「グループワーク」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 22名 2. よかった 6名 3. よくわからなかった 0名
 - ・それぞれの専門職の方々の具体的なお話が聴けてよかったです。
 - ・日頃、接することが少ない異職種の方と話し合う機会になり、知らない知見を得る ことができたことが何より良かった。もう少し時間がほしかった。
 - ・他の施設の方の意見やお話が聞けて良かったです。
 - ・メンバー間でよく話ができました。知りたい事も教えて頂けました。もっと時間が あればと思います。
 - ・他事業種の方からの意見が聞けて大変参考になりました。
 - ・立場、役割の違う人と検討できて勉強になりました。
 - ・各分野の方の意見を聞くことができました。障害者の方のエンパワメントの教育が 自分には足らなかったと感じました。
 - ・普段は高齢の分野でのグループワークが多いので、障害の分野の方とのグループワークで、また違った考え方、見方があり勉強になりました。
 - ・自分の関わっている分野以外の視点と意見交換ができて貴重な時間だった。
 - ・他の圏域の方と同じ事例を検討でき、大変参考となりました。
 - ・障害の分野と高齢者の分野の問題が混ざり、皆さんが参加できました。
 - ・日ごろ、会ったことのない人とのグループワークでしたので、楽しく進められました。あっという間に終わりました。虐待の言葉、疑いを持つ視点をきちんと持てるようにしたいです。
- 5)「支援の展開と関係性の構築」「まとめ」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 25名 2. よかった 3名 3. よくわからなかった 0名
 - 最後までお聞きしたかったです。
 - ・先生のお話楽しく聞けて良かったです。
 - ・根拠を持っての支援を心がけます。

- ・10 分オーバーでもOKでした。おもしろくてとても分かりやすかったです。特に「事例シートに書かれていないモノゴトについては考えなくて良い。今ここに困っている 人に対して、素早く支援を開始する事を考えることが重要」という話に納得しました。また、お話をもっと聞きたかったです。
- ・具体的でわかりやすかったと思います。
- ・まだまだ勉強していきたいと思います。
- ・講師のお話がおもしろかったです。
- ・支援を行うにあたり、どのような点に気をつけるべきかの指針を得ることができました。
- 大変わかりやすかったと思います。
- ・とてもわかりやすい解説でした。明日からの業務に生かしていけたら、と思います。
- ・自分が行きづまっている要因のヒントが得られた。
- ・支援する時の疑問がいくつもはっきりしました。
- ・グループワーク後の講義は疲れていることが多いが、話術が上手く、的確なアドバイスを頂き、楽しく学ぶことができた。今日の研修は来ることができてラッキーでした。ありがとうございました。
- ・テンポよくあっという間の講義でした。なぜ?誰のために…複数で支援することの 大切さも学べました。
- ・対極的にみる、DSLのケース、等の指摘が大変参考になりました。

権利擁護支援従事者研修 (米子)

アンケート集計 回答数42

1) (A) お住まいは

鳥取県 41名 (米子市24、倉吉市4、境港市4、松江市3、鳥取市1、 大山町1、琴浦町1、日野郡日野町1、回答なし2)

都道府県回答なし 1名

- (B) 職種(所属) ※複数可
- ①自治体 8名 ②社会福祉協議会 9名 ③福祉職(高齢) 13名
- ④福祉職(障害) 8名 ⑤法律職 2名 ⑥AS-J 会員団体 3名
- ⑦その他 2名(ネットワークほうき1、無記入1)
- 2) 本研修は何でお知りになりましたか? ※複数可
 - ①チラシ 14名 ②AS-J ホームページ 3名 ③関係機関 21名
 - ④友人・知人 0名 ⑤福祉新聞 0名 ⑥全社協メールニュース 0名
 - ⑦その他 5名 (フリーメール2、ネットワークほうき1、職場1、FAX1)
- 3)「事案の見立て」「支援の組み立て」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 20名 2. よかった 22名 3. よくわからなかった 0名
 - ・色々なケースに関わり、見立てが出きるようスキルアップしていく必要があると思 いました
 - ・今までのケースにおいて「見立て」「組み立て」という意識で行っていなかったので、 とても勉強になった。
 - ・見立ての重要性がよくわかった。
 - ・内容としては目新しいものではなかったが勉強になりました(振り返り)
 - ・自分が今、直面している事案と重ねて聴けて、色々参考になりました。私もそれぞれの困り感を重視しています。今回、特に人の話が耳に入らない等の難しい人との対応なども参考となりました。支援ニーズのキーポイントはその人の思い(個別性)にあることを再認識しました。見立ての全体像が分かりました。
 - ・本人の訴えだけではなく、問題の本質がどこにあるのか、支援の方針をどうしていくか、「見立て」「組み立て」がとても大切であることがよくわかりました。個人的に、上田先生の要所要所のギャグがおもしろかったです。
 - ・「見立て」の大切さがよく分かりました。
 - ・課題整理の大切さが分かりました。

- ・事案に取り組んでいく上で、真に必要な部分について、再確認できました。目的を 取り違わないよう見失わないようにしていきたいと思います。
- ・見立ての大切さ。スピードある支援の組み立て。よくわかりました。技術をみがきます。
- ・見立ての大切さの理解が広がるとよいのですが、これを関係機関の方に理解しても らうにも、かなりのエネルギーが必要な状況です。
- ・GW であれ、実際の支援場面であれ、時間と具体性ということの重要性を感じました。
- 自分の仕事、担当する利用者への支援に合わせながら、話を聞くことで理解でき、 ヒントとなるもの、振り返れるものがあった。
- ・「本人のみならず、支援者も視野狭窄になっている面がある」という点は、心あたり もでてくる言葉である。
- ・セミナー講義のみでは、毎回理屈はわかるが、さて、具体的にどうするかという思いでした。「事案の見立て」「支援の組み立て」事案検討で具体的に手のつけ方が分かった気がした。
- ・事案の見立てについては、事例を読み取り、状況を記入する事で比較的記入しやすかったが、支援の組み立ては書き方のわからないところもあり少し難しく感じた。 権利擁護についての研修が初めてだったため、なにをどのように進めてよいか、わからなかった。
- ・見立ての必要性、大切さを理解することができた。
- ・権利擁護支援について、少しだけ理解できたように思う。
- ・権利擁護について初めての研修であったが、とてもわかりやすい説明であり、ある 程度理解ができた。支援に必要な材料に線引きする大切さも分かった。対象者の思 いを大切にして、より良い支援計画を今回の研修を通して職場で活かしていけたら と思っています。(担当者と期限を決めて、不明点を調査していくのが手法)
- ・「見立て」を今ある情報のみで行うということが、普段虐待対応担当をしているため、 しっくりこなかった。
- ・今までにない研修だった。
- 4)「グループワーク」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 18名 2. よかった 24名 3. よくわからなかった 0名
 - ・普段なかなか関わる事の出来ない方と関わり意見を聞く事が出来て良かった。
 - ・それぞれの立場からいろいろな意見が聞けてよかった。実際、今後はこのようなケースがどんどん出てくると思った。時間内に話し合うことができた。
 - ・グループ内での意見は大体そろっていたので議論は深まった。時間厳守については 全くその通りで、一部議論しきれなかったのは反省点でした。
 - ・立場、経験により見方等が変わる。

- ・普段のケース検討会議等において、見立てと組み立てをきちんと整理していくこと の必要性・重要性が理解できました。
- ・多職種、立場のちがった者同士のディスカッションになってよかった。
- ・時間を大切にしたい、研修の参考にしたい。
- ・多職、異種の議論ができてよかったです。皆さん優秀で議論がよく出てかみあいま した。
- ・グループワークは他の研修でも行うことが多いですが、目的や GW の目標があいまいなことが多くあります。研修の内容で様々だと思いますが今後このような機会があった際には気をつけていこうと思います。
- ・グループで様々な支援方法を検討できて勉強になった。自分の勉強不足で分からない分野のことを同じグループの方から教えてもらえてよかった。
- ・様々な視点からの意見もきくことができて参考になりました。ただ午前中の見立て の話と、事例検討の見立てはまた違うのかなと思いました。「時間内に話をする」と いうのは、確かに重要なことだなと思いました。
- ・用紙に事例を落とし込んでいく作業が不慣れのため苦戦したが、様々な職種の方々 と意見交換ができ、「こういった視点があるのか」と気づくことも多く、とてもため になりました。
- ・様々な分野の方の考え方、意見を聞くことができ、大変よかったと思います。
- ・時間内ですべてのシートをうめることが難しかったですが、今後意識的に取り組んでいきたいと思います。
- ・時間内にまとめる難しさ(必要性)がわかりました。
- ・他機関の考え方が参考になりました。
- ・現場で動いている方々と、生の意見を交じわせることができ参考になりました。複雑なケースで実際に対応していくのは、大変だと思いました。ケースについて順序立てして考えることを実践に活かしていきたいと思います。
- ・福祉職以外とのGWで、福祉バカは説明がヘタだとわかり反省した。
- ・発言の少ない人もあった。役割が決まらず、困った。
- ・「時間内に」がとても心に残りました。
- ・他(多)職種の意見、考え方が話の中で展開されていき、楽しく進められた。事例 がとても難しく悩んでしまう時間が長かったのは反省点。
- ・他職種の方との GW なので、それぞれの視点で「何を必要とするのか」が異なり面 白かった。時間内にワークシートを全部埋める、ということが必須であるのが忘れ がちになる。
- ・1人では考えおよばない意見が次々と出てきて大変よかった。
- ・グループワーク自体が初めてだったので、同じグループの人の動きを見て動くような形となった。事例から見える事以外に「もしかしたら~なんじゃない?」といったほうに話が及び、こういうふうに進めていくものなのかな…という思いがあった。後ほどの講義で、事例の中だけで話し合いを、との事を聞き、なるほどと思った。

- ・他業種の方の意見が聞けてよかった。
- ・色々な職種の方で行ったので、色々な意見が聞けて良かった。なかなまとめるのには、難が生じたが、またそれも勉強になった。時間内に全て仕上げることができなかったので、今後はその点も気にかけながら、時間内により良いプランに活かすことができればと考えています。
- ・色々な立場の方の専門的な意見をお聞きできたのが参考になった。
- ・グループのメンバーの人ともう少し交流したかった。
- 5)「支援の展開と関係性の構築」「まとめ」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 22名 2. よかった 19名 3. よくわからなかった 1名
 - ・グループワークで話し合った内容と講義いただいた内容はほぼ同じであった?他の グループも大体視点はそろっていたように思いましたが…?内容は基本的な部分だったのでは?事例については答えや断定をするにはどうなのか?本事例ではないの で色々な見立て(預貯金等)や疑いがあってもよいのではと思いました。
 - ・関係性の方程式について理解できました。
 - ・少々、駆け足になったのが残念。
 - ・支援構築にあたり、知識の必要性とそれによる見立てが大事だと感じた。
 - ・私自身が成年後見制度について十分に理解できておらず、少しわからない点もありましたが、わかる情報の中で支援を考えていく必要性はわかりました。
 - ・「関係性の方程式」全くその通りだと思います。
 - ・支援者目線の見立てになって、当事者にとっての見立てが実際の現場で働いている 中で、ありうる事であり、気をつけなければならないと思いました。
 - ・ケース対応の基本である、現地へ行き本人と話すこと等、再認識できました。
 - ・見立てから、支援について、どうデザインしていくか、ポイントが理解できました。
 - ・「様子をみる」は放っておくこと。本人たちは放っておかれている状態=権利が守られてない。
 - ・見立てることの難しさ。時間内の検討は必要。だが、見立て、ニーズ、支援などは じっくりしっかり見ていくことが重要。スピーディな対応も必要とされる。向き合 うことが大切である。わかっている内容からひもといていく。
 - ・GW の回答例が前半に行ってもらえたので、自分たちの内容や発表の内容との違いがわかり、よかった。D さんに何がしてもらえるかわからん状態で D さんに関わってもらうことでの支援方針では進められない。「進める」という視点が必要だと実感した。
 - ・支援方法の三要素。関係性の方程式・距離・時間・コミュニケーション「本人にとっての」支援の大切さを痛感した。
 - ・時間管理という概念を大切にする。多く会い、関係性を築く。

- ・わからないからと立ち止まるべきではない。支援は先送りできるものではないと改めて思った。
- ・GW の内容で見直しが進行したので、理解しやすかった。が実際にこれを職場に持ち帰りできるかというと、ちょっと難を感じた。自分自身の勉強不足、知識不足を知ることができた。さらなる知識を高めることに力を入れたいと思いました。ありがとうございました。
- ・利用しておられる人のことが思い浮かんだ。目からうろこ、という感じだった。

権利擁護支援従事者研修 (千葉)

アンケート集計 回答数28

1) (A) お住まいは

千葉県 18名 (船橋市7、千葉市5、市川市2、旭市1、柏市1、

松戸市1、浦安市1)

東京都 6名 (大田区2、北区2、品川区1、練馬区1)

埼玉県 3名 (さいたま市2、川口市1)

岩手県 1名 (花巻市1)

(B) 職種(所属) ※複数可

- ①自治体 1名 ②社会福祉協議会 2名 ③福祉職(高齢) 2名
- ④福祉職 (障害) 16名 ⑤AS-J 会員団体 1名
- ⑦その他 8名(地域包括支援センター1名、市民後見人1名、地域親の会 自立支援協議会 地域ST 1名、生活困窮者支援 1名、おおたTS 1名、一般社団法人1名、回答なし 2名)
- 2) 本研修は何でお知りになりましたか? ※複数可
 - ①チラシ 3名 ②AS-J ホームページ 4名
 - ③関係機関 8名 (東総権利擁護ネットワークからのチラシ案内 1名)
 - ④友人・知人 10名 ⑤福祉新聞 0名 ⑥全社協メールニュース 1名
 - ⑦その他 2名 (フェイスブック1名、無記入1)
- 3)「権利擁護支援の基本」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 25名 2. よかった 3名 3. よくわからなかった 0名
 - ・「ご本人の真意を確認する能力は支援者側の能力の問題」「決定しないことを保障する」 上記の話が特に印象に残りました。お話おもしろかったです。
 - やまゆり園までお話お聴きできてよかったです。
 - ・権利擁護について知らなかったので、勉強になりました。。
 - ・やまゆり園と前段の講義がリンクしたところで気づかされました。
 - ・本人の意志決定というのが、ポイント。
 - ・アドボカシーの要素、ご本人の尊厳の頃、自分の思いを聞いてもらうと嬉しい…の 所が印象に残りました。
 - ・なんとなく思っていることが改めて理解できた。
 - ・日々悩むこと、何が正解かはわからない。

- ・権利擁護の基本、改めて振り返り考えることができ、よかったです。
- ・基本の再整理が出来ました。ありがとうございます。
- ・距離感の見直しが出来た。
- ・基本的なお話の後、やまゆり事件に関する話が聞け、考えるきっかけになった。
- 学べました。
- ・普段の支援の中できちんと本人の意志を確認していないのに、支援者側の「こうだろう」 というもので行っている事があるので、見直していこうと思いました。
- ・基本的でとても重要な視点を学べた。支援に迷った時、立ち返る場所(視点)であると 感じた。
- ・やまゆり事件について、能力の存在・不存在の推定での視点での整理は大いに感心。 ひとつのポイントとしてすっきりしました。
- ・分かりやすく説明していただいたので、自分の中にストンと落ちるものを感じた。
- ・意志決定支援で本人の考えと支援者の考えとすれ違ってしまうことが多々ある。その際本人は能力があると推定して常に考えられるようにしていきたい。
- ・非常に簡潔でわかりやすかった。対象者の問題にせず、自己の意志決定支援能力を問う 姿勢を常に意識していかなければと思う。日々の現場で対象者の想いをまずは聞くこと を同僚に伝えていきたい。
- ・権利擁護支援について基本を学ぶ機会が今まではなく、要点を明確に学び、気づきを得ることができました。
- ・知識がないので難しいと感じる事は多かったのですが、その分勉強しなければという 意識が強まりました。
- ・権利擁護の3つの輪や、要素についてなど佐藤先生のご講義で一つ一つ解説して頂き、 もう一度自分の中で整理したいと思います。
- 4)「グループワーク」について、ご意見・ご感想をお書きください。
 - 1. 大変よかった 23名 2. よかった 5名 3. よくわからなかった 0名
 - ・改めて意思決定・自己決定の大切さ、難しさを実感しました。支援の中で、考えの幅、 支援の中で考えの幅、リミッターを無意識にしているということも感じました。
 - ・メンバーに恵まれました。みなさんの意見をお聴きできて発見が多々ありました。
 - ・色々な方の意見が聞けとてもおもしろかったです。
 - ここ最近で最もエキサイトしたグループワークでした。
 - ・初めて参加しました。他人の言葉や意見は色々あり、多くの人とかかわることの重要性 を感じました。
 - 自分では思いつかない意見や案が出ることがわかり、よかった。
 - ・他者の意見を聞く機会ができたこと、この手法についてもっと深く学びたいと思いました。 意思決定支援の難しさを改めて実感しました。

- ・業務で抱えている案件とオーバーラップしていました。一つ一つ役立てていきたいと思います。
- ・未来に対する考えをどのように考え、支援していくのか、そのひとつの方法が学べてよかった。
- ・複数人で話し合う事の大切さを改めて感じることができました。自分にない意見も尊重 し、今後の支援に生かしていきたいです。
- ・経歴もバラバラで、様々な価値観・視点が出て面白かった。司会や書記の働きが大変だ と感じた。
- ・意見交換の盛んなワークショップとなり発見多く楽しかったです。地域の現場で本人が エンパワメントされていくような意志決定支援の輪が広がりますよう(母親として)祈ります。
- ・具体的にイメージができ、この手法によっていろんな意見も聴かれ、また振り返りもで きよかった。
- ・自分では考えられない考えが聞けたことはよかった。普段は考えないようなことを考え るのは意識しないと難しい。
- ・最初は話が弾まず、進行が難しかったが理念がきちんと決まったことで考えを共有しやすくなった。可能的未来を考えているときが一番アイデアが出てきた。現状と理想を可視化しておくことで、一見、どうにもならなそうな事例も可能性が見えてくると感じた。
- ・普段なかなか一人ひとりの支援計画を考える時間がとれずに、現場の支援のみで終って しまっている現状です。今回勉強できたことで可能性が広がりました。
- ・持ち帰ってチャレンジしてみようと思います。そこからわからないところを展開していって自分の力にしていけたらなと思います。
- ・「未来デザイン手法」は今回初めて学ぶ考え方でしたが、何のための支援なのか、ご本 人の思いを中心に考える大切さを改めて感じました。

可能的な未来とは、限界を決めずに本人のパラダイスを見つけていく作業は佐藤先生も仰っていたオーストラリアのSDMに通じるものがあるのかなと思いました。ご本人を含めて、楽しい未来をみんなで一緒に考えられる支援者でありたいと思います。

- 5) その他、ご意見・ご感想をお書きください。
 - ・この手法、はじめてで新鮮でした。私自身の未来についても考えていきたいと思います。
 - ・このような研修会に、また参加したいと思います。
 - ・じっくりやれる時間を作りたいと思いました。
 - ・原点を見直せてよかった。

Ⅱ. 検討委員会

1. 委員会概要

【開催日時・場所】

	日時	開催場所
第1回	6月19日(日) 15:00~17:00	
第2回	8月13日(土) 15:00~17:00	自団体事務所(船橋)
第3回	1月 29日(日) 15:00~17:00	

【委員】

氏 名	所属
佐藤彰一	NPO 法人 PAC ガーディアンズ〈委員長〉
竹内 俊一	NPO 法人岡山未成年後見支援センターえがお
田邊寿	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会
上田 晴男	NPO 法人 PAS ネット
今井 友乃	NPO 法人知多地域成年後見センター
森髙 清一	NPO 法人権利擁護支援センターふくおかネット
尾崎 史	NPO 法人あさがお
水戸 由子	一般社団法人ジャスミン権利擁護センター
本田 隆光	NPO 法人そよ風ネットいわき
吉藤 則彦	社会福祉法人燕市社会福祉協議会
山田 隆司	NPO 法人東濃成年後見センター

【事務局】

氏 名	所属
立石 絢子	一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク
木村 梨香	一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク

2. 委員会報告

日本財団助成事業権利擁護支援従事者現任研修の開催事業検討委員会(第1回)報告書

・開催日時: 2016年6月19日(日) 15時00分 法人事務所

・出席者:佐藤委員、竹内委員、田邊委員、森髙委員、尾崎委員、水戸委員、吉藤委員、 山田委員、上田委員、今井委員 事務局(木村)

1 検討委員会日程について

検討委員会あと2回の日程について確認された。

第2回 8月13日(土)15時~ 船橋事務所

第 3 回 1 月 29 日(日)15 時~ 船橋事務所

2] 事業内容の確認

1. 研修事業開催地決定

	日程	開催地	現地事務局
1	8月19日	長野市	アドボネットながの (宮本さん)
2	9月7日	鹿屋市	鹿屋市社会福祉協議会(富松さん)
			ふくおかネット(森高さん)
3	9月11日	札幌市	ジャスミン権利擁護センター (水戸さん)
4	11月28日	いわき市	そよ風ネットいわき (本田さん)
5	1月23日	千葉市	PAC ガーディアンズ (野口さん)

4月3日 長野にて、アドボネットながの(宮本さん)

打ち合わせ報告 上田晴男、今井友乃

4月9日 千葉にて、PAC ガーディアンズ(野口さん)

打ち合わせ報告 佐藤彰一、今井友乃

今後、

- ・米子開催に向けて、7月30日に権利擁護ネットワークほうき 末吉さん、高橋さんと打ち合わせ予定
- ・ 燕市開催に向けて、燕市社会福祉協議会 吉藤さんと打ち合わせ
- ・和歌山市開催に向けて、ソルジス 水口さんと 6月24日知多にて打ち合わせ。

日本財団助成事業 権利擁護支援従事者現任研修の開催事業 検討委員会(第2回) 報告書

・開催日時: 2016年8月13日(土) 15時00分 法人事務所

・出席者:佐藤委員、竹内委員、田邊委員、尾崎委員、水戸委員、吉藤委員、山田委員 上田委員、今井委員 事務局(木村)

1. 研修事業開催地決定

	日程	開催地	現地事務局
1	8月19日	長野市	アドボネットながの (宮本さん)
2	9月7日	鹿屋市	鹿屋市社会福祉協議会(富松さん)
			ふくおかネット (森高さん)
3	9月11日	札幌市	ジャスミン権利擁護センター (水戸さん)
4	11月22日	燕市	燕市社会福祉協議会 (吉藤さん)
5	11月28日	いわき市	そよ風ネットいわき (本田さん)
6	12月16日	那智勝浦市	ソルジス (水口さん)
7	1月19日	米子市	権利擁護ネットワークほうき (末吉さん)
8	1月23日	千葉市	PAC ガーディアンズ (野口さん)

2、内容について

・講義講師:佐藤彰一、竹内俊一、熊田均、上田晴男

・ファシリテーター:田邊寿、尾崎史、上田晴男、今井友乃

• 講座形態

Aパターン

講義 (①権利擁護支援の基本②意思決定支掩とエンパワメント) +ワークショップ B パターン

講義(①事例の見立て②支援の組み立て)+ワークショップ

Cパターン

講義(①権利擁護支援の基本)+未来デザイン手法ワークショップ

- ・地域によって研修の形は多少変える。現地のニーズにあわせる。理由は、地域によって課題が違うので、より現地にあった形で研修を行う。
- ・長野は現地のやりたい研修があり、企画も現地事務局が行った。力のある地域では、 この事業を持っていったことで、工夫を凝らすことが出来る。
- ・全国ネットとしては、いくつかの研修パターンを作った。成果の違いが楽しみであ る。

・この研修を行った後の現地の変化も楽しみである。

日本財団助成事業権利擁護支援従事者現任研修の開催事業検討委員会(第3回)報告書

・開催日時: 2017年1月29日(日) 15時00分 法人事務所

・出席者:佐藤委員、竹内委員、田邊委員、森高委員、尾崎委員、水戸委員、本田委員、 吉藤委員、上田委員 今井委員、 事務局(木村)

1. 研修事業開催 結果

	日程	開催地	参加人数
1	8月19日	長野市	89人
2	9月7日	鹿屋市	30人
3	9月11日	札幌市	35人
4	11月22日	燕市	38人
5	11月28日	いわき市	57人
6	12月16日	那智勝浦市	30人
7	1月19日	米子市	55人
8	1月23日	千葉市	30人

2、内容について

- ・来年度にむけても、助成金は申請してある。この研修は単年度で終わらせてはいけないという感想を持った。まだまだ、地域には、権利擁護支援を知らない支援者がいっぱいいるようである。
- ・新しい試みである「未来デザイン手法」人気があったので、来年度は2箇所ではやってみたい。講師になれる人材の育成も必要である。
- ・主体が、違うと色々な形態で研修が出来た。NPO法人、社会福祉協議会、行政等地域の事情に合わせて企画ができた事がいい人材育成になった。
- ・会員団体のある地域で行ったが、その地域の権利擁護意識の底上げ、気付きに役立

福祉支援者の育成にもなったが、運営に関わる職員たちの人材育成にもつながったようである。

・小さい規模も多かったが、GW を行うので少人数のほうが中身の深い研修が出来た

もいえる現状があった。

ち

لح

(資料) 研修配布資料

1、8月19日 長野市

全国権利擁護支援実践研修会 IN ながの

権利擁護と意思決定支援



2016年8月19日(金) 於・長野市立柳原公民館 全国権利擁護支援ネットワーク代表 佐藤 彰一

権利擁護(言葉の整理)

•「権利擁護」は福祉の言葉です

英語では Protection and Advocacy

中国語・韓国語では、権益擁護?

法令上は?(権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令)

•いろいろな使われ方があります。

対象:子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人

生活困窮者、高齢者・障害者、etc

私の定義(広いです)「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人(もっと広い人はものやこと)の代弁」

権利に特化した代弁定義は、日本独特?

タイプ:

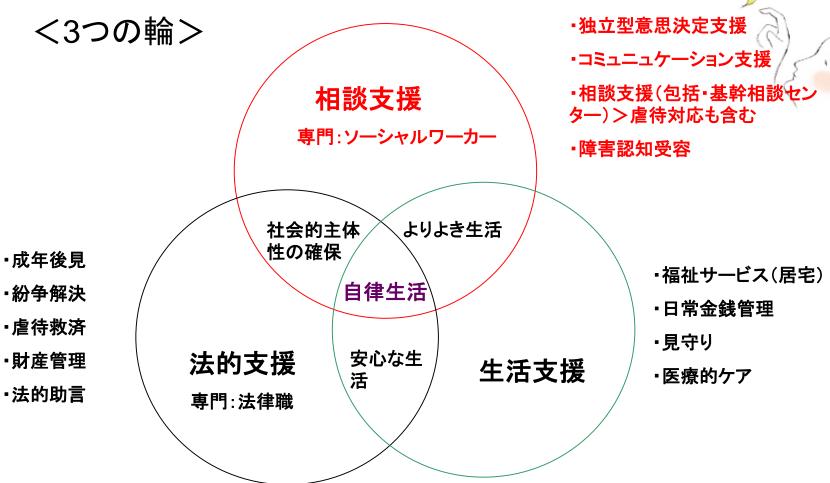
Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend), System, Self



権利擁護の実践

すべてに意思決定支援





いずれの支援も専門職と非専門職の関与がある。

アドボカシー(権利擁護)の要素

- ご本人の尊厳。>自己決定
- 2 ご本人にとっての最善の利益
- 3 連帯性:エンパワー(外向き・内向き)

1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支 援者からみると違う場合。。パターナリズム的介入?

主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)

Vs 観察者的最善利益(支援者がご本人の思いと 位置づけるご本人の利益)

VS 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益) 権利擁護の実践にはいろいろなタイプ どれが「正しい」などとはいえない しかし、「なにをしているか」は言える



よくある事例から

- Aさん(80才女性) 夫は10年前に死去。娘は嫁いて別居、結果、独居要介護2 認知症の診断も受けている。ある日、自宅で転んで骨折して動けなくなっているところを発見され入院。退院後、施設へ。しかし自宅への帰宅願望が強い。自宅は、荒れ放題で電気もつかない。屋根にも穴があいている。預貯金は3000万円ほどあるが、管理はできない。
- Bさん(50才 男性) 入所施設に入っている弟への経済的虐待(親の遺産を渡さない)が疑われるとの通報あり。自宅で一人住まい。荒れ放題。近所から荷物を沢山持ち込まれている。手帳の取得を行ないGHへ。しかし、すぐに自宅へ逃げ帰る。タバコが原因。
- ・ Cさん(40歳 男性)日常金銭管理業務で、週に一回の2万円のお金では少ないとご本人が言う。どうも職場で同僚から、毎日のようにお金の無心をされているらしい。本人は、「明日、倍にして返すから」という言葉に負けて、貸してしまう。まわりは、どのように意思決定支援をするのでしょうか。
- なにが正しい選択なのか。なにが正しい決定なのか?
- そもそも本人の意思は? >> 誰にとって判断不能か

能力不存在推定

- •「この人は、判断能力が十分ではないか、存 在していない。そのために周囲のことはもち ろん自分のことについても適切な判断をする ことができない。その結果、社会生活や日常 生活でとても困難な状況に置かれることにな りがちである。だから他の人がその人に代わ って、その人のことについて判断をしてあげな ければならない」
- >>>第三者が、代行決定

能力存在推定

どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる。

自己決定を確保するための合理的配慮

>>>意思決定支援

成年後見人は意思決定支援者か

• 行う役割は、代行決定 ただし法的効果を出すことができる権限あり 要するに法律上の事柄についての決定権が基本



(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の 状況に配慮しなければならない。

• 意思決定支援は、いろんな人が関わる+支援の場も様々



黒子 黒衣



意思決定支援の諸相

- 1) AさんのことをAさんが決める(自己決定) それを支援する: Supported Decision Making
- 2) AさんのことをBさんが決める(代行決定) ただしBさんの思いではない Substitute Decision Making
- 3) Aさんのことを関係するBさんと一緒に決める A・Bさんも決定結果に責任あり Shared Decision Making
- 4) AさんのことをBさんが決めてAさんが同意する Bさんが決定結果に責任あり Informed Consent
- 5) 沢山の人に関わることを集団的に決定する 共同体的決定 collective decision making (労働協約など)
- ※AさんのことをBさんの思いと考えで決めることは、代行決定でも意思決定 支援でもない。支配?
- ※すべてに、決定支援はありうるが、支援観念をいれるためには、決定がプロセス型で観念されなければならない。Process Model vs Event Model

(意思決定支援から見ると、成年後見はラストリゾート=最後の手段: last resort)

社会参加(善き生の実現)

• 自立(Independence)

孤立ではない。 共依存(Co-Dependency)でもない。 相互依存(Inter-Depencency)



• 自律(Autonomie)

自分が自分の設定した普遍的規範に従う?

自分が自分で仮置きした自己人生を実現する?

- ※自己責任とは、セットではない。
- ※自律の支援は観念しずらい (パターナリズム論へ) 社会参加の支援が必要
- 自律以外の善き生

成長動機・発達支援などなど 社会参加の中で実現 やはり社会参加の支援が必要。

意思決定支援で心配な点

- 1) 意思決定を強要しないか。 決められない自由を保証する。
- 2) みんなが集まる必要がある、しかし。なんのためか みんなで決めるのではなく、本人の意向を確認するため
- 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須。
- 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。 違う決定をしても支援。失敗したら再支援 再決定・再支援のできない場合は?

社会の環境と個人の思いが不整合:その調整(SWの役割?) 支援は、ひとりではできない。 では、権利擁護支援者は誰でその役割は? 次のスライド

that I Park Like K

Life の三層構造の中で

・生活支援と意思決定支援 家族やサービス事業者 ※昼飯を食うか、風呂にはいるか



- 人生設計と意思決定支援 相談支援者(独立型が望ましい) 働くか?(働きたい人を働かせない?) 働くか?(働きたくない人を働かせる?)代行決定不可 >>>働きたくなるように支援する ※社会参加が前提
- 生命の問題を共に考える。 専門職が必要 重大な手術、延命治療

権利擁護の最近の話題

- ・ 成年後見制度利用促進法の成立 (重要ですが今日は省略) 現状は? どうなる?
- 虐待防止対応の課題が表面化 施設虐待に対しては法は無力か
- 社会的排除に対する対応差別解消法の施行+JR東海徘徊事故最高裁判決
- そして、相模原での県立津久井やまゆり園の事件

施設対応が問題になった事例

- 2012年 島原養護センター 県に虚偽報告(書類送検) 骨折は実刑(1年半)
- 2013年 千葉県立袖ケ浦総合福祉センター 利用者に継続的虐待・暴行死(懲役6年) 通報なし、記録なし、虐待防止委員会も機能しない
- 2014年 秋田県湯沢市 皆瀬更生園 利用者に暴行 通報あり「正式の通報だと思わない」 のちに県が虐待防止センターの改善勧告
- 2014年 高知県立 県立南海学園 夜間の居室を外部から施錠 保護者より通報 施設に記録なし 指導 「施錠はやむをえなかった」
- 2015年 山口県 下関市 大藤学園 職員の暴行・心理的虐待 隠しカメラで発覚 初期の通報時には、対応できず
- 2016年 鳥取県鳥取市 県立鹿野かちみ園 20年にわたって居室に施錠



虐待防止法の制度スキーム

- 通報の義務化(施設・家庭・職場の虐待)
- 支援の計画化、記録化(個別支援計画・支援日誌)

これによって、利用者の意思の尊重+生活利益の確保

例: やむをえず身体拘束を行う場合の3要件 切迫性 非代替性 一過性 これらを組織的に計画、評価 ご本人あるいは保護者への説明 記録

なにが問題か

- 義務があっても通報しない
- 不都合な事実は記録に書かない
- そもそも身体拘束の3要件などの話を知らない 施設側の問題



- 通報があっても判断できない。
- 通報があっても判断を避ける 行政側の問題

虐待を「不祥事」or「犯罪」だと見て、学ぶ姿勢・改善する姿勢がない。

虐待は、犯罪とは違う視点の問題把握です。 支援の改善、組織の改善のきっかけ。 虐待を認識しないことは、改善の機会を失う。

どうするか

行政担当者の専門性と独立性を高める (たとえば虐待防止専門官の設置)
 施設担当者が、虐待防止担当者を兼ねるのはおかしい
 要するに虐待防止の通報依存から脱却 障害者権利条約16条



- 通報懈怠・対応懈怠の徹底調査 そのことの公表が必要。
- 施設の開放性を高める
 地域との交流。 施設を必要としているのは誰か?
 計画相談の第三者化。ひとりひとりの立場に立てる代弁者が必要。
- 家族と職員の支援
 家族は虐待施設を守る、、、その理由は。
 職員も困っている ひやり・はっと(職員全体の事例共有) >>>できれば個別SV
- 管理職の役割は、重要です。 例: 虐待防止委員会から権利擁護委員会

社会的排除とは

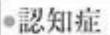
人間は、社会的動物。 社会の中で生きる。 社会的排除は、これを阻害します相互依存関係 どの社会で生きるか?(自己選択?・共同決定?)

- 差別は、社会的排除と人格否定を生むが故に是正が必要
- 社会的に排除された場所では虐待が起きやすい。
- しかし、社会的排除に関係するものは、差別や虐待だけではありません。 不法行為
- 徘徊高齢者名古屋JR事故事件
- 最高裁判決平成28年3月
- 最高裁判決 平成27年4月9日 小学生サッカーボール事件
- 静岡市 わらしな学園事件 最高裁まで行って確定 地裁と高裁判決は、賃金と社会保障最近号に掲載

契約 ブラック企業 身元保証 公法的排除 選挙権 etc 所有権的排除 GH反対運動 etc

・審判決が指摘した家族の賠償責任

愛知県大府市



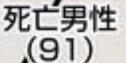
•要介護4



要介護1

責任あり

うたた寝し、 見守り怠る





単身で近所に 転居して介護

長男

横浜市在住

長男の妻

JR東海

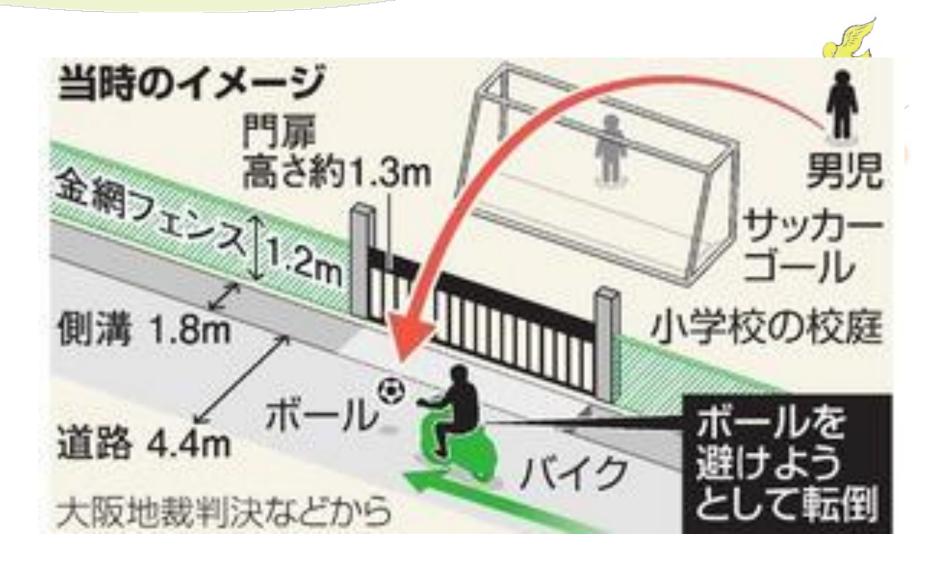
振り替え輸送など 損害720万円

※年齢は当時

監督責任あり

在宅介護を選ぶなど 介護方針を決定





障害者施設殺傷事件から

- 完全な防備は無理、むしろ生活レベルの低下を危惧(無意味な個 室施錠管理を招来)
- 施設での生活を向上させることが重要。
- やまゆり元職員の行動や考えは、いかなる意味においても権利擁護ではない。それは人を自己の利益のために手段視する視野狭窄的「独裁」と呼んで良い。
- 問題は、しかし、その視野狭窄的独裁が、管理型権利擁護の中から生まれてきている可能性が高いことである。自立型権利擁護の考え方と実践を、障害者福祉の中に広めることが重要。

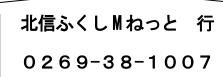
権利擁護から考える

	自立型権利擁護	管理型権利擁護	やまゆり元職員	
障害者の能力	能力存在推定	能力不存在推定	能力不存在推定	
決定形態	自己決定支援	代行決定	他者決定	
利益	ご本人の主観的利 益(調整・誘導?)	ご本人の主観的利 益と客観的利益が 混在	社会的利益(視野狭窄)	
価値	エンパワー(社会参加)>ケア=正義	ケア(安全重視?) +正義	正義(個人的)	
個人の扱い	主体(相互依存)	客体(保護の対象)	手段(利用価値がなければ抹殺)	

本日の講演に関する佐藤の書物

- ・ ※「権利擁護支援の基本」佐藤彰一 『権利擁護支援と法人後見』 ミネルヴァ書房(2015)掲載
- ※「意思決定支援」佐藤彰一 『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ 書房(2015)掲載
- * 佐藤彰一「虐待防止への視点 ~虐待の背景と現状を踏まえて~」
- 実践成年後見61号pp59-69(2016)
- ※ 佐藤彰一「日本の成年後見制度の現状と変革の方向
- --意思決定支援へのパラダイム転換に向けて--」
- 草野芳郎・岡孝編「高齢者支援の新たな枠組みを求めて」白峰社(2016)所収pp255-278 これは学習院大学のサイトから読むことができます。

- ※「アドボケイト活動と『意思決定支援』」
- 「和田仁孝先生還暦記念論文集『振舞いとしての法 ―知と臨床の 法社会学』法律文化社(2016)pp222-248 収録
- ※「虐待防止法施行後3年 法律分野での課題」
- 発達障害研究38巻2号(2016)pp14-26
- ※「日本の成年後見制度の現状と課題」
- 成年後見制度と権利擁護 賃金と社会保障2016年7月上旬号pp42-61



全国権利擁護支援実践研修会 in ながの 問題提起者 報告用シート

■報告者の紹介 報告者

実践者として 伝えたいこと

報告者 氏名		所属• 団体名			
電話番号	FAX 番号		Eメール		
■報告の概要		•			
団体の概要					
権利擁護の現場から① ・どんな取り組みをしているか ・具体的な事例					
権利擁護の現場 から② ・意思決定支援 をしていく上 で感じている 課題					
ひとことアピール					

ーアンケートにご協力ください一

本日は、全国権利擁護支援実践研修会にご参加いただき誠にありがとうございました。皆様からのご意見やご感想を今後の研修の開催に活かしたいと考えております。 今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

1)	(A) お住まい、(B	3) 職種(所属)につい	いてお尋ねします。	※(B)は複数可	
	(A) ()都・道・府・県	()市・区・町・柞	寸
		2. 社会福祉協議会 5.AS-J 会員団体		舲) 4.福祉職(障	(害)
2)	本研修は何でお知り	になりましたか?			
		 AS-Jホームペー 全社協メールニュ 		関 4. 友人・知 <i>)</i> ()
3)		ご意見・ご感想をお書 2. よかった	·	くわからなかった	
4)		ご意見・ご感想をお書 2. よかった		くわからなかった	
5)	クループワークにつ 1. 大変よかった	 Dいて、ご意見・ご感想 2.よかった		くわからなかった	

2、 9月 7日 鹿屋市

第3回 AS-J権利擁護支援従事者研修

権利擁護支援の基本 意思決定支援・エンパワーメント・最近の話題

2016年9月7日(水)

於・リナシティかのや(2階)情報研修室
全国権利擁護支援ネットワーク代表
佐藤 彰一

権利擁護(言葉の整理)

• 「権利擁護」は福祉の言葉です

英語では Protection and Advocacy

中国語・韓国語では、権益擁護?

法令上は?(権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令)

•いろいろな使われ方があります。

対象:子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人

生活困窮者、高齢者・障害者、etc

私の定義(広いです)「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人(もっと広い人はものやこと)の代弁」

権利に特化した代弁定義は、日本独特?

タイプ:

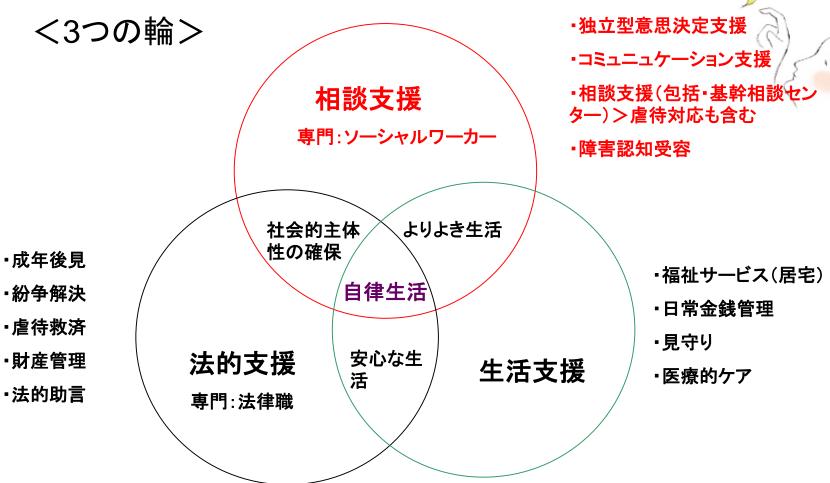
Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend), System, Self



権利擁護の実践

すべてに意思決定支援





いずれの支援も専門職と非専門職の関与がある。

アドボカシー(権利擁護)の要素

- ご本人の尊厳。>自己決定
- 2 ご本人にとっての最善の利益
- 3 連帯性:エンパワー(外向き・内向き)

1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支 援者からみると違う場合。。パターナリズム的介入?

主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)

Vs 観察者的最善利益(支援者がご本人の思いと 位置づけるご本人の利益)

VS 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益) 権利擁護の実践にはいろいろなタイプ どれが「正しい」などとはいえない しかし、「なにをしているか」は言える



よくある事例から

- Aさん(80才女性) 夫は10年前に死去。娘は嫁いて別居、結果、独居要介護2 認知症の診断も受けている。ある日、自宅で転んで骨折して動けなくなっているところを発見され入院。退院後、施設へ。しかし自宅への帰宅願望が強い。自宅は、荒れ放題で電気もつかない。屋根にも穴があいている。預貯金は3000万円ほどあるが、管理はできない。
- Bさん(50才 男性) 入所施設に入っている弟への経済的虐待(親の遺産を渡さない)が疑われるとの通報あり。自宅で一人住まい。荒れ放題。近所から荷物を沢山持ち込まれている。手帳の取得を行ないGHへ。しかし、すぐに自宅へ逃げ帰る。タバコが原因。
- ・ Cさん(40歳 男性)日常金銭管理業務で、週に一回の2万円のお金では少ないとご本人が言う。どうも職場で同僚から、毎日のようにお金の無心をされているらしい。本人は、「明日、倍にして返すから」という言葉に負けて、貸してしまう。まわりは、どのように意思決定支援をするのでしょうか。
- なにが正しい選択なのか。なにが正しい決定なのか?
- そもそも本人の意思は? >> 誰にとって判断不能か

能力不存在推定

- •「この人は、判断能力が十分ではないか、存 在していない。そのために周囲のことはもち ろん自分のことについても適切な判断をする ことができない。その結果、社会生活や日常 生活でとても困難な状況に置かれることにな りがちである。だから他の人がその人に代わ って、その人のことについて判断をしてあげな ければならない」
- >>>第三者が、代行決定

能力存在推定

どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる。

自己決定を確保するための合理的配慮

>>>意思決定支援

成年後見人は意思決定支援者か

• 行う役割は、代行決定 ただし法的効果を出すことができる権限あり 要するに法律上の事柄についての決定権が基本



(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の 状況に配慮しなければならない。

• 意思決定支援は、いろんな人が関わる+支援の場も様々



黒子 黒衣



意思決定支援の諸相

- 1) AさんのことをAさんが決める(自己決定) それを支援する: Supported Decision Making
- 2) AさんのことをBさんが決める(代行決定)ただしBさんの思いではない Substitute Decision Making
- 3) Aさんのことを関係するBさんと一緒に決める A・Bさんも決定結果に責任あり Shared Decision Making
- 4) AさんのことをBさんが決めてAさんが同意する Bさんが決定結果に責任あり Informed Consent
- 5) 沢山の人に関わることを集団的に決定する 共同体的決定 collective decision making (労働協約など)
- ※AさんのことをBさんの思いと考えで決めることは、代行決定でも意思決定 支援でもない。支配?
- ※すべてに、決定支援はありうるが、支援観念をいれるためには、決定がプロセス型で観念されなければならない。Process Model vs Event Model

(意思決定支援から見ると、成年後見はラストリゾート=最後の手段: last resort)

社会参加(善き生の実現)

• 自立(Independence)

孤立ではない。 共依存(Co-Dependency)でもない。 相互依存(Inter-Depencency)



• 自律(Autonomie)

自分が自分の設定した普遍的規範に従う?

自分が自分で仮置きした自己人生を実現する?

- ※自己責任とは、セットではない。
- ※自律の支援は観念しずらい (パターナリズム論へ) 社会参加の支援が必要
- 自律以外の善き生

成長動機・発達支援などなど 社会参加の中で実現 やはり社会参加の支援が必要。

意思決定支援で心配な点

- 1) 意思決定を強要しないか。 決められない自由を保証する。
- 2) みんなが集まる必要がある、しかし。なんのためか みんなで決めるのではなく、本人の意向を確認するため
- 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須。
- 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。 違う決定をしても支援。失敗したら再支援 再決定・再支援のできない場合は?

社会の環境と個人の思いが不整合:その調整(SWの役割?) 支援は、ひとりではできない。 では、権利擁護支援者は誰でその役割は? 次のスライド

that I Park Like K

Life の三層構造の中で

・生活支援と意思決定支援 家族やサービス事業者 ※昼飯を食うか、風呂にはいるか



- 人生設計と意思決定支援 相談支援者(独立型が望ましい) 働くか?(働きたい人を働かせない?) 働くか?(働きたくない人を働かせる?)代行決定不可 >>>働きたくなるように支援する ※社会参加が前提
- 生命の問題を共に考える。 専門職が必要 重大な手術、延命治療

権利擁護の最近の話題

- ・ 成年後見制度利用促進法の成立 (重要ですが今日は省略) 現状は? どうなる?
- 虐待防止対応の課題が表面化 施設虐待に対しては法は無力か
- 社会的排除に対する対応差別解消法の施行+JR東海徘徊事故最高裁判決
- そして、相模原での県立津久井やまゆり園の事件

社会的排除とは

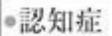
人間は、社会的動物。 社会の中で生きる。 社会的排除は、これを阻害します相互依存関係 どの社会で生きるか?(自己選択?・共同決定?)

- 差別は、社会的排除と人格否定を生むが故に是正が必要
- 社会的に排除された場所では虐待が起きやすい。
- しかし、社会的排除に関係するものは、差別や虐待だけではありません。 不法行為
- 徘徊高齢者名古屋JR事故事件
- 最高裁判決平成28年3月
- 最高裁判決 平成27年4月9日 小学生サッカーボール事件
- 静岡市 わらしな学園事件 最高裁まで行って確定 地裁と高裁判決は、賃金と社会保障最近号に掲載

契約 ブラック企業 身元保証 公法的排除 選挙権 etc 所有権的排除 GH反対運動 etc

・審判決が指摘した家族の賠償責任

愛知県大府市



•要介護4



要介護1

責任あり

うたた寝し、 見守り怠る

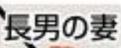
死亡男性 (91)

徘徊

単身で近所に 転居して介護

長男

横浜市在住



JR東海

振り替え輸送など 損害720万円

※年齢は当時

監督責任あり

在宅介護を選ぶなど 介護方針を決定



障害者施設殺傷事件から

- ・ 完全な防備は無理、むしろ生活レベルの低下を危惧(無意味な個 室施錠管理を招来)
- 施設での生活を向上させることが重要。
- -----
- やまゆり元職員の行動や考えは、いかなる意味においても権利擁護ではない。それは人を自己の利益のために手段視する視野狭窄的「独裁」と呼んで良い。
- 問題は、しかし、その視野狭窄的独裁が、管理型権利擁護の中から生まれてきている可能性が高いことである。自立型権利擁護の 考え方と実践を、障害者福祉の中に広めることが重要。

権利擁護から考える

	13=7		
	自立型権利擁護	管理型権利擁護	やまゆり元職員
障害者の能力	能力存在推定	能力不存在推定	能力不存在推定
決定形態	自己決定支援	代行決定	他者決定
利益	ご本人の主観的利 益(調整・誘導?)	ご本人の主観的利 益と客観的利益が 混在	社会的利益(視野狭窄)
価値	エンパワー(社会参加)>ケア=正義	ケア(安全重視?) +正義	正義(個人的)
個人の扱い	主体(相互依存)	客体(保護の対象)	手段(利用価値がなければ抹殺)

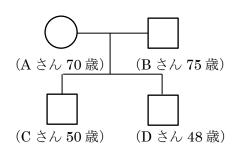
本日の講演に関する佐藤の書物

- ※「権利擁護支援の基本」佐藤彰一 『権利擁護支援と法人後見』ミネ ルヴァ書房(2015)掲載
- ※「意思決定支援」佐藤彰一 『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ 書房(2015)掲載
- ※ 佐藤彰一「虐待防止への視点 ~虐待の背景と現状を踏まえて~」
- 実践成年後見61号pp59-69(2016)
- ※ 佐藤彰一「日本の成年後見制度の現状と変革の方向
- --意思決定支援へのパラダイム転換に向けて--」
- 草野芳郎・岡孝編「高齢者支援の新たな枠組みを求めて」白峰社(2016)所収pp255-278 これは学習院大学のサイトから読むことができます。

- ※「アドボケイト活動と『意思決定支援』」
- 「和田仁孝先生還暦記念論文集『振舞いとしての法 ―知と臨床の 法社会学』法律文化社(2016)pp222-248 収録
- ※「虐待防止法施行後3年 法律分野での課題」
- 発達障害研究38巻2号(2016)pp14-26
- ※「日本の成年後見制度の現状と課題」
- 成年後見制度と権利擁護 賃金と社会保障2016年7月上旬 号pp42-61

検討事例

<家族構成>



<家族の状況>

◎B さんの状況

平成 26 年 10 月、B さんが脳出血にて救急搬送され、重度の上下肢麻痺が後遺症として残り、寝たきりとなった。言語での意思疎通は困難な状態である。介護保険は要介護 5 の判定をうけた。自宅での介護が困難なため、特別養護老人ホームに入所した。現在も入所中である。

B さんが倒れてからは、A さんが金銭管理を行ってきた。B さんのもとへも週1回面会に行き、洗濯などを届けていた。一切の家事を行っていた。

療育手帳 B 判定。(I Qが $36\sim50$) 若い頃から障害者支援施設に月〜金まで通い、生活介護サービスを受けている。これまでショートステイサービスなどを利用したことはなく、家事全般はいつも A さんが行っているため、C さんは経験したことがない。障害福祉サービス更新の手続きや金銭管理も全て A さんが行っていた。

◎D さんの状況

東京で仕事をしていると聞いている。ときおり A さんとは会っている様子。詳細は不明。

<経済状況>

収入:Aさん、Bさん、Cさんともに年金を受給中。

A さんは月額 40,000 円程、B さんは月額 150,000 円程、C さんは月額 65,000 円程

資産:A さんと C さんは持家で生活をしている(土地・建物の名義は B さん)

Bさんはその他、田畑や株を所持しているようだが、詳細は不明。

負債:なし

(近況)

1. 平成 27 年 10 月 1 日

近所の方が A さんを訪問したところ、自宅で倒れていたところを発見。すでに意識がない状態であった。すぐに救急車を呼び、病院へ搬送された。その状況を近所の方が C さんの通う障害者支援施設へ一報を入れた。

障害者支援施設から上記連絡をうけた障害者相談支援センター職員は、Cさんと一緒に急いで病院を訪問し、主治医からの説明をうけた。主治医からは、心筋梗塞を起こして倒れたと思われること、発見までに少し時間がかかっていたこともあり、人工呼吸器をつけることで心臓は動いているが意識不明の重体であることについて説明をうけた。Dさんの連絡先は分からないままであった。

CさんはAさんに家事全般を支援してもらっていたため、一人で生活をしたことがない。 そのため、本日からの C さんの生活支援について検討する必要があった。そのため、急遽 障害者相談支援センター職員は行政へ連絡をした。

行政や普段通っている障害者支援施設の協力のもと、本日から C さんはグループホームで生活を開始することになった。

2. 平成 27 年 10 月 2 日

C さんが生活できる場所はなんとか確保できたものの、C さんの今後の生活(生活場所、生活支援体制、金銭管理)、A さんとB さんの今後の生活を考えていく必要が急遽発生した。 そのため、関係機関を集めて会議をすることになった。

参加者:行政、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、障害者支援施設職員、 特別養護老人ホーム職員、

3. 平成27年10月5日

- ・行政と包括支援センターの職員の情報によると、A さんは危篤状態からは脱却したものの、依然として意識がもどらない状態である。今後、意識が戻らなくても状態が安定するようであれば、別の場所に転院してほしいと病院側からの意向を聞いている。金銭管理を全てA さんが行っていたこともあり、A さんB さんの銀行口座から預金を引き出すことができないかもしれない。
- ・行政と包括支援センター、障害者支援施設職員とCさんの4人で、家の中をいろいろ探してみた。Aさんの預金通帳を発見したが、預金残高はほとんどない。不定期で数十万というお金が引き出されている。近所の方の話によると、Dさんが無職になっていたようで、お金がなくなるとAさんのもとにきて、お金をもらっては帰るという生活をしていた様子。ただ、近所の人に聞いてもDさんが現在いる場所については知らないとのこと。Bさんの預金通帳には500万円程の預金があった。Cさんの預金通帳はみつかったが、印鑑とキャッシュカードは紛失していた。
- ・Cさんはグループホームの生活になれず、「早く家に帰りたい」と言っている。

事例検討 グループワークシート

① この事例全体の支援課題は何でしょうか?「見立て」をしてみましょう。

	本人の状態像・事実確認	支援ニーズ
Aさん	117 12 10 (W. W. 2) Chem.	
AGN		
Вさん		
Cさん		
D. & .)		
Dさん		

②支援計画を立ててみましょう。

	支援方針	支援課題	支援方法	支援目標
Aさん				
Bさん				
Cさん				
Cen				
Dさん				

3、9月11日 札幌市

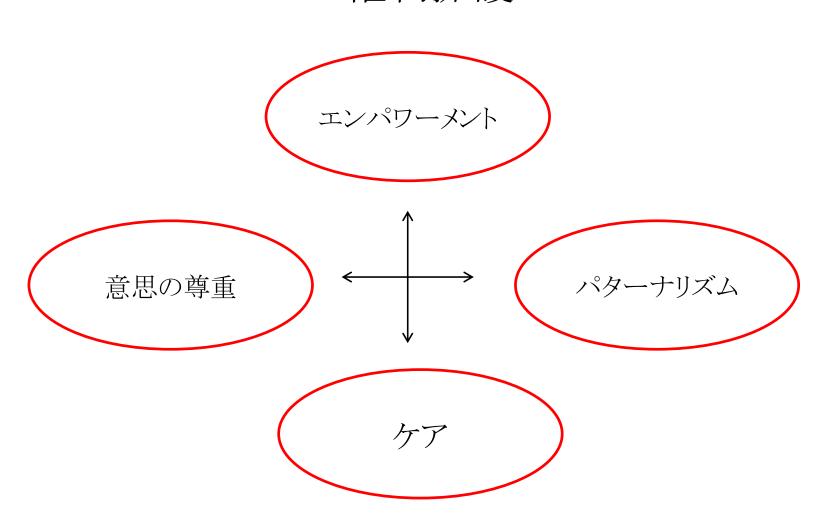
権利擁護支援の基本

2016年9月11日

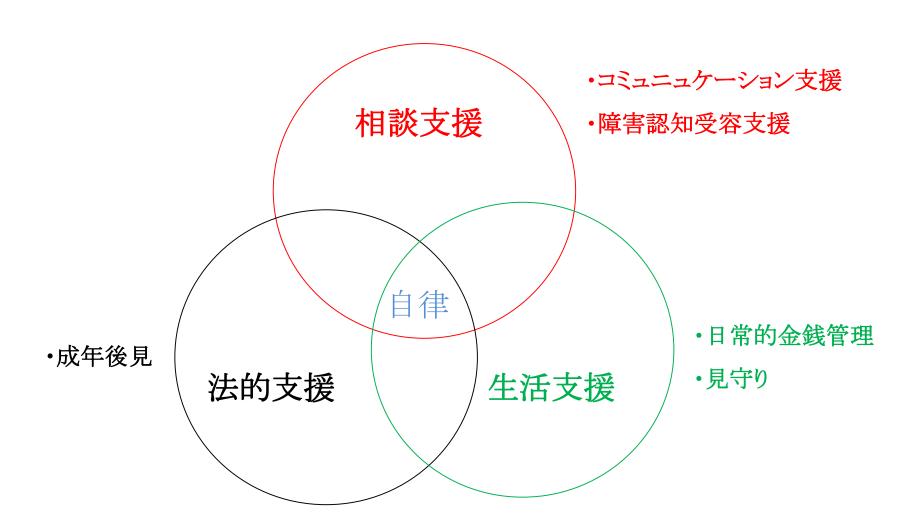
全国権利擁護支援ネットワーク副代表

岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会代表 弁護士 竹内俊一

一. 権利擁護支援ネットワークとは何か? 1権利擁護



2支援



3ネットワーク

- ①フォーマル
- 自己紹介 i 日本弁護士連合会高齢者・障害者支援センター委員
- ii 岡山弁護士会高齢者・障害者支援委員会権利 擁護ネットワーク部会長, 同会子どもの権利委員 会委員
- iii NPO法人岡山未成年後見支援センターえがお 理事長
- iv NPO法人岡山意思決定支援センタービーユー 理事長
- v NPO法人市民後見センターわけ理事長

vi NPO法人ゆずり葉の会・こうけんひまわり・つくし・ やまぼうし(親亡き後対応法人)の各理事

vii岡山市・倉敷市・浅口市・瀬戸内市・里庄町・ 矢掛町・和気町虐待対応アドバイザー

vii瀬戸内市権利擁護センター運営委員長・美作市権利擁護センター委員・津山市権利擁護の仕組みに関する準備委員会委員長

ix岡山市・浅口市・美作市・津山市の各社協アドバイザー

x NPO法人おかやま入居支援センター理事

3ネットワーク

②インフォーマル

i岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク 懇談会

(通称岡山ネット懇)4代目代表

ii AS-J副代表

iii岡山県虐待対応アドバイザー総統括

iv岡山子どもの貧困対策に関するネットワーク

会議

(通称岡山子ひんネット)PTメンバー

- 二. 権利擁護支援ネットワークの作り方
- 1インフォーマルのメリット
- ①迅速かつ柔軟な組織的意思決定
- ②構成メンバーの自由な入れ替わり

- 2フォーマルのメリット
- ①持続的な存在性
- ②信用力の担保

3インフォーマルとフォーマルの組み合わせ

- ①迅速・柔軟性を活かしながら,持続性・信用力を産み出す社会資源の創設
- ②例えば、岡山ネット懇は平成15年2月に立ち上げ、高齢者・障がい者なんでも相談会を実施しながら、平成17年1月にNPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワークを設立、以後、様々な社会資源を創設している

三. 法的支援としての成年後見の必要性

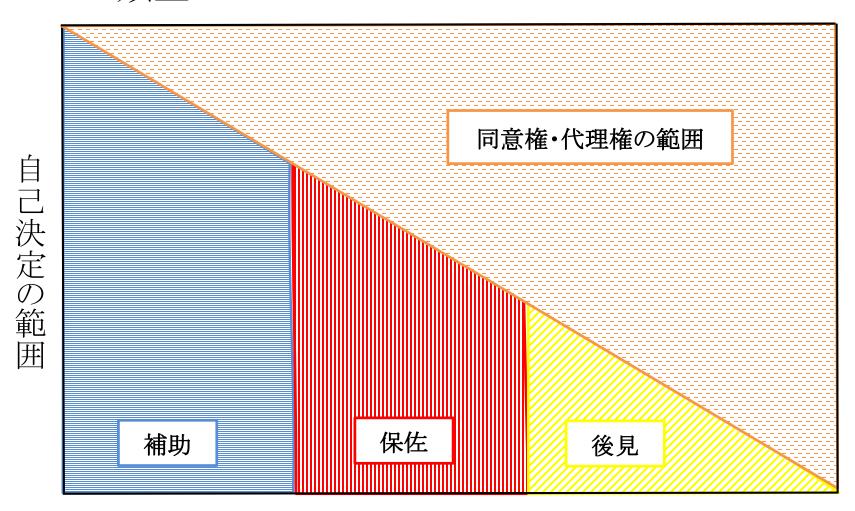
1. 成年後見制度の意義

従来の「禁治産・準禁治産制度」・・・高齢者や知的・精神障がい者の権利が十分守れない



平成12年「措置から契約へ」・・・成年後見制度は、権利擁護の中核的な制度として、重要な役割を担う

2三類型



四虐待の要因

- ①高齢者・障がい者・子どもを支える社会構造の脆弱性
- ②被抑圧的・従属的立場の固定性
- ③救済手段・受け入れ先の不足
- ④生活空間(家庭・施設等)の閉鎖性・密室性
- ⑤認知症・障がい特性に対する周囲の無理解 (適切な初期対応がなされない傾向)

四. 虐待防止・対応のあり方

自律と社会参加



- ①意思決定支援
- ②エンパワーメント に向けて、どこまでシフトして いくか?

五. 岡山県内における法人後見団体等の活動状況 (権利擁護支援体制)

岡山県社会福祉協議会



実施

市民後見人養成事業



市民後見人推薦:受講

市町村行政

専門職等による成年後見人等の受任

公益財団法人 リーガル・エイド岡山 岡山弁護士会高齢 者•障害者支援委員

公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート 岡山県支部

一般社団法人 岡山県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ岡山

中国税理士会 岡山県支部連合会 業務対策部

岡山家庭裁判所

倉敷ネット懇

美作ネット懇

玉野ネット懇

NPO法人おかや ま入居支援セン ター

岡山高齢者・障害 者虐待対応チー

岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会(通称「岡山ネット懇」)

社協による法人後見

かさおか権利擁護センター 笠岡市社協(H23より)

岡山市社協(H25より)

総社市権利擁護センター 総社市社協(H25より)

瀬戸内市権利擁護センター 瀬戸内市社協(H26より)

あさくち権利擁護推進センター 浅口市社協(H26より)

美作市権利擁護センター 美作市社協(H27より)

専門職等による法人後見団体の設立

NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク (ネット懇事務局)

NPO法人こうけん

NPO法人 後見支援センター浄心

NPO法人おかやま 成年後見サポートセン

NPO法人 井笠いきいきネット

NPO法人岡山未成年後見支援センターえがお

NPO法人市民後見センターわけ

NPO法人岡山意思決定支援センタービーユー

家族会等による 法人後見団体の設立

NPO法人サポートステーションもみじ (社会福祉法人 閑谷福祉会:和気町)

NPO法人つくし (社会福祉法人 同仁会:和気町)

NPO法人ゆずり葉の会 (社会福祉法人 旭川荘:岡山市)

NPO法人こうけんひまわり (社会福祉法人 ひまわりの会: 倉敷市)

NPO法人やまぼうし (社会福祉法人 蒜山慶光園:真庭市)

五. 岡山県内における法人後見団体等の活動状況 (権利擁護支援体制)

1. 行政との連携(公的支援確保)編

平成18年4月…高齢者虐待防止法施行

- ・各市町村が第一次的な責務を負う]
- ・地域包括支援センターの設置

当初市町村は十分対応できなかった



- ①平成18年6月ネット懇で行政・包括支援センター支援のためのPTを立ち上げた
- ②同年10月現場体験をしたいとの希望を、地域包括支援センター職員に伝えた

五. 岡山県内における法人後見団体等の活動状況 (権利擁護支援体制)

2. 原的体験編

ネグレクト及び経済的虐待の疑いが強い家を訪問



法律職の介入により、経済的虐待解消が実現できる確率が高いことが判明

五. 岡山県内における法人後見団体等の活動状況 (権利擁護支援体制)

3. 岡山方式編

弁護士は「報酬が高そう」というイメージがある



痛感したこと

- ・何でも相談会への案内だけでは難しい
- ・専門職チームが現場訪問することが必要
- ①事案により現場訪問に同行する
- ②月例定例会方式にする=その都度日程調整は不要
- ③随時相談可能で一種の顧問契約形態になるという仕組みを作り上げた

五. 岡山県内における法人後見団体等の活動状況

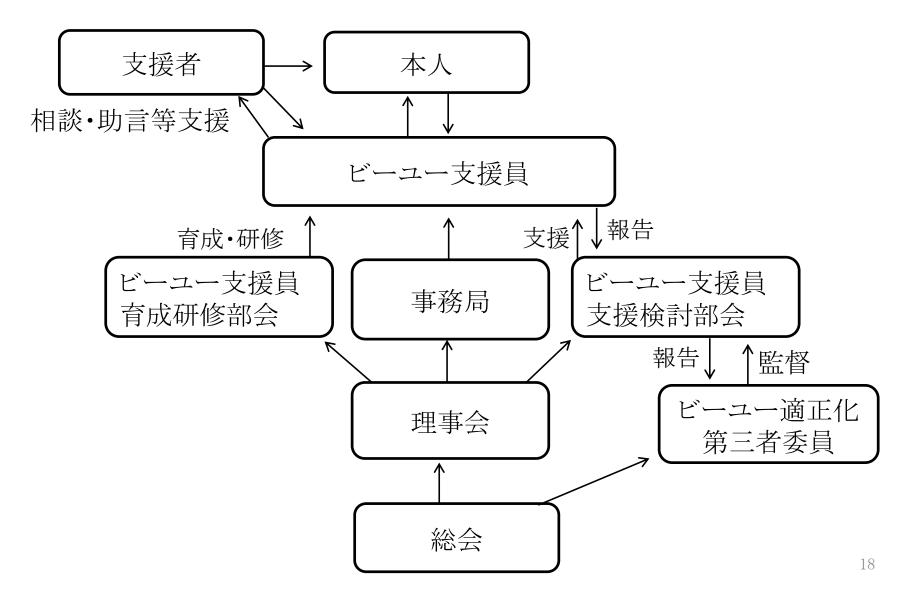
アドバイザー契約を結んでいる市町

平成19年1月	浅口市	平成20年4月	井原市
平成19年3月	里庄町		笠岡市
平成19年7月	岡山市		新見市
平成19年10月	津山市		矢掛町
平成19年12月	美作市		和気町
平成20年4月	倉敷市	平成20年12月	吉備中央町
	真庭市	平成21年4月	赤磐市
	瀬戸内市		玉野市
	備前市	平成21年7月	鏡野町
	高梁市	平成24年4月	美咲町

全国でもトップシェアで、県内14市/15市と6町/10町とアドバイザー契約を締結している

その結果、成年後見の市町村長申立件数が人口比で全国トップとなった

NPO法人岡山意思決定支援センタービーユー (BE YOU)のシステム図



六. 権利擁護支援センターの目的

- 1. 安心して暮らせる地域創り ~セーフティネットとして~
- 2. みんなで暮らせる地域創り ~ソーシャルインクルージョンとして~

七. 権利擁護支援センターの支援の対象 ~どこまで包摂するか~

- 1. 高齢者
- 2. 障がい者
- 3. 児童
- 4. 女性人権
- 5. 犯罪被害者
- 6. 生活困窮者

- 八.権利擁護支援センターは、どこまで総合的に取り組むか
 - 1. 権利擁護に関する総合相談
 - 2. 成年後見の活用
 - (1)法人後見
 - (2)市民後見人養成・支援
 - (3)首長申立支援
 - (4)親族後見支援
 - 3. 虐待対応専門職チームの活用
 - 4. 啓発•研修
 - 5. 社会資源の創設
 - 6. その他

九. 権利擁護システム検討委員会の設置

- 1. 地域の実情及びニーズの把握(2回程度)
- 2. 現状の評価及び課題整理(3回程度) ※組織図の作成
- 3. システム構築の作業行程(2回程度) ※行程表の作成
- 4. 報告書のまとめ(1回程度)

以上、計8回程度の開催が必要

- 十. 権利擁護支援センターのミッション
- 1. 福祉を軸に司法及び医療との連携チーム対応の重要性とは?
- 2. 地域包括ケアシステムとの協働 各地域の支援者のグループワークによる事例研究 会を通して協働のあり方を見据えることの意味は?
- 3. 行政・社協・専門職・市民相互のリスペクトすべての支援者が対等の立場をとることにより、実現されるものとは?



MCAの基本的な考え方(5原則)

この点日本では・・・ 認知症高齢者や精神的な障害を抱える人の中で成年後見制度を利用している人はごくわずか。「意思決定能力があるのに勝手に決められていないか」「自分で意思決定をする際に必要な支援を受けているか」「後見人が代理決定する際に本人の最善の利益を考えているか」はブラックボックス状態

意思決定能力が あることが前提

- •意思決定をしたり、それを他人 に伝えたりするために助言や支 援を必要とする人々がいる。し かしそれは必ずしも彼らが意思 決定できないということではな い
- •ある特定の意思決定をそれが必要なときに行う「能力がない」 (lack capacity)という証拠がない限り、自己決定権がある (第1原則)
- •単に賢明でない判断をするとい うだけで能力がないとはみなさ れない(第3原則)

The state of the second second

意思決定能力を最大限生かす

・本人に能力がないと結論づける前に、彼らが自己決定できるだけできるようにできるだけの支援を行う(第2原則)。例えばよりわかりやすいの情報提供(写真・音声・映像)や本人がより帯しない場所・人・時間帯を工夫する等

最善の利益とは 何かを考える

- 本人に能力がないと判断された場合、その人のために、あるいはその人に代わって意思決定者が行う行為は、本人の最善の利益のためになされなければならない(第4原則)。
- 何が本人の最善の利益かに ついて勝手に決められない ように、これを判定する仕 組みを作る。
- また本人の自由の制約は最 も少ない方法を選ばなけれ ばならない(第5原則)

この点日本では・・・ 判断能力が不十分な人について、本人を中心に考えず、ど うやったら本人の自己決定ができるかも工夫せず、家族や

意思決定支援の仕組み (put individuals at the centre of decision making)

- ・ 本人中心主義→全ての人が自分で決定し、自分の人生を決める権利を持っている
- 常に自問自答すること。「彼らが自己決定するためのベストチャンスを与えられているか」
- 大きな選択から小さな選択に細分化し、場面を区切って説明すること
 - ① 環境はふさわしいか。決定を議論するのに適切な時期か
 - ② 十分な時間をとって十分な情報や明確な選択肢が与えられているか
 - ③ 写真や映像を用いるなど本人が理解しやすい方式で情報が提供されているか
 - ④ 利益、不利益、予想される結果(見通し)を議論しているか

A. S. A. S.

• 大事なのはどうして意思疎通に困難を抱えているかを考えながら、コミニュケーションをとること

り息日本では・・・・

IMCAのように、本人のために無償で最善の利益とは何かを調査し表明する機関がない。また裁判所が直接、最善の利益を判断することはなく、選任された後見人が、本人の最善の利益を考えて行動しているのか監督する余力も全

最善の利益はどのように決められているのか

 ベストインタレスト→本人に代わって意思決定をする者(周囲の介護者、医療関係者、 任意後見人、法定後見人等)が、その人の最善の利益が何か見極める必要がある。 何が最善の利益かを判断する手順が重要

【ベストインタレストを見極めるためのチェックリスト】

- ① できるだけ本人も最善の利益を判断するケース会議に参加してもらう
- ② あらゆる関連する生活状況を考慮する
- ③ 本人の価値観(要望・感情・信仰等)を見極める
- ④ 本人の年齢や、容貌、様子や行動などからの思い込みを避ける
- ⑤ その人の能力の回復の可能性を考え、緊急でない限り意思決定を待つ
- ⑥ 生命維持装置に関する意思決定については周囲の思惑に左右されない
- ⑦ 本人と親しい人からも話を聞き、その見解も考慮する
- ⑧ 権利制限をできるだけ避ける
- IMCAの役割 ある特定の重大な意思決定(重大な医療行為、長期の入院や入所等)が必要であるときに、本人に能力がなく、また相談する親族などもいない場合、IMCA(独立代弁人)を依頼し、ベストインタレストとは何かを調査させないといけない
- 保護裁判所の役割
 能力を欠いた人の財産上または身上監護上の個別事項について、 ベストインタレストは何かという視点から宣言し、命令する。何がベストインタレストか争いが ある場合、重要な医療行為に関する場合も、保護裁判所が決定する

この点日本では・・・

障害児のころからの分離教育の影響で、そもそも障害者自身が自分の意思を表示しにくい、また周りの支援者も親が 代行することに慣れ、本人の意思決定支援を意識していない

本人の意思決定能力を伸ばしていくためのヒント ~ Lifestyle Solutionsのワークショップから

• 基本的な二つの考え方

Equal Value Partner = 対等なパートナー

Person Center Plans = 本人が主役

• 簡単な作業(白紙のノートカバーを自分の好きなもので埋めていく、生まれてから現在までの出来事を時系列に書いてみる、ポジティブな単語を集める等)で達成感を持ち、自分がしてみたいことを考える力をつける

• 目標達成のためにすべきことを自分で考えること、新しいことを始めるのに、他者とどんなコミニュケーションをとるのか、具体的に考えていく

• 組織のディレクターに障害をもつ人が就任し、組織運営にも携わる



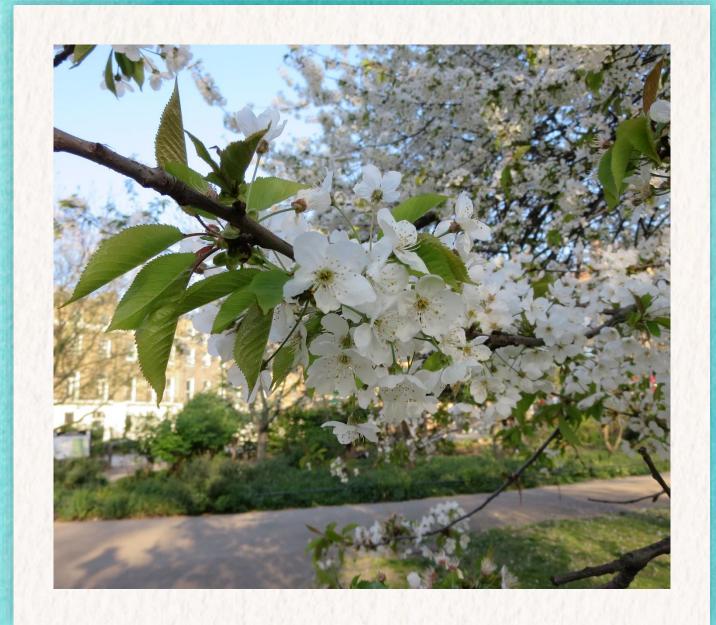
MCAは、代行決定にはない自分が主人公という考え方を、 ポジティブに育てていくツールとして機能している



日本の現行成年後見制度の民法 858条「本人の意思の尊重」 →同意権・代理権の活用→本人と 後見人の信頼関係の構築→生活 配慮と本人の意向優先のバランス

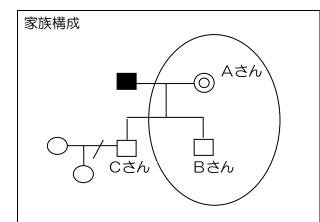
現行制度の課題

- 1 そもそも後見人「選任」過程に、 本人の意思の尊重がなされているか?
- 2 同意権・代理権「付与」過程に, 十分な説明がなされているか?
- 3 一度選任されると, 見直しが制度的に保障されていないのは問題ではないか?
- ⇒一定期間での更新制度の導入
- 4 医療同意の問題
- ①本人同意が原則(法務省)
- ②家族同意の容認(厚労省)
- ③後見人の身上配慮義務(家裁)



権利擁護支援従事者研修 事例

全国権利擁護支援ネットワーク



経済状況

Aさんの老齢年金(約6万円/月)、 Bさんの障害基礎年金(約6.5万円/月)、 生活保護

牛活環境

自宅は県営住宅の3階。 エレベーターなし。

Aさん: 74歳、物忘れあり。認知症疑われる。未受診。

Bさん:38歳、療育手帳B所持、就労継続支援B型事業所に通っている。

Cさん: 44歳、派遣社員

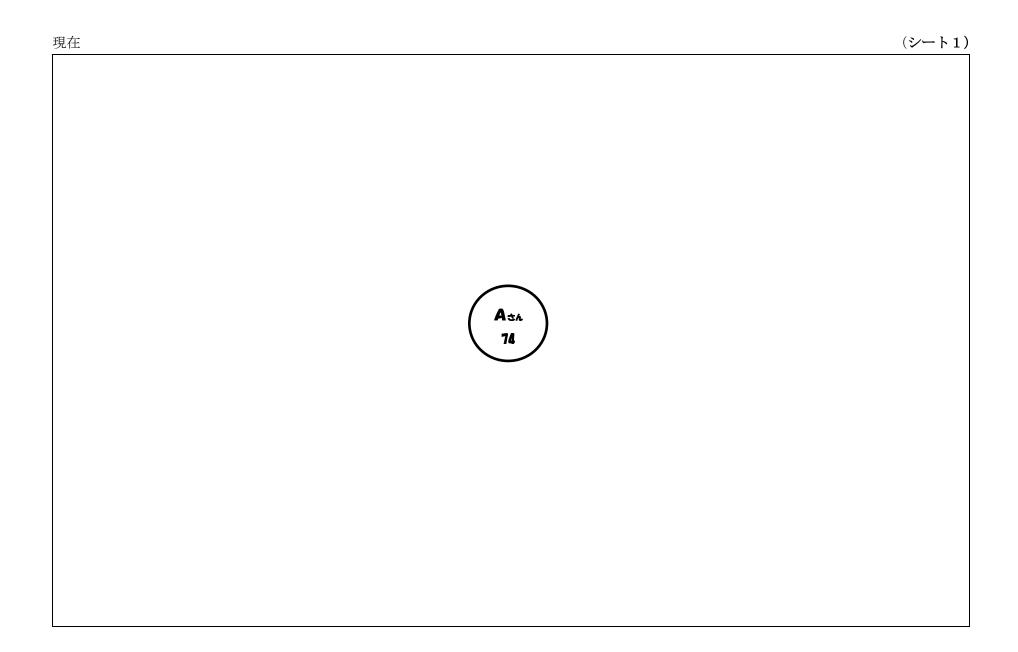
Aさんは、次男Bさんと二人暮らし。二人の年金と生活保護費で何とか生活を営んでいた。 ところが今年4月より長男Cさんが頻回に実家に戻ってくるようになり、6月からは同居する ようになった。

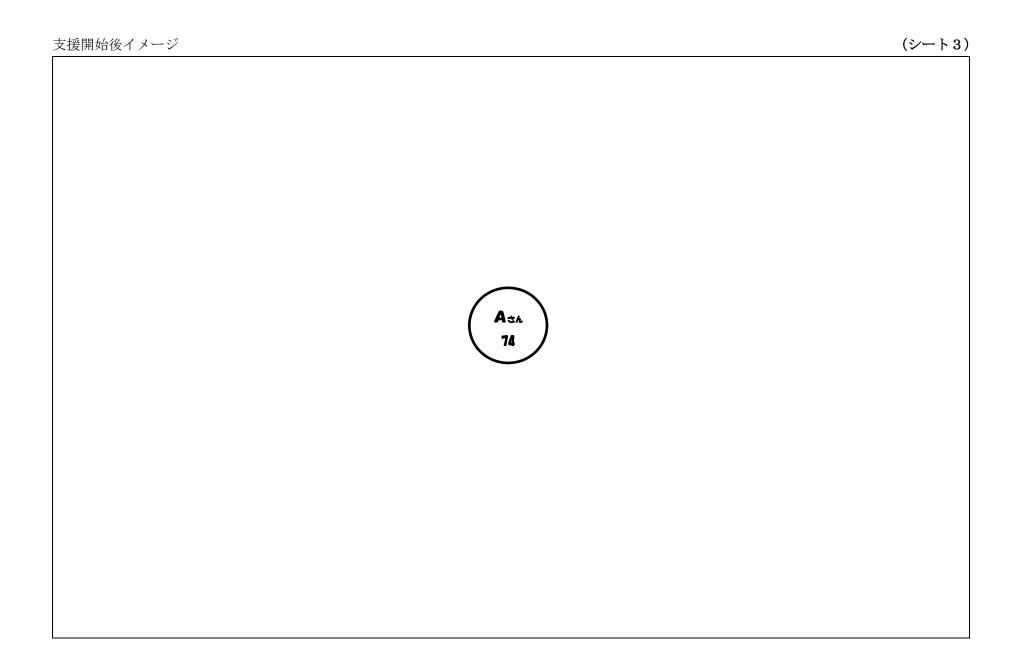
Cさんが同居していることを市の生活保護の担当ケースワーカーが知り、Aさん宅に訪問した。Aさんの話では、「Cは借金を抱えて家に戻ってきた。食事代がかかるし生活が苦しい。」とのこと。そこへCさんが帰宅。ケースワーカーが事情を尋ねると、「他市で暮らしていたが、リストラに遭い、500万円の住宅ローンの返済に困り、貸金業者に借金をしたまま返済ができなくなった。そのため妻と別居して戻ってきた。派遣社員で働いているものの、収入の全てを借金の返済に回している。」とのことだった。

ケースワーカーは、Cさんが同居するとなっては、生活保護の廃止をしなければならないと 告げ帰っていった。その後、1 か月たってもCさんは同居のままであったため、7 月、生活保 護は廃止された。

9月初め、民生委員から地域包括支援センターに相談が入った。内容は、「Aさんがお金を借りに来るので迷惑している。」、「スーパーでおつりがわからない様子だった。」などと近隣の人から苦情や心配の声が出ているというものだった。地域包括支援センターは、Aさん宅に訪問し、玄関先でAさんに向かって、「生活で困ったことがあれば相談して下さい。」と話しかけたが、Aさんは「何も困ったことはないです。」と、それ以上の訪問を拒否した。玄関先からは、ペットボトルやカップラーメンの空が転がっているのが見えた。

また、一方でBさんは最近頭が痛いと言っては事業所を休みがちになっており、出勤しても仲間とあまり話さなくなった。心配した事業所の職員がBさんに尋ねると、「兄が帰ってきて、毎日口うるさく掃除をしろ、テレビをつけるな、タバコを吸うなと命令するので嫌だ、もう家を出たい。」とのことだった。職員は、Aさんに電話を入れ、Bさんの訴えを話すが、Aさんは、「大丈夫です。私からよく言い聞かせますから。」と言うばかりだった。





	事例の元立くこ又族の配の立く		
	見立て	支援の組み立て	
Aさん			
Bさん			
Cさん			

権利擁護支援従事者研修jn札幌

事例解説

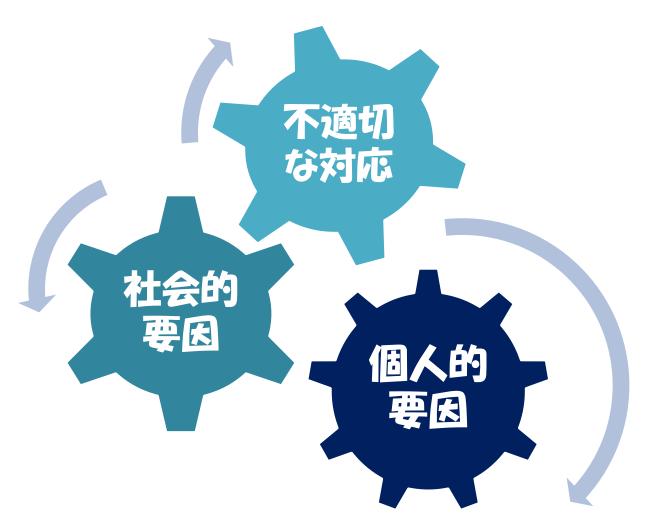


全国権利擁護支援ネットワーク

事案の全体像

	2016年 4月 6月 7月	9月	
Aさん (74歳) 年金:月6万	・認知症疑い・「生活が苦しい」・「生活保護廃」	・近所にお金を借りる ・おつりかわからない ・ 掃除ができていない ・ 「困ったことはない」	
Bさん (38歳) 年金月6.5万円	·知的障害 ·生活保護廃」	ト・頭が痛い ・事業所を休みかち ・仲間と話さない ・兄へのストレス ・家を出たい	
Cさん (49歳) 収入月20万円	・借金・同居		
	生活困窮	・環境劣化の進行	

支援困難事例とは・・・



*3つの要素が深く関与して発生する

「支援困難事例と向き合う」岩間伸之著より

個人的要因

個人(本人)に帰属する要因

- Aさんの認知症疑い
- 未受診
- 金銭管理が不安定

社会的要因

本人を取り巻く社会環境や本人をめぐる 関係性が要因

- Cさんが負債を抱えて帰ってきた
- 生活保護の打ち切り
- 生活が苦しい

不適切な対応

援助者側による不適切な対応(関わりのまずさや不十分な働きかけ)が要因

- ケースワーカーが生活保護の廃止を告げ、1か月後に廃止となった。
- 包括が訪問し、玄関先で「生活で困ったことがあれば相談して下さい」と話した。
- 関係者間での情報共有ができていない。 = チームアプローチが機能不全を起こしている。

事例の「見立て」と支援の組み立て

	「見立て」	支援の組み立て
全体像	全員に何らかの支援ニーズ 複合支援ニーズ	支援のキーパーソンの設定 多様な支援機関の確保と協働
Aさん	認知症疑い、未受診 生活環境の悪化 金銭管理が不安定 生活困窮	受診 介護保険申請、利用 日常生活自立支援事業等の活用 生活保護申請も含めた生活困窮 に関する相談(Cとの関係調整)
Bさん	精神面での不安定さ 兄との関係悪化 自立生活への意向は?	関係者間のネットワーク 自立生活支援への支援 成年後見制度の利用の検討
Cさん	借金の問題 生活場所の選定 就労の不安定	借金問題への対応(弁護士相談) 今後の居所の検討 就労も含めた生活再建

働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ① 他者の介入を排除している背景を理解しつつ、 援助関係を築いていく
 - →Aさんは、「支援者は味方ではない」という 感情を持っている。

- 2 Aさんの不安に向き合う
 - →経済的に苦しいというだけでなく、Cさんと Bさんへの心配、自身の金銭管理への不安 感などAさんの抱えている問題はさまざま。

働きかけのポイント(Aさんの場合)

- 3 Cさんに対する感情を理解する
 - →「Cが帰ってきたから生活が苦しい」という愚痴 と同時に「可哀そうだ、助けてあげたい」とい う相反する感情を持っている。
 - →支援者は、Cさんを批判するのではなく、援助 の対象として捉えていることを伝える。

- 4 Aさんの気づきを促し、支える
 - →Aさんが現実を見つめ、どうするのかを決めて いく過程を支える。

働きかけのポイント(Bさんの場合)

1 Bさんの自立生活への意向の確認を行う→母への思い、兄への感情なども含め、本人がどうしたいのかを丁寧に聞き取る。

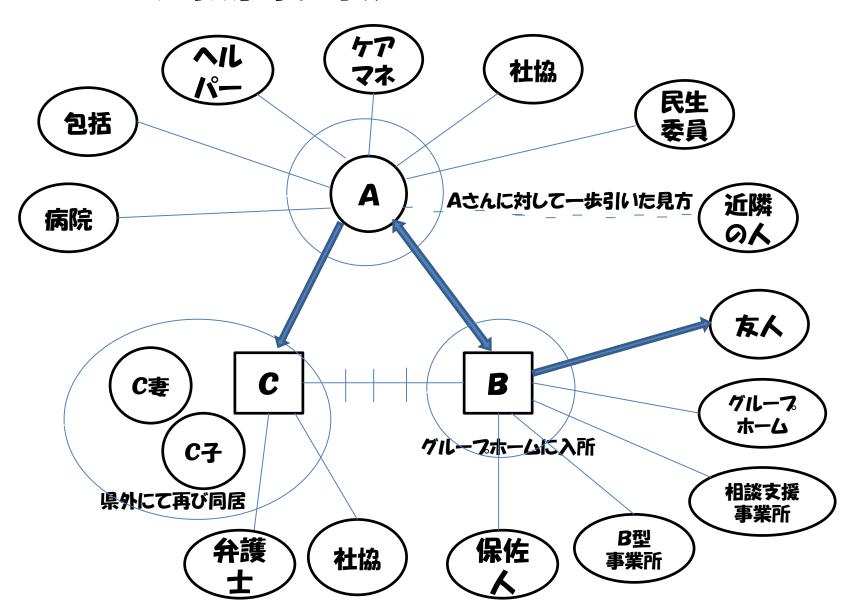
② 本人がイメージできるような提案をする→一緒にグループホームの見学に行くなど、具体的にイメージできるような工夫を行う。

働きかけのポイント(Cさんの場合)

- 1 Cさんを否定せず、意向を聞き取る
 - →家にお金を入れるか、出ていくかを迫るのではなく、本人はどういった生活を望んでいるのかについて聞き取る。

- 2 債務整理の提案を具体的に行う
 - →債務整理の手段があることを伝え、今後 の見通しを一緒に立てる。

支援開始後のエコマップ



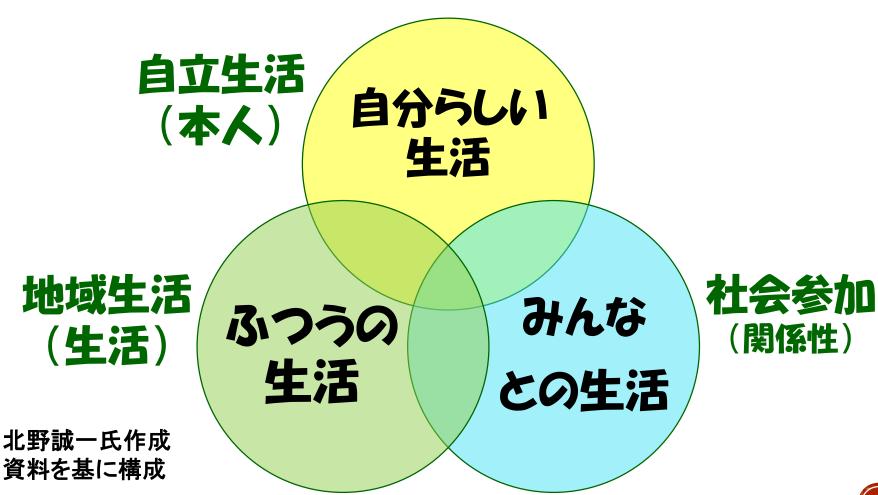
4、 11月 22日 燕市

支援の捉え方と「事案の見立て」



特定非営利活動法人PASネット 上田晴男

私たちの暮らし(地域自立生活)の内容



権利擁護とは…

普通に 自分らしく みんなと暮らす<mark>と</mark>

権利行使の保障

「困った!」 の改善

安全 安心

権利侵害か らの救済・ 保護 権利擁護

法制化

支援の 充実

> 新しい 「権利」 の創造

意見 要望 の具体化

支援を必要とする状態とは…1

さまざまな 理由… 自分で社会資源を活用して対応 → セルフアドボカシー

生活 本人 文化 関係性

困った! の発生 (__|||) 自分では うまく対応 できない…

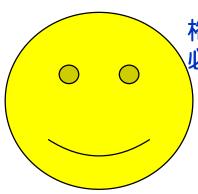
(>_<)

助けを求められない! 自分の状態もよくわか らないかも…!

支援を必要とする状態とは…2

普通の状態

明確な 支援要請



権利擁護支援を必要とする状態

不安定な 支援要請

当事者=生活主体

特別な権利擁護支援を必要とする状態

状態・状況の 不認知

ニーズ不明

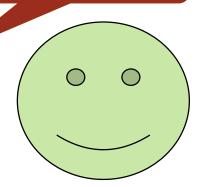
支援•介入拒否

一般的支援

情報提供 指導·助言

> 状態に応じた 専門的支援

本人の「見 立て」 ニーズ評価



支援者=社会的支援主体

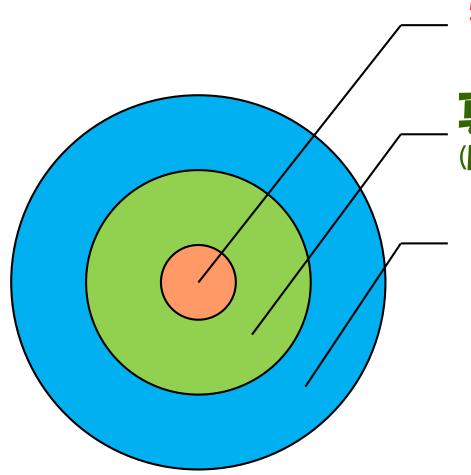
(支援のキーパーソン)

「支援の関係 性」の構築 集中的支援

特別支援



支援の階層化



特別支援

(集中的、 戦略的専門支援)

専門支援

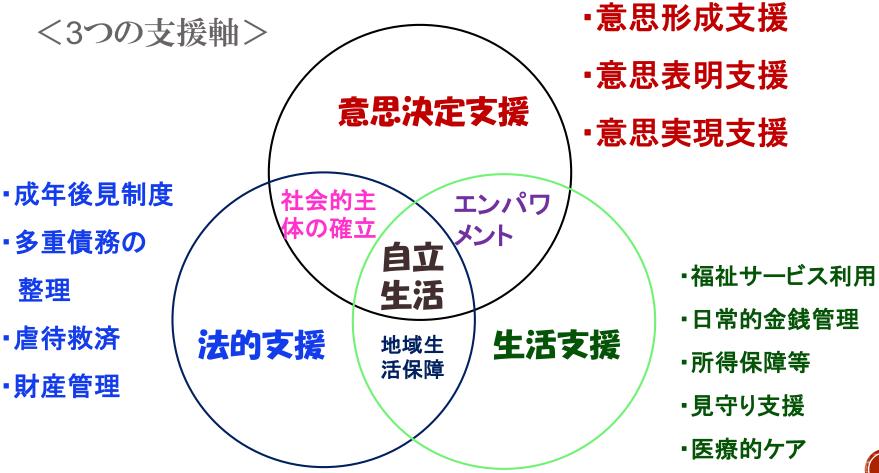
(障害性等に応じた方法・対応)

一般的支援

(情報提供、指導・助言)

権利擁護支援の実践

~一人一人の権利擁護支援~



権利擁護支援の特性

総合性

継続性

協働性

女援を受けながら生きていく人)

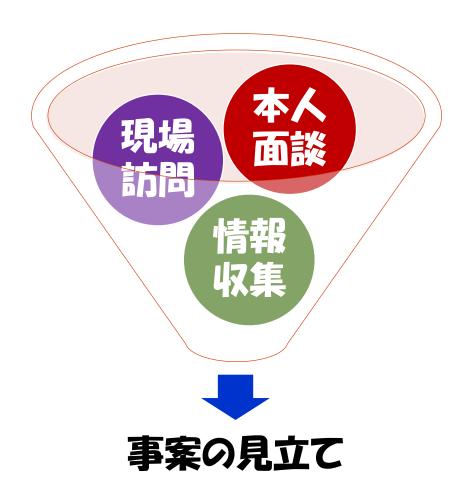
支援の展開手順

事案の見立て

支援計画の立案

実践と評価(モニタリング)

「見立て」の前提



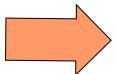
事業の「見立て」とは・・・・

困っている人

本人の状態

相談者等を含む





事案の全体像

(どんな状態の 人がなぜ困って いるのか?)

困って いること 支援 ニーズ

環境・条件等を含む



本人(当事者)の見立て

心身の状態

生活陸

障害や疾病の有無と状態

能力の状態とパーソナリティ

生活経験

関係性

支援ニーズとは…

(支援者評価)

要求 (本人意思) 支援 必要性

支援ニーズとしての「要求(本人意思)」

思いの実現

状況・状態の改善



不安・混乱の収束

自らの力だけでは対応 できない!

「要求(本人意思)」としての「支援拒否」



支援ニーズとしての「必要性」

生活内容の 社会的評価 要求の 具体化 と実現

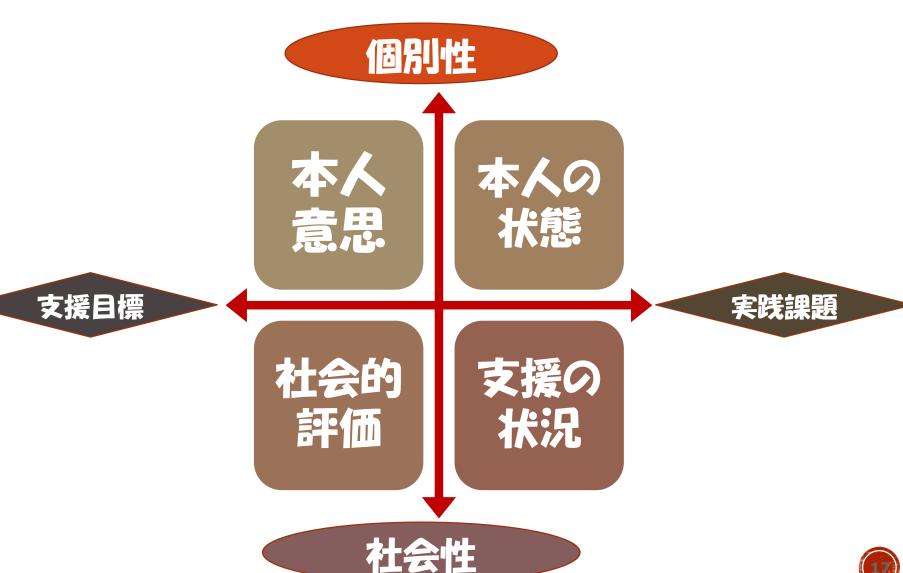
当事者解決 の困難性

認知及 び行動 の改善 地域自立 生活の 支援課題 (支援・介入根拠)

社会的 関係性 の確保

環境・ 条件の 整備

え接ニーズの「見立て」1



支援ニーズの「見立て」2

本人 社会的 評価

要求と必要性の一致支援の協働化

ゆらぎねじれ

要求と必要性が不安定再アセスメント

本人意思

社会的 評価

要求と必要性の対立
「支援の関係性」の確立が必須



複合ケースの見立て1

~複合支援ニーズの要素~

対象者の 複合性

支援ニーズの複合性

状態像の 複合性

複合ケースの見立て2~複合性の整理~

対象者の 複合性

- 特定化
- 個別化
- ・関係性の評価

支援ニーズの複合性

- ・ニーズ整理(環境、経済、行動、関係等)
- ・ニーズ評価(緊急性、優先順位等)
- 支援方法の設定と支援者の確保

状態像の 複合性

- ベース「障害」の特定
- 医療ニーズの評価
- 意思疎通と判断能力の評価

支援の展開手順

事案の見立て

支援計画の立案

実践と評価

(モニタリング)

支援計画の立案70亿次

支援課題の設定(何を)



支援方法の設定(どのように)



支援計画作成のポイント

支援 課題

支援 方針

支援計画

支援方法 (実践可能な 支援内容)

達成可 能な支 援目標

支援計画作成のポイント2

支援課題

- 介入根拠の 設定
- 課題抽出
- 優先順位

目標設定

- 長期目標
- 短期目標
- 初期目標

支援方法

- 戦略 (支援の全体像)
- 戦術 (支援方法)
- 用兵(支援者の確保と活用)

支援課題の設定

介入根拠の 明確化

- ・社会的支援機関としての立場と役割
- ・事案の性格と位置づけ
- ・方法としての適否

課題抽出

- ・本人ニーズ
- ・社会的ニーズ
- 関係・環境ニーズ

優先順位

- ・緊急性の評価
- ・ニーズの構成要素
- 支援手順

支援の方向性

長期目標(最終目標)

- ·抽象的
- ·一般的
- ·理念的

達成可能な指標

短期目標 (ショートゴール)

- ·具体的
- ·個別的
- ·現実的



支援方法の三要素

戦略(全体の方向性と展開←支援方針)

・ 支援課題と支援力の評価

・目標の段階設定と行程



戦術(個別課題への支援方法)

・課題特性に応じた手立て

・本人状態等に応じた手立て



用兵(支援者の確保と活用)

・支援の質量に応じた人材確保

・力量と関係性の評価

支援計画のポイント

役割分担

支援工程 (スケジュール化)

方法と 手順

支援における「関係」と「関係性」

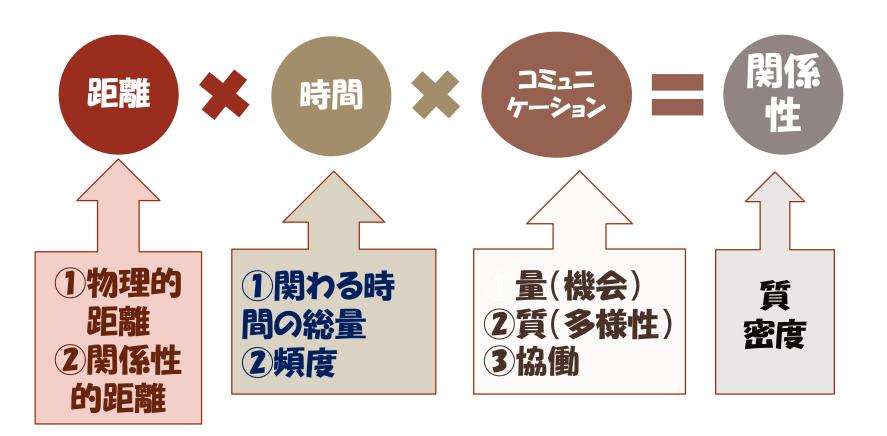
関係

- 人と<u>関わり合うこと</u>であり、 その<u>関わり合い</u>のことでもあ る。
- ・社会的なつながりの属性(親子、夫婦、利用者と支援者、 上司と部下等々)とその立場 と役割
- ・個々のつながりに対する社会 的評価の表現(信頼関係等)

関係性

- ・社会的関係としての実態
- ・個々の役割の機能評価
- ・ 経過と変化を含む
- ・関係性の密度(濃淡)とは⇒ 距離×時間×コミュニケー ション
- ・関係の質

関係性の方程式



5、11月 28日 いわき市

成年後見利用促進法等の理解と 意思決定支援について

平成28年11月28日(月)/福島県いわき市 弁護士 熊 田 均

私の立場①一制度設計・運用・改革

- 1. 1986年から弁護士をしています。
 - 平成10年頃から、この分野に関わり、平成11年に現在の成年後見制度の成立の際(施行は12年4月)、日弁連の海外調査団の委員としてアメリカ・カナダの制度調査に行きました。・・制度設計期に関わりました。
- 2. その後、継続して日弁の委員として関わった後、平成2 3~26年に日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員 会の委員長をしました。・・運用期に関わりました。
- 3. 平成28年(今年)に成年後見制度利用促進法が成立したのを契機に、日弁連の中に利用促進法PTが作られ、 その座長をしています。・・改革期に関わっています。

私の立場②一実務

1. 主催者である全国権利擁護支援ネットワークの会員である「愛知県田原市成年後見センター運営委員会の委員長」「三重県伊賀地域福祉後見センターの運営委員会の委員長」「岐阜県東濃成年後見センターの副理事長」をそれぞれ10年以上しています。

【地域のネットワークと成年後見制度の仕組み作り】

2. 私自身、現在15件程度の成年後見人等に就任しています。【業務及びボランティアとして】

午前の2時間で次の2つを話します

第1部 成年後見制度利用促進法等に関連して

「利用必要な人」に成年後見制度利用が行き渡っていない場面について

第2部 権利擁護と意思決定支援について

成年後見制度をふまえながら、高齢者や障害者が意思決定を確保されているか

障害者権利条約との関係等

第1部の話の中心

成年後見制度の確認と成年後見制度を巡る新たな法的動き

- ①成年後見制度利用促進法の内容について
- ②通称障害者差別解消法等と成年後見制度について
- ③成年後見制度にかかる民法等の一部改正について

【確認】成年後見制度とは?

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断 能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財 産を管理したり、介護などのサービスや施設への入 所に関する契約を結んだりする必要があっても、自 分でこれらのことをするのが難しい場合がありま す。また、自分に不利益な契約であってもよく判断 ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に あうおそれもあります。このような判断能力の不十 分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度で

基本理念

「平成28年4月に成立した成年後見) 促進法でも改めて確認された事項

- (1)成年被後見人等が、そうでない人々と等しく基本的 人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられそ れにふさわしい生活が保障されること
 - ・・・ノーマライゼーション
- (2)成年被後見人の意思決定の支援が適切に行われると共に、自発的意思が尊重されること
 - ・・・自己決定権の尊重
- (3)財産管理のみならず、身上の保護が適切に行われること
 - <u>***身上の保護</u>の重視



促進法第3条に記載

成年後見制度の体系

成年後見制度

法定後見・・・・判断能力が衰えてからの 対処方法

- a 後見類型(重度の認知症・知的障がい)
- b 保佐類型(中度の認知症・知的障がい)
- c 補助類型 (軽度の認知症・知的障がい)

<u>任意後見</u>・・・・判断能力が衰える前からの 対処方法

3つの類型の違い

- (1)(成年)後見制度利用・・・【事理を弁識する能力を 欠く常況にある者】・・・取消権と代理権の範囲は、日 常生活に関する行為を除くすべてと広い
- (2)保佐制度利用・・・【事理を弁識する能力が著しく不 十分な者】・・・取消権の範囲(民法13条に規定する 行為(重要な行為)と代理権(特定の法律行為で本 人が同意した範囲)
- (3)補助制度利用・・・【事理を弁識する能力が不十分 な者】・・・取消権(特定の法律行為で本人が同意し た範囲)と代理権(同様)

利用方法

- 1 申立 (被後見人等が居住する場所を管轄する家庭裁判所)
- 2 受理・調査・・・調査官や書記官による調査 (鑑定により類型の決定)
- 3 裁判所による宣告
- 4 登記

そして活動開始!

成年後見人の権限

【民法859条】

「後見人は、被後見人の財産を管理し、 かつ、その財産に関する法律行為につい て被後見人を代表する」

成年後見人の義務①

「本人の意思の尊重義務」と 「本人の身上への配慮義務」

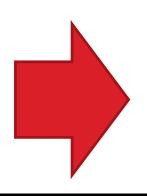
民法858条

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

成年後見人の義務②

【この条項のもつ意味】

●「自己決定の尊重」と、場合によっては 「他人決定を許す」という意味の規定と 解されている。



本人の理解が不十分で明らかに不利益な契約をする時に、取り消すという決定を行う必要がある。

成年後見人の業務内容

(1)財産管理

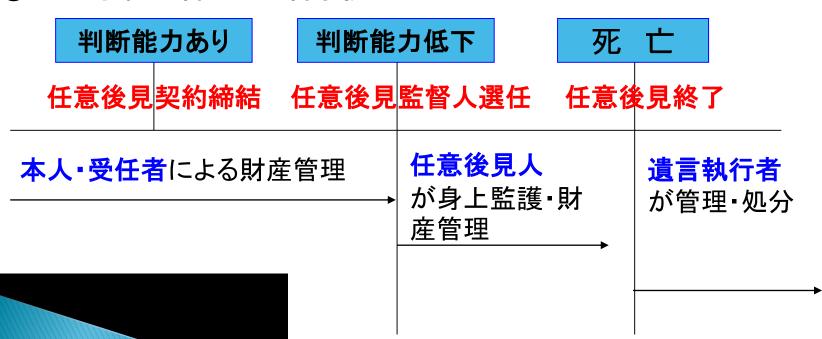
- ①就任直後 …「財産目録」「後見計画書」の作成
- ②日々の業務 … 財産の保全と管理、金銭出納など (預貯金の管理、不動産の処分、遺産分割、賃貸借契約など)

(2)身上監護方法の決定

- → 純粋な事実行為は行わない (例:車いすを押す、オムツを交換するなど)
- ①入所契約・入院契約・アパート契約 (手術の同意権はない)
- ②施設等の入退所、処遇の監視・異議申立等に関する事項

任意後見(判断能力がある間の対処方法)

- ① 任意後見契約(本人と任意後見人との委任契約)の締結
 - 家庭裁判所による任意後見監督人の選任を停止条件とする公正証書 による契約
 - →適法かつ有効な契約の締結及びその確実な立証を確保するため
- ② 任意後見監督人の選任
- ③ 任意後見監督人の監督事務など



成年後見制度の利用状況 (平成27年1月~12月のデータ)

- ①件数(総数-3万4782件)(任意後見-816件) ~後見2万7521件·保佐5085件·補助1360件
- ②審理期間一申立から決定まで2ケ月以内約80%
- ③申立人一親族が70%、市町村長申立が全国で 5593件(全体の17.3%)
- ④利用者の性別・年齢-男性4割、女性6割 男性-80歳以上35%, 70代24% 女性-80歳以上63%, 70代20% →毎年、高齢化が進む

成年後見制度の利用状況 (平成27年1月~12月のデータ)

⑤申立の動機一・財産管理処分 2万8874件

-不動産処分 6494件

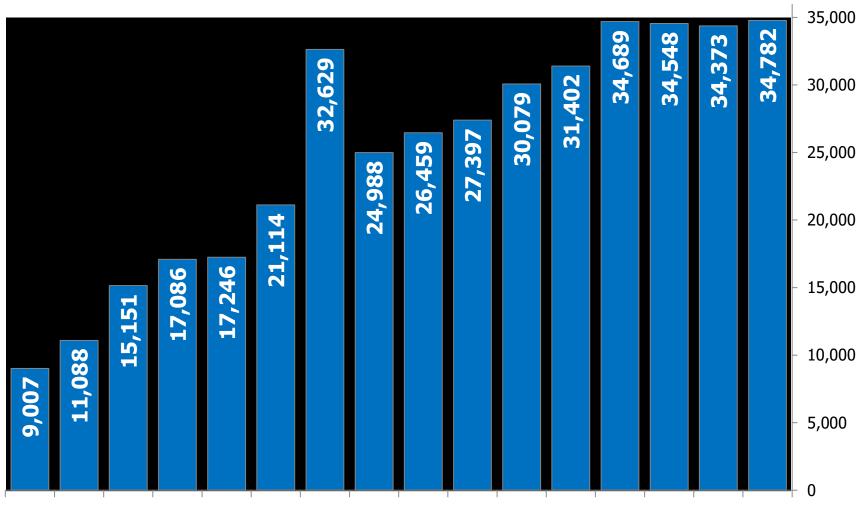
-介護保険契約 1万1588件

•身上監護のため 8951件

- 訴訟手続 1818件

- ⑥鑑定一・鑑定省略9割・鑑定期間1ケ月以内が6割弱
- -鑑定費用5万円以下61%、5~10万円36%
- ⑦<mark>後見人等</mark>一親族30%、第三者70%(内訳:弁護士3 <u>割、</u>司法書士4割、社会福祉士1.5割)

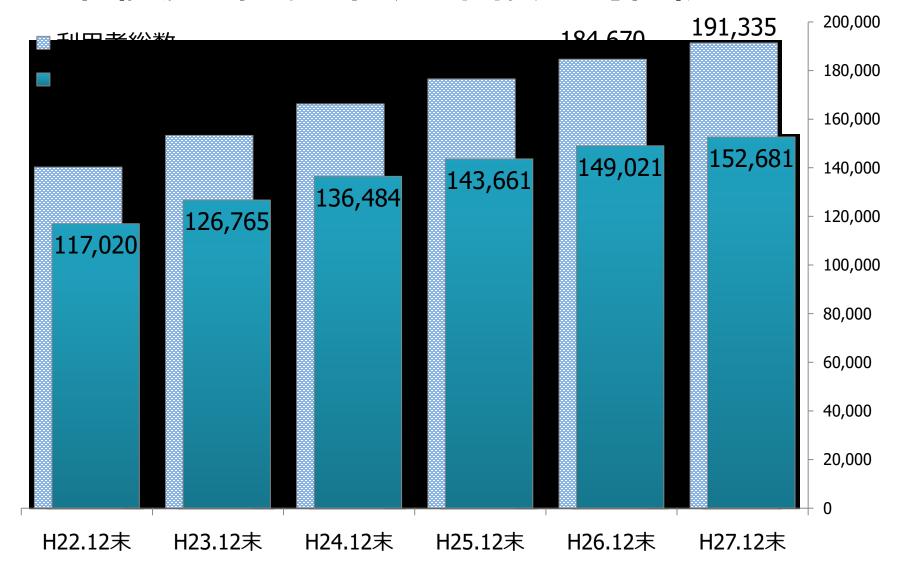
成年後見関係事件申立件数の推移



H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27

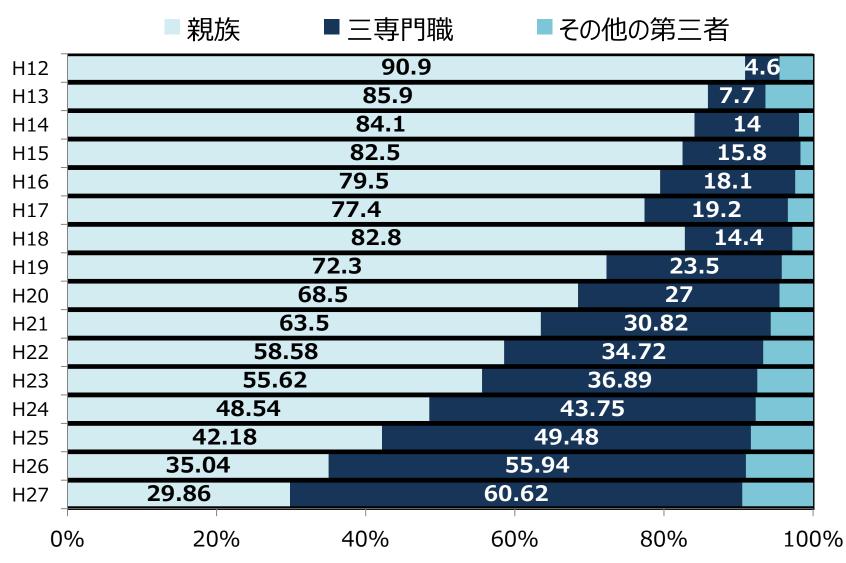
最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より作成(H19までは年度)

成年後見制度利用者数の推移



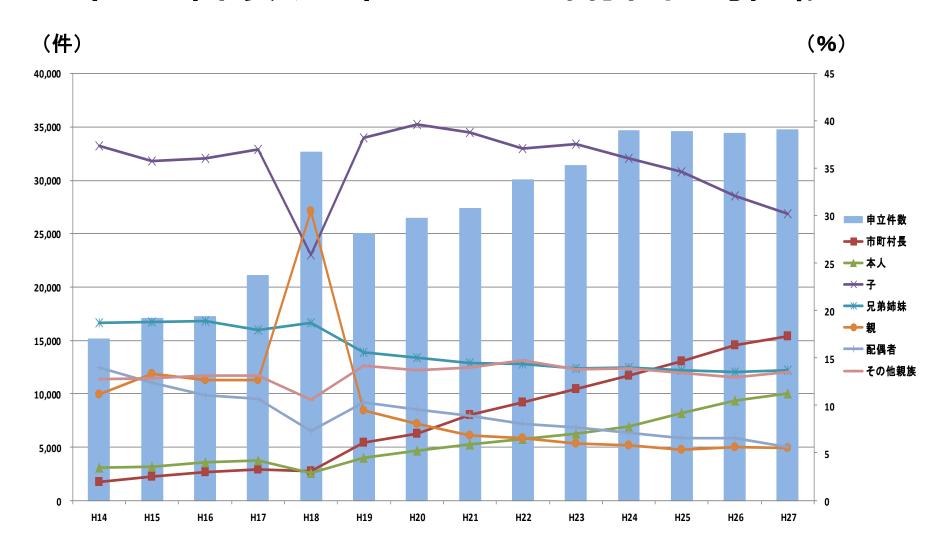
最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より作成(統計はH22以降)

親族後見人と第三者後見人の比率



最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より作成(H19までは年度)

申立件数と申立人の割合の推移



成年後見制度は一定の財産がある 人のための制度か?

- (1) 平成12年の施行後、当初はそのようなイメージであったことは確かである。
- (2)しかし、
 - ①年金の入る通帳が管理できないため、入所・入院費 用や家賃が支払えない
 - ②福祉サービスが必要だが、福祉サービス契約が締 結できない
 - ③年金しかないのに、多額ではないが訪問販売で不 要なものを購入してしまう
 - ④親族が年金を管理してしまい、本人にとって必要な 支出(福祉サービス費用等)ができない

成年後見制度は一定の財産がある 人のための制度か?

- (3) 成年後見制度は、財産管理と身上監護方法の決定のために利用されるものであるが、「大きな財産の管理」だけを念頭におくものではなく、制度は、本人が「普通に地域で暮らせるための手助け」・・・「生活支援」のための制度であることを確認する必要がある。
- ⇒ここまでは、現在の成年後見制度の一致点として異 論がないものと思われる。
- ⇒これを前提に、成年後見制度の利用促進が必要

- (1)平成28年4月 5日 成立
- (2)平成28年4月15日 公布
- (3)平成28年5月13日 施行



課題を意識した法律にはなっているが・・・

この法律は何を目的に作られたか?

【立法提案者意見(自民・公明各議員)】

◆「成年後見制度は高齢者や障害者を支えるための仕組みとして必要」「「しかし残念ながら利用を想定される方の人数ほど同制度が利用されていない」「こうした現状をふまえ、成年後見制度の利用促進を図るため、関係機関の連携を強化すべく体制を整備する国としての基本理念を定めることが必要である」

*「現行法」での推進を図る?(運用改善は念頭におくが) 『抜本的な変革』は行わないという制度設計になっている。

そのために「内閣府」に成年後見制度促進会議(議長・内閣総理大臣)を設けた。

<u>(詳細は、「成年後</u>見2法」 創英社/三省堂/大口他)

同法成立に対する普通?の考え

- 1. 必要な人に未だ利用が広がっていないことは事実であり、その意味では促進が必要であることは事実である。 700万人?とも言われる認知症者をふまえれば、19万人とういう利用者の数はあまりにも少ない。その意味で「必要な人」が「利用できるように」を国として制度設計することは不可欠である。
- 2. しかし、一方で、現状の成年後見制度には種々の欠陥 もある。今回の利用促進法は、この問題点を運用改善 によって行おうとしている点に止まっている感があるが、 それでは足らず、制度改善は本来必要である。

特に意思決定支援を重視した国連の障害者権利条約との観点での是正は不可欠である。(後半で述べる。)

同法成立に対する普通?の考え

- 3. とはいうものの、まずは成年後見利用促進の立場でできた法律に基づき「少なくとも」現在の成年後見制度の問題点を整理し、「阻害事由」を究明し、促進を図ることには一定の意義はある。
- 4. 以下、同法のもと行われている検討を整理して説明する

・・・→急速な議論がされています。

同法の建て付け①

【基本理念】

- (1)平成12年4月1日施行の成年後見制度の理念を 再度明確にしたこと
- (2)地域の需要に対応した利用の促進・・・需要の把握・市民後見人の育成等により、需要に的確に対応するように求めたこと
- (3)体制整備・・・裁判所、関係行政機関、地方自治体、民間団体の適切な連携・分担等を通して、利用者らの権利利益を確実に保護する必要性を示したこと

※「意思決定支援」という言葉のある条文

- 1. 3条「成年被後見人らが・・・尊厳にふさわしい生活が保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定支援が適切に行われるとともに、被後見人らの自発的意思が尊重されるべきこと・・・」
- 2. 11条「成年被後見人らが医療・介護等を受けるに あたり意思を決定することが困難な者が円滑 に・・・受けられるようにするために支援のあり 方について・・・検討を加え必要な措置を講ず ること」

同法の「基本方針」の意味

- 1. 全部ではないが「運用面」の課題はそれなりに整理されている。
- 2. ここを検討することは、現在の成年後見制度の現状、ひいては高齢者・障害者の権利擁護に関わる課題を整理できる一面をもつ。

同法の建て付け②

(平成28・11・15促進委員会整理も意識の上

【基本方針】

(1)成年後見制度の理念に関して

- ◆三類型が適切に選択されるための方策
 - •••後見が異常に高率なことの是正が必要
- ◆権利制限の是正
 - ■・・選挙権は回復したが、公務員資格、取締役資格 の制限については残っているので是正が必要
- ◆医療看護部門における意思決定支援等
 - •••医療同意の問題を含む整理が必要

同法の建て付け③

- ◆被後見人等の死亡後における事務範囲について
 - •••未払費用の支払いや賃借物後片付けや埋葬関係についての検討が必要
 - →平成28年10月からは、一部法改正済
- ◆任意後見制度の積極的利用
 - •••自己決定権に即した制度なのに利用実績が少ないことをふまえ、安心して利用できる措置が必要
- ◆国民に対する周知
 - •••必要とする人に十分利用されるようにするため、 <u>周知啓発が</u>必要

同法の建て付け4

(2)地域の需要に対応した成年後見制度の利用促進に関して

- ◆地域住民の需要に応じての促進
 - •••相談の実施、市町村申立の積極的な活用が必要
- ◆成年後見人の担い手の確保
 - •••候補者の研修の機会や報酬の助成が必要
- ◆成年後見等実施機関の活動に対する支援
 - •••成年後見実施機関(候補者の育成•支援)の仕組 み整備支援の制度措置が必要

同法の建て付け⑤

(3)成年後見制度利用に関する体制整備に関して

- ◆関係機関の体制の充実強化
 - •••監督及び助言その他の支援のために裁判所の 人的体制の強化等が必要
- ◆関係機関の相互の密接な連携
 - ■・・・裁判所と行政等の連携が希薄であり、相互の密接な連携及び分担が必要

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)の施行と成年後見

- (1)日本が「障害者権利条約」を批准するためには・・・ 差別解消法の施行が不可欠であった。 平成28年4月から施行された。
- (2)同法の骨子・・・障害者に対する
 - ①不当な差別的取扱の禁止
 - ②必要かつ合理的配慮の実施
- (3)成年後見制度との関係で考えなければならないこと

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解 消の推進に関する法律)の施行と成年後見

- ≪成年後見制度を利用すると次の問題が?≫
- ▶障害者の行為能力が一律制限される
 - •••公務員欠格•取締役(理事)欠格
- ▶能力判断の合理性•••3類型
- ▶後見人の過大な権限
- 期間的無制限



不当な差別ではないか?合理的配慮がなされているといえるか?

後見人の権限に関する民法の一部改正 (平成28年4月5日成立・10月13日施行)

後見人が本人の財産を確認し管理していくためには、郵便物を確認したい場面がある...?



本人が亡くなると後見人の職務は原則終了する。しかし、埋葬や未払入院費の費用支払等は後見人の権限で対応すべきでは…?



後見人の権限に関する民法の一部改正 (平成28年10月13日施行)

【いずれも「成年後見人」に限定】

- 1. 郵便物(民間事業者の信書便も)の開封・転送※
- ①後見人の申請により、裁判所が「6ケ月を超えない期間」転送を認め、開封することができることになった。再度の申し出可能・本人の意向を聞くことが原則。
- ②後見人の注意・・・事務に関係しない郵便物は被後 見人に交付すること、被後見人は受け取った郵便 物等の閲覧を後見人に求めることができる。

※郵便物の回送に関しての注意点

- Ⅰ. 6カ月に限る、更新を認めない「新たな許可」が求められる理由・・・必要な場合に限る・差出人の把握
- Ⅱ.本人の意思確認・・・不服申立権の法定
- |||. 郵便物開封権・・・交付義務「後見人」 閲覧請求権「本人」・・・権利義務を明確化
- Ⅳ. 成年後見人から被後見人に対して郵送する場合 •••「申立時に成年後見人発送は除くと明記」

☆マイナンバーの管理は?

後見人の権限に関する民法の一部改正 (平成28年10月13日施行)

2. 死後事務について

- ①従来は、被後見人が死去した時には、後見人は権限が消滅し、「あいまい」な権限で残務業務を処理していたが、法律が改正された。
- ②特定の財産に関する保存行為を行うことができる。
- ③相続財産全体の保存行為(死体の火葬又は埋葬に関する契約、電気・ガスの契約の解除等)、裁判所の許可を得て行うことができる。
 - ◆但し、履行期が到来した債務を弁済する場合(未払の 医療費用・入所費用)は許可不要

今回の死後事務改正についての注意点

- 1. 従来、応分処分義務や事務管理によって行われてきたことの中で、「今回の法律」で規定された内容もあるが、規定されなかった内容は、「従来通り」の扱いでよいというのが裁判所の見解
- 2. 要件(民法873条の2)

「成年後見人」は

「必要がある時」に

「相続人の意思に反することが明らかでないとき」に

「相続人が管理することができるに至るまで」

行うことができる。





JR東海認知症事故最高裁判決 (平成28年3月1日)

事案の概要

JR東海(原告)の駅構内の線路に、高齢(当時91歳)で認知症患者の男性Aが立ち入り列車に衝突して死亡した事故(平成19年12月7日発生)に関して、原告が列車に遅れが生ずるなどして損害を被ったとして、Aの妻及び長男らに対して、振替輸送費等の損害賠償(719万7740円)を求めたもの。

民法第714条第1項の法定監督義務 者該当性

- 民法第714条第1項は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその「責任無能力者の監督する法定の義務を負う者」が損害賠償責任を負うべきものとしている。
- •しかし、本件事故が発生した平成19年の時点では、法令上の根拠を欠くことから、認知症高齢者等の精神障害者と同居する親族であるというだけで、その者が「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできないというべきである。

それでは次にこの準ずる者にあたるか

Aの妻が監督義務者に準ずる者に当たるか

妻は、長年Aと同居し、長男らの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護も長男の妻の補助を受けて行っていたことからすると、妻は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったとはいえず、法定の監督義務者に準ずべき者に当たらない。

長男が監督義務者に準ずる者に当たるか

長男は、Aの介護に関する話合いに関わり、自己の妻 がA宅の近隣に住んでA宅に通いながらAの妻によるAの 介護を補助していたものの、長男自身は横浜市に居住し て東京都内で勤務していたもので、本件事故まで20年以 上もAと同居しておらず、本件事故直前の時期においても 1か月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないこと からすると、長男は、Aの第三者に対する加害行為を防 止するためにAを監督することが可能な状況にあったとい うことはできず、その監督を引き受けていたとみるべき特 段の事情があったとはいえないから、法定の監督義務者 に準ずべき者に当たらない。

トピック②

促進委員会での裁判官のプレゼン「厚生労働省ホームページより」



(内閣府 成年後見制度利用促進委員会事務局 H28.10.24会議資料より)

第1 東京家裁後見センターの執務内容

管理中の約1万7000件の全てについて,年1回の定期報告と随時の報告を 求めるほか,後見人や親族からの問合せや相談にも随時対応している。

後見センターで扱っている 本人の数(管理事件数)の推移

H23.12末 12,568 H24.12末 14,155 H25.12末 14,948 H26.12末 15,950 H27.12末 16,459

後見センターが管理する事件数は 累積的に増加している状況

記録庫の状況



後見が開始してから終了するまで 全ての書類を保管して問合せ等に対応

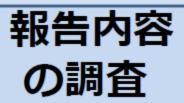
第2 東京家裁後見センターの執務状況

裁判官室の 執務状況



書記官室の執務状況





書記官と裁判官が後見人提出の報告書の内容を調査

裁判官が報告内容に問題ありと判断

追加調査実施

問題が解決しない場合は・・・

事案に応じた 更なる調査 専門職後見人の追加選任審判

⇒ 問題のある後見人の財産管理権を剥奪

法務局への登記依頼

専門職後見人との打合せ

専門職後見人提出の報告書の内容を調査

裁判官が解任に向けた検討が必要と判断した場合は・・・

問題ある後見人の 解任に向けた手続 問題のある後見人の審問等

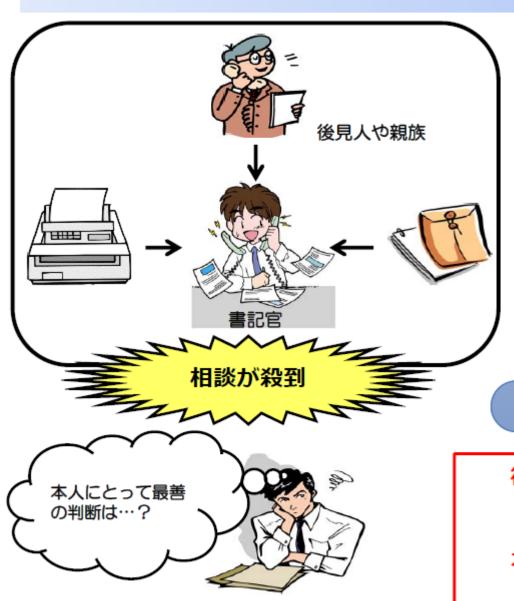
裁判官が解任事由ありと判断

⇒ 解任の審判

不服申立てがあれば東京高裁の判断を待つ不服申立てがなければ法務局への登記依頼

52

第4 後見センターに寄せられる後見人や親族からの相談



裁判官

実際にあった相談例

- ①本人の孫の結婚祝い金として、本 人の財産からいくら出していいで すか?
- ②本人用にどの介護用ベッドを購入 すべきか悩んでいます。どちらの ベッドを購入したらいいですか?
- ③本人のお見舞いのために遠方から 来た親戚の交通費をどれくらい本 人の財産から出していいですか?
- ④この施設に本人を入所させたいのですが、いいですか? etc…

後見人や親族から後見センターへ 多数の相談が寄せられている。

本人の意思や生活の実情に応じた的確な回答ができているか?

第5 後見センターの課題と取組

後見センターで扱う本人の数の累積的増加

監督事件等の増加

問合せ・相談の増加

更なる事務の合理化を検討

本人の数が増加しても,不正を見逃さない執務態勢を 構築する努力



本人の意思や状態を踏まえた身上監護の要請

関係機関との更 なる連携を図る 考え



利用促進会議の一応の現実性あるイメージ

1. 成年後見実施機関の設立

◆原則、市町村を基本単位として、現実的対応の上、行政が責任をもって設立し、公的な予算の裏付けをする。これは不可欠。公的性格を持つ

2. 業務内容

①相談 市民から相談を受ける ②申立支援 申立書の作成援助 ③後見人に対する支援 日々の相談を受ける。親族後見人を中心に研修を行う ④首長申立の活性化 ⑤市民後見人の要請 ⑥親族後見人や市民後見に対する支援・助言・(監督)

裁判所の監督権とどう整理するか

第2部 高齢者や障害者の意思決定支援

1. 前半の議論は、成年後見制度の欠陥を意識しつつも成年後見制度利用促進法の話をしました。

2. 後半はこれをふまえつつ、障害者権利条約の崇高な理念をふまえて、高齢者や障害者の方の「意思決定支援」のあり方についてお話します。

国連障害者権利条約について

- 1. 日本は、平成24年に外務大臣が署名し、
- 2. 国会が平成25年12月4日に国会議決し、 批准して、
- 3. 平成26年2月19日に国内的に効力を持ち ました。

批准された障害者権利条約と成年後見制度の関係は?

~現行成年後見制度は、障害者権利条約12条との関係でかなり問題あり?~ 注意点

平成25年12月4日 国会承認 平成26年2月19日 効力発行

- (1)1項 障害者は「法律の前に等しく認められる権利」 を有する
- (2)2項~4項「法的能力の享受」「能力を行使するに あたって必要とする支援を行う」この支援は 「意向の尊重・状況に応じて適合する範囲・可 能な限り短い期間・公平な当局、司法機関に りな審査」

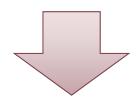
障害者の権利条約をふまえた成年後見制度の帰趨

論点は、大きな点が2つ

- (1)行為能力の剥奪について
- (2)代理・代行を原則禁止していることについて

障害者権利条約12条第2項

「障害者があらゆる側面において他の者と平等に法的能力を有する」



日本の後見制度は、後見人(保佐を含む)に、本人の行為に対する広範な取 消権を与えていることが問題となる。

同第3項

『判断能力が不十分な者の支援・保護の手法を従来の代理・代行によるものから「支援付意思決定」 (意思決定支援)に転換すること』を求めている。



成年後見制度は、後見人による「広範な代理・代行」権限を認めていることが問題となる。

その他 同第4項

「法的能力を行使する際の(制限に対して)濫用防止すること」

~「本人意思の尊重·本人の状況に応ずる·可能な限り短い期間·公平な当局による定期的な審査」が規定されている。



日本の後見制度は、「期間無制限」で「定期的な再審査の規定」がなく「後見が宣告されれば一律に本人の行為を制限することが認められている」点が問題となる。

条約12条「第3項」にいう意思決定支援の意味

意思決定支援という言葉が色々な場面で使われ、議論されてきている。

- 障害者基本法23条(相談等)「国及び地方公共団体は障害者の意思決定支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他に対する相談業務・・・が適切に行われなければならない」
- 知的障害者福祉法(支援体制の整備)「市町村は、知的 障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生援護、 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため」
- 障害者総合支援法42条(サービス事業者の責務) 「・・・福祉サービス事業者は・・・障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者の意思決定支援に配慮するとともに・・・」

意思決定支援論の整理① (佐藤彰一教授の整理)

◆「この人は判断能力が不十分であるので、できる限り本人の意思は尊重するが、判断能力が不十分なため、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならない」



能力不存在推定

意思決定支援論の整理② (佐藤彰一教授の整理)

◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定(パラダイム転換)

パラダイム転換での発想からいけば

- 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
- 2. ある人にそのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
- 3. 他人(支援者)にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
- 4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった(能力 不存在推定)
- 5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在 推定)

パラダイム転換での発想からいけば

- 6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
- 7. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
- 8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援 の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他 の人に説明できないといけない。
- 9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者で 上記者と作用を作用していから行うものである。

障害者権利条約における 「自己決定」と「他人決定」の整理

- ①この意見は極端。批准時には、ここまではいわれて おらず国際的なコンセンサスはない。
- ②しかし、「能力存在推定」の考え方は、国際的コンセンサス?になりつつある。「代行決定は他に方法のない最後の最後の手段」(ラストリゾート)ということは、法律家や福祉家も意識して行動すべきである。

こんな場面で考えることになります。



- ◆成年被後見人は、子どもの頃からの鉄道模型好き。
- ◆多数のコレクションを持っている。認知症の進んだ今も、毎日のように模型店を訪れ、時々、最新型のものを購入したりしている。しかし、最近は購入したものを「箱」にいれたまま開けることなく放置することもある。
- ◆本人には退職金を含めて多額の預金があるので、 今まで通り購入を続けても生活に困る心配はない。 しかし、成年後見人は無駄遣いとしか思えない。

検討事項

- 1. 利用者以外の一般人との区別から見ると、判断能力が十分である一般人であっても、契約の締結にあたって、常にベストの選択をしていない
 - •••被後見人だからといっていつもベストの選択が 求められるのか?
- 2. 成年後見人の価値観の押しつけをしていないか?
 - •••本人の活動に一定の幅を求めていくためには、 後見人の狭い価値基準だけで判断しない。 【興味のない人にはその気持ちがわからない】
- 3. 「取消権の行使は抑制的に」・・・取り消さない



◆成年被後見人は、たまたま自宅を訪れた セールスマンがとても親身に自分の話を聞い てくれたことに感激し、そのセールスマンの 売っている商品を大量に買い込んだ上に、 『自分の財産を全部そのセールスマンに贈与 する』という書面を書いて、そのセールスマン に渡してしまった。

検討事項

- 1. 取消権を抑制的に運用するということは、利用者の 行動を放置していいということではない。
 - **・そもそも後見人に取消権を与えた意味がまるでなくなる。
- 2. ①利用者の意思表示が自己決定権保障のための前提条件を書いていないか?
 - ➡商品の内容の理解は?説明は?
 - ②将来の自己決定権の基盤そのものを失わせてしまうような意思決定ではないか?
 - <u>⇒このような場</u>合には取消権を使うべき【取消す】



- ◆アルコール依存症である成年被後見人が ビール1ダースを近くの酒屋に勝手に注文し てしまった。
- ◆成年後見人は、取り消すべきか?

日常生活に関する行為?



- ◆成年被後見人本人は、極度のヘビースモーカーである。施設生活をしている。施設内は禁煙である。タバコは、本人の健康を害するし、周囲の人に迷惑もかける。そのことは本人も一応理解はしているが、健康を害しても、私はそれほど長生きしたいと思っていない。後見人止めるべきだと思っている。
- ◆本人がタバコ1カートンの購入を希望した場合、 成年後見人は、この本人の希望を尊重すべき か?



6、 12月 16日 那智勝浦市

AS-J権利擁護支援従事者研修

権利擁護支援の基本 意思決定支援・エンパワーメント・最近の話題

2016年12月16日(金) 於・那智勝浦町体育文化会館 全国権利擁護支援ネットワーク代表 国学院大学教授・弁護士

佐藤 彰一

権利擁護(言葉の整理)

•「権利擁護」は福祉の言葉です

英語では Protection and Advocacy

中国語・韓国語では、権益擁護?

法令上は?(権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令)

•いろいろな使われ方があります。

対象:子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人

生活困窮者、高齢者・障害者、etc

私の定義(広いです)「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人(もっと広い人はものやこと)の代弁」

権利に特化した代弁定義は、日本独特?

タイプ:

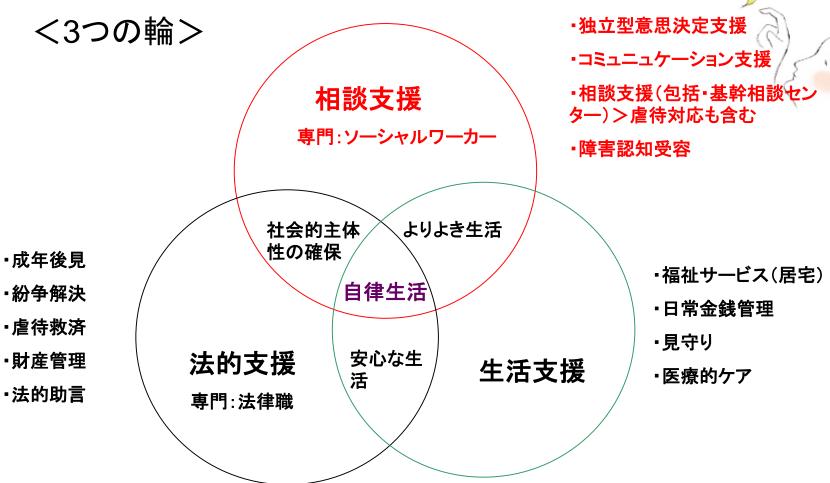
Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend), System, Self



権利擁護の実践

すべてに意思決定支援





いずれの支援も専門職と非専門職の関与がある。

アドボカシー(権利擁護)の要素

- ご本人の尊厳。>自己決定
- 2 ご本人にとっての最善の利益
- 3 連帯性:エンパワー(外向き・内向き)

1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支 援者からみると違う場合。。パターナリズム的介入?

主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)

Vs 観察者的最善利益(支援者がご本人の思いと 位置づけるご本人の利益)

VS 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益) 権利擁護の実践にはいろいろなタイプ どれが「正しい」などとはいえない しかし、「なにをしているか」は言える



よくある事例から

- Aさん(80才女性) 夫は10年前に死去。娘は嫁いて別居、結果、独居要介護2 認知症の診断も受けている。ある日、自宅で転んで骨折して動けなくなっているところを発見され入院。退院後、施設へ。しかし自宅への帰宅願望が強い。自宅は、荒れ放題で電気もつかない。屋根にも穴があいている。預貯金は3000万円ほどあるが、管理はできない。
- Bさん(50才 男性) 入所施設に入っている弟への経済的虐待(親の遺産を渡さない)が疑われるとの通報あり。自宅で一人住まい。荒れ放題。近所から荷物を沢山持ち込まれている。手帳の取得を行ないGHへ。しかし、すぐに自宅へ逃げ帰る。タバコが原因。
- ・ Cさん(40歳 男性)日常金銭管理業務で、週に一回の2万円のお金では少ないとご本人が言う。どうも職場で同僚から、毎日のようにお金の無心をされているらしい。本人は、「明日、倍にして返すから」という言葉に負けて、貸してしまう。まわりは、どのように意思決定支援をするのでしょうか。
- なにが正しい選択なのか。なにが正しい決定なのか?
- そもそも本人の意思は? >> 誰にとって判断不能か

能力不存在推定

- •「この人は、判断能力が十分ではないか、存 在していない。そのために周囲のことはもち ろん自分のことについても適切な判断をする ことができない。その結果、社会生活や日常 生活でとても困難な状況に置かれることにな りがちである。だから他の人がその人に代わ って、その人のことについて判断をしてあげな ければならない」
- >>>第三者が、代行決定

能力存在推定

どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる。

自己決定を確保するための合理的配慮

>>>意思決定支援

成年後見人は意思決定支援者か

• 行う役割は、代行決定 ただし法的効果を出すことができる権限あり 要するに法律上の事柄についての決定権が基本



(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の 状況に配慮しなければならない。

• 意思決定支援は、いろんな人が関わる+支援の場も様々



黒子 黒衣



意思決定支援の諸相

- 1) AさんのことをAさんが決める(自己決定) それを支援する: Supported Decision Making
- 2) AさんのことをBさんが決める(代行決定) ただしBさんの思いではない Substitute Decision Making
- 3) Aさんのことを関係するBさんと一緒に決める A・Bさんも決定結果に責任あり Shared Decision Making
- 4) AさんのことをBさんが決めてAさんが同意する Bさんが決定結果に責任あり Informed Consent
- 5) 沢山の人に関わることを集団的に決定する 共同体的決定 collective decision making (労働協約など)
- ※AさんのことをBさんの思いと考えで決めることは、代行決定でも意思決定 支援でもない。支配?
- ※すべてに、決定支援はありうるが、支援観念をいれるためには、決定がプロセス型で観念されなければならない。Process Model vs Event Model

(意思決定支援から見ると、成年後見はラストリゾート=最後の手段: last resort)

社会参加(善き生の実現)

• 自立(Independence)

孤立ではない。 共依存(Co-Dependency)でもない。 相互依存(Inter-Depencency)



• 自律(Autonomie)

自分が自分の設定した普遍的規範に従う?

自分が自分で仮置きした自己人生を実現する?

- ※自己責任とは、セットではない。
- ※自律の支援は観念しずらい (パターナリズム論へ) 社会参加の支援が必要
- 自律以外の善き生

成長動機・発達支援などなど 社会参加の中で実現 やはり社会参加の支援が必要。

意思決定支援で心配な点

- 1) 意思決定を強要しないか。 決められない自由を保証する。
- 2) みんなが集まる必要がある、しかし。なんのためか みんなで決めるのではなく、本人の意向を確認するため
- 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須。
- 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。 違う決定をしても支援。失敗したら再支援 再決定・再支援のできない場合は?

社会の環境と個人の思いが不整合:その調整(SWの役割?) 支援は、ひとりではできない。 では、権利擁護支援者は誰でその役割は? 次のスライド

that I A MALE TO A

Life の三層構造の中で

・生活支援と意思決定支援 家族やサービス事業者 ※昼飯を食うか、風呂にはいるか



- 人生設計と意思決定支援 相談支援者(独立型が望ましい) 働くか?(働きたい人を働かせない?) 働くか?(働きたくない人を働かせる?)代行決定不可 >>>働きたくなるように支援する ※社会参加が前提
- 生命の問題を共に考える。 専門職が必要 重大な手術、延命治療

権利擁護の最近の話題

• 成年後見制度利用促進法の成立 現状は? どうなる?



- 虐待防止対応の課題が表面化 施設虐待に対しては法は無力か
- 社会的排除に対する対応差別解消法の施行+JR東海徘徊事故最高裁判決
- そして、相模原での県立津久井やまゆり園の事件

社会的排除とは

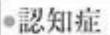
人間は、社会的動物。 社会の中で生きる。 社会的排除は、これを阻害します 相互依存関係 どの社会で生きるか?(自己選択?・共同決定?)

- 差別は、社会的排除と人格否定を生むが故に是正が必要
- 社会的に排除された場所では虐待が起きやすい。
- しかし、社会的排除に関係するものは、差別や虐待だけではありません。不法行為
- 徘徊高齢者名古屋JR事故事件
- 最高裁判決平成28年3月
- 最高裁判決 平成27年4月9日 小学生サッカーボール事件
- 静岡市 わらしな学園事件 最高裁まで行って確定 地裁と高裁判決は、賃金と社会保障最近号に掲載

契約 ブラック企業 身元保証 公法的排除 選挙権 etc 所有権的排除 GH反対運動 etc

・審判決が指摘した家族の賠償責任

愛知県大府市



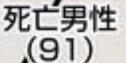
•要介護4



要介護1

責任あり

うたた寝し、 見守り怠る





単身で近所に 転居して介護

長男

横浜市在住

長男の妻

JR東海

振り替え輸送など 損害720万円

※年齢は当時

監督責任あり

在宅介護を選ぶなど 介護方針を決定





津久井やまゆり園

2016年7月26日未明 午前2時から3時

19名死亡。 27名重軽傷 重度の障害者

いろんなことを考えます

津久井やまゆり園で元職員が19名の障害者を殺害し、27名の障害者と職員を負傷させた行為

障害者に対する「虐待」でしょうか? 「差別」でしょうか?

- この元職員が、このような行為に及んだ原因は、なんなんでしょうか
- このような事件の再発をどうすれば防げるでしょうか

神奈川県の検証

- (神奈川県・検証委員会)11/25付け津久井やまゆり園事件 検証報告書
- http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/85295
 6.pdf 24p
- 1 危機対応に当たっての考え方
- 2 関係機関の情報共有のあり方
- 3 社会福祉施設における安全管理体制のあり方
- 4 障がい者への偏見や差別的思考の排除

厚労省の検討

- (厚労省・検討チーム)12/8付け最終報告書
- http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000145268.htm
- 3つの視点を強調
- 1 共生社会の推進
 - ~差別意識のない社会と、障害者の地域での共生~
- 2 退院後の医療等の継続的な支援を通じた、地域における 孤立の防止
- ~容疑者が措置入院の解除後、通院を中断したことを踏ま えた退院後の医療等の支援の強化~
- 3 社会福祉施設等における職場環境の整備
- ~容疑者が施設の元職員であったことを踏まえた対応~

虐待とは(社会的定義)

①支援や保護する人と支援・保護される人との間で起きる >そうでないところでは「差別」意識のみ 支援者と障害者は、人間としては対等です しかし職業上の関係は対等ではないのです (権限や責任・義務がある)。



- ②支援や保護する人の権限や立場の乱用である。 では、なにが、適切な支援なのでしょうか?
- ③支援される人の生命や生活を危殆化させる。 ③については異論もあります

社会的排除は人間の否定

- 差別は、社会的排除と人格否定を生むが故に是正が必要
- 解消法1条 共生社会の実現 しかも、社会的に排除された場所では虐待が起きやすい。



- しかし、社会的排除に関係するものは、差別や虐待だけではありません。
- たとえば、徘徊高齢者を介護者や施設が地域にださない。。。。
- 徘徊高齢者名古屋JR事故(最高裁平成28年3月1日)
- あるいは、貧困が社会的排除を生むことはよく知られています。

※ 人間は、社会的動物。社会の中で生きる。社会的排除は、この社会的存在としての人間存在の可能性を奪うことです。

※「自己人生創造希求権」 「その人らしく生きる権利」

障害者施設殺傷事件から

- 完全な防備は無理、むしろ生活レベルの低下を危惧(無意味な個室施錠管理を招来)
- 施設での生活を向上させることが重要。
- やまゆり元職員の行動や考えは、いかなる意味においても権利擁護ではない。それは人を自己の利益のために手段視する視野狭窄的「独裁」と呼んで良い。
- 問題は、しかし、その視野狭窄的独裁が、管理型権利擁護の中から生まれてきている可能性が高いことである。自立型権利擁護の考え方と実践を、障害者福祉の中に広めることが重要。

権利擁護から考える

			_ DE C
	自立型権利擁護	管理型権利擁護	やまゆり元職員
障害者の能力	能力存在推定	能力不存在推定	能力不存在推定
決定形態	自己決定支援	代行決定	他者決定
利益	ご本人の主観的利 益(調整・誘導?)	ご本人の主観的利 益と客観的利益が 混在	社会的利益(視野狭窄)
価値	ケア·エンパワー (社会参加)+正義 (語り?)	ケア(安全重視?) +正義(功利主 義?)	正義(独断的)
個人の扱い	主体(相互依存)	客体(保護の対象)	手段(利用価値がなければ抹殺)

本日の講演に関する佐藤の書物

- ※「権利擁護支援の基本」佐藤彰一 『権利擁護支援と法人後見』ミネ ルヴァ書房(2015)掲載
- ※「意思決定支援」佐藤彰一 『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ 書房(2015)掲載
- ※ 佐藤彰一「虐待防止への視点 ~虐待の背景と現状を踏まえて~」
- 実践成年後見61号pp59-69(2016)
- ※ 佐藤彰一「日本の成年後見制度の現状と変革の方向
- --意思決定支援へのパラダイム転換に向けて--」
- 草野芳郎・岡孝編「高齢者支援の新たな枠組みを求めて」白峰社(2016)所収pp255-278 これは学習院大学のサイトから読むことができます。

- ※「アドボケイト活動と『意思決定支援』」
- 「和田仁孝先生還暦記念論文集『振舞いとしての法 ―知と臨床の 法社会学』法律文化社(2016)pp222-248 収録
- ※「虐待防止法施行後3年 法律分野での課題」
- 発達障害研究38巻2号(2016)pp14-26
- ※「日本の成年後見制度の現状と課題」
- 成年後見制度と権利擁護 賃金と社会保障2016年7月上旬号pp42-61

支援の展開と関係性の構築

(N) PASネット 上田晴男

支援の展開手順

事案の見立て

支援方針 の確立

支援の展開 (実践) 評価(モニタリング)

事案の見立て ~複合支援ニーズの考え方1~

対象者の 複合性

支援ニーズの複合性

状態像の 複合性

事案の見立て ~複合支援ニーズの考え方2~

対象者の 設定

- 誰が支援を必要としているのか
- なぜ必要なのか(状況と状態)

支援ニー ズの設定

- 支援ニ― ●「本人」が望んでいること
- ズの設定 支援者が必要と考えること

支援内容 の想定

- どんなサービス・制度利用 が必要か
- キーパーソンの想定

支援方針の立案プロセス

支援課題の設定

支援目標の設定

支援計画の作成

支援方針作成のポイント2

支援課題

- 支援の根拠 設定
- 課題抽出
- 優先順位

目標設定

- 長期目標
- 短期目標
- 初期目標

支援方法

- 戦略 (支援の全体像)
- 戦術 (支援方法)
- 用兵 (支援者の確 保と活用)

支援課題の設定

介入根拠の 明確化

- 社会的支援機関としての立場と役割
- 事案の性格と位置づけ
- 方法としての適否

課題抽出

- 本人ニーズ
- 周辺ニーズ
- 環境ニーズ

優先順位

- 緊急性の評価
- ・ニーズの構成要素
- 支援手順

目標設定

支援の方向性

長期目標

・終結イメージ

・ゴール設定

・支援の継続性

課題 解決 達成可能な指標

短期目標

- ·具体的
- ·個別的
- ·現実的

支援方法の三要素

戦略(全体の方向性と展開)

支援課題と支援力の評価

・目標の段階設定と行程



戦術(個別課題への支援方法)

・課題特性に応じた手立て

・環境と条件



用兵(支援者の確保と活用)

・支援の質量に応じた人材確保

・力量と関係性の評価

支援展開のポイント

役割分担の明確化

スケジュール の設定

方法と 手順

支援における「関係」と「関係性」

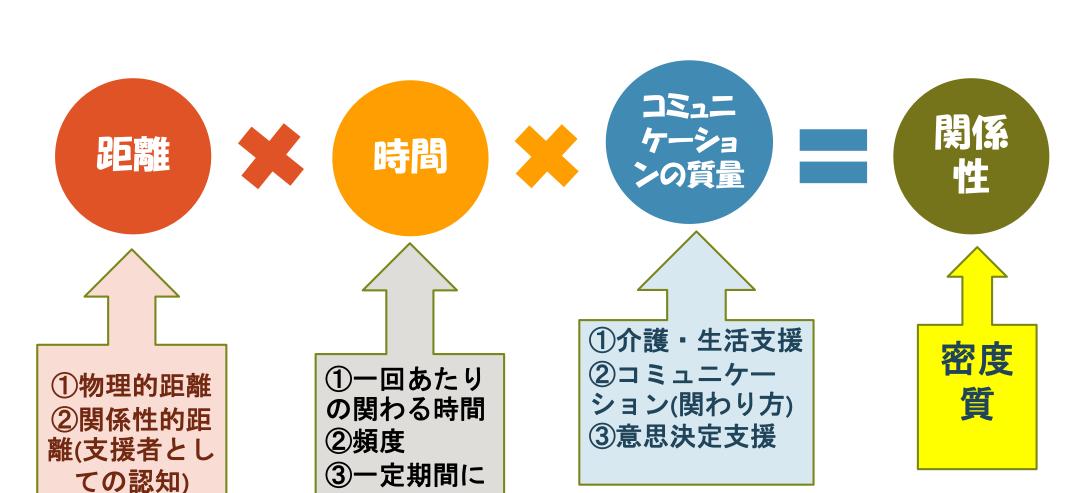
関係

- 人と<u>関わり合うこと</u>であり、 その<u>関わり合い</u>のことでもある。
- 社会的なつながりの属性(親子、夫婦、利用者と支援者、 上司と部下等々)とその立場 と役割
- ・ 個々のつながりに対する社会 的評価の表現(信頼関係等)

関係性

- 社会的関係としての実態
- 個々の役割の機能評価
- 経過と変化を含む
- 関係性の密度(濃淡)とは⇒ 距離×時間×コミュニケー ション
- 関係の質

関係性の方程式



おける関わり

の長さ(総量)

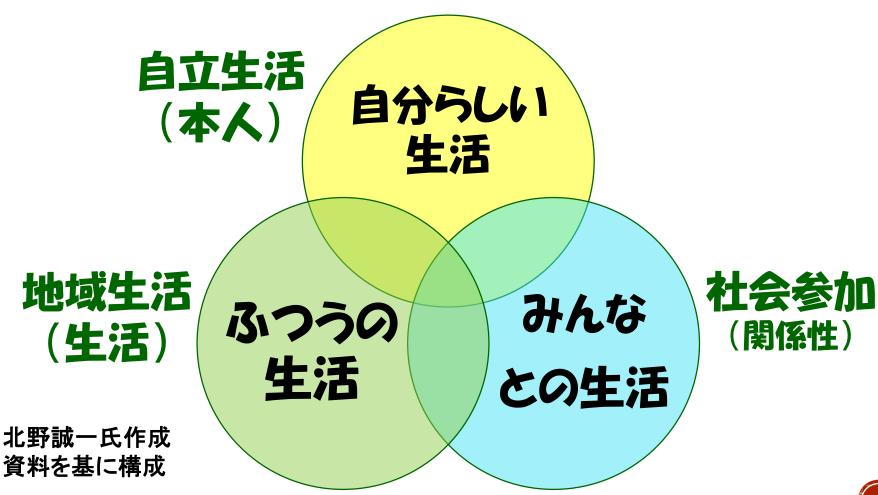
7、 1月 19日 米子市

権利擁護支援の捉え方と「事案の見立て」



特定非営利活動法人PASネット 上田晴男

私たちの暮らし(地域自立生活)の内容



権利擁護とは…

普通に 自分らしく みんなと暮らす<mark>と</mark>

権利行使の保障

「困った!」 の改善

安全 安心

権利擁護

権利侵害か らの救済・ 保護

法制化

新しい 「権利」 の創造

支援の

充実

意見 要望 の具体化

支援を必要とする状態とは…1

さまざまな 理由… 自分で社会資源を活用して対応 → セルフアドボカシー

生活 本人 文化 関係性

困った! の発生 (__|||) 自分では うまく対応 できない…

(>_<)

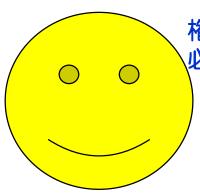
助けを求められない! 自分の状態もよくわか らないかも…!



支援を必要とする状態とは…2

普通の状態

明確な 支援要請



権利擁護支援を必要とする状態

不安定な 支援要請

当事者=生活主体

特別な権利擁護支援を必要とする状態

状態・状況の 不認知

ニーズ不明

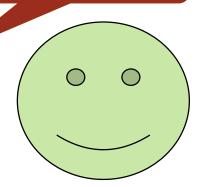
支援•介入拒否

一般的支援

情報提供 指導·助言

> 状態に応じた 専門的支援

本人の「見 立て」 ニーズ評価



支援者=社会的支援主体

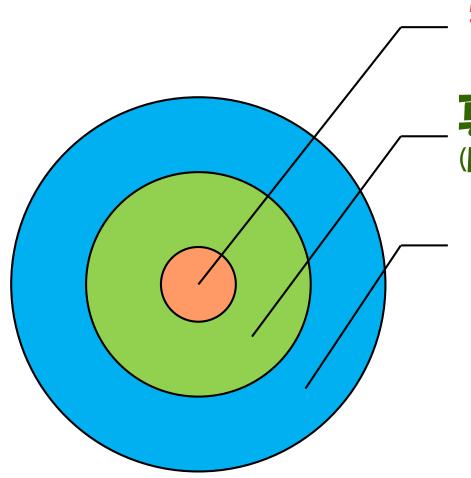
(支援のキーパーソン)

「支援の関係 性」の構築 集中的支援

特別支援



支援の階層化



特別支援

(集中的、 戦略的専門支援)

専門支援

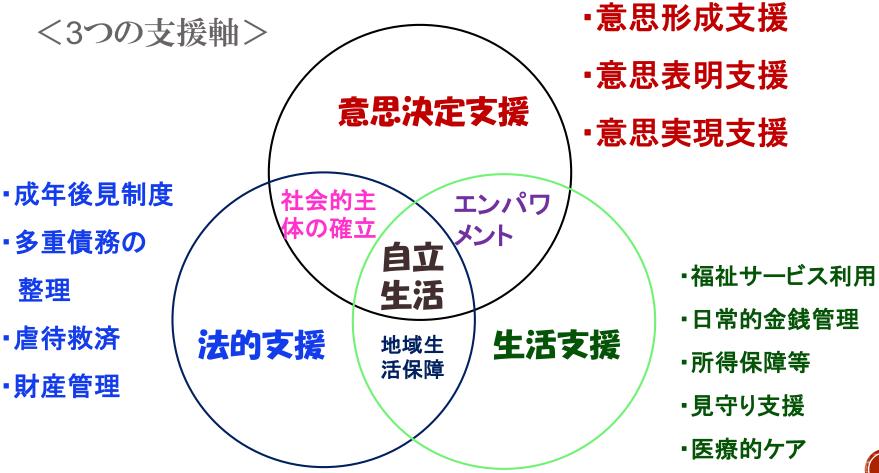
(障害性等に応じた方法・対応)

一般的支援

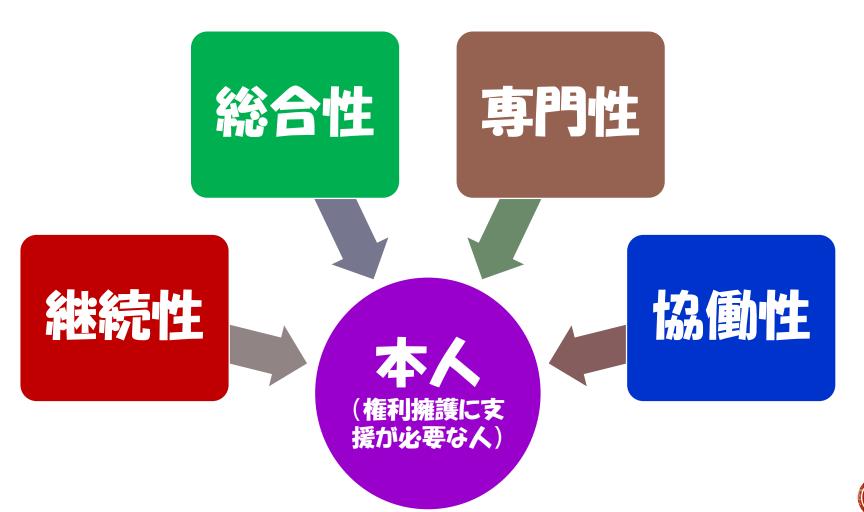
(情報提供、指導・助言)

権利擁護支援の実践

~一人一人の権利擁護支援~



権利擁護支援の特性



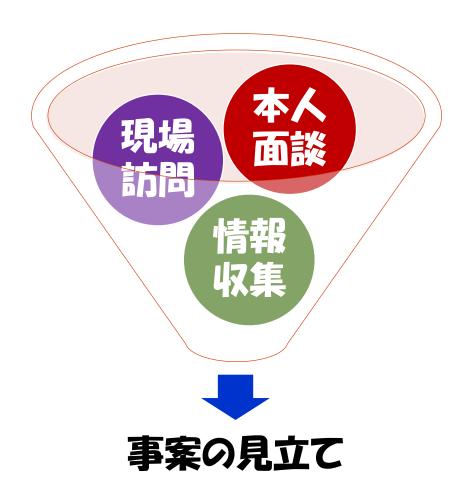
支援の展開手順

事案の見立て

支援計画の立案

実践と評価(モニタリング)

「見立て」の前提



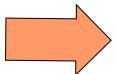
事業の「見立て」とは・・・・

困っている人

本人の状態

相談者等を含む





事案の全体像

(どんな状態の 人がなぜ困って いるのか?)

困って いること 支援 ニーズ

環境・条件等を含む



本人(当事者)の見立て

心身の状態

生活陸

障害や疾病の有無と状態

能力の状態とパーソナリティ

生活経験

関係性

支援ニーズとは…

(支援者評価)

要求 (本人意思) 支援 必要性

支援ニーズとしての「要求(本人意思)」

思いの実現

状況・状態の改善



不安・混乱の収束

自らの力だ けでは対応 できない!

「要求(本人意思)」としての「支援拒否」



支援ニーズとしての「必要性」

生活内容の 社会的評価 要求の 具体化 と実現

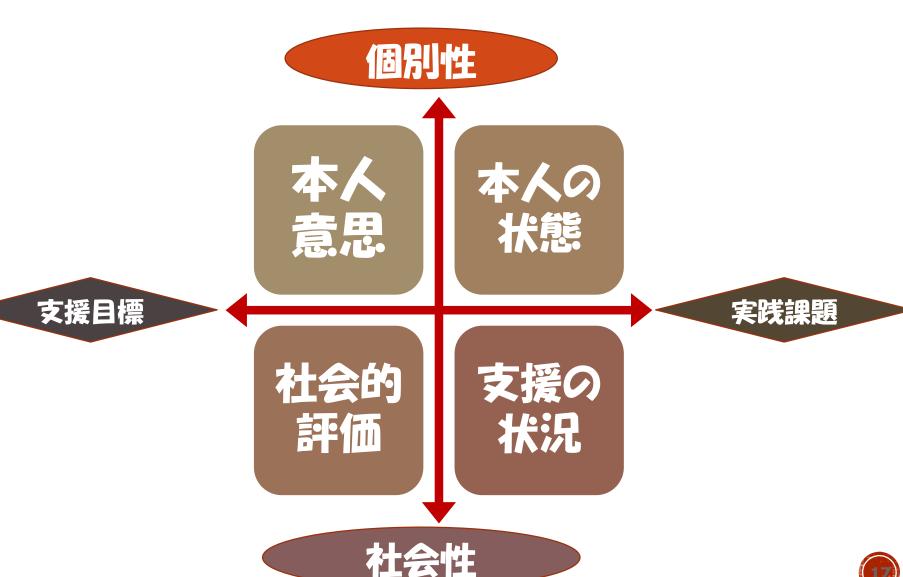
当事者解決 の困難性

認知及 び行動 の改善 地域自立 生活の 支援課題 (支援・介入根拠)

社会的 関係性 の確保

環境・ 条件の 整備

え接ニーズの「見立て」1



支援ニーズの「見立て」2



要求と必要性の一致支援の協働化

ゆらぎねじれ

要求と必要性が不安定再アセスメント

本人意思

社会的 評価

要求と必要性の対立
「支援の関係性」の確立が必須



複合ケースの見立て1

~複合支援ニーズの要素~

対象者の 複合性

支援ニーズの複合性

状態像の 複合性

複合ケースの見立て2~複合性の整理~

対象者の 複合性

- •特定化
- 個別化
- ・関係性の評価

支援ニーズの複合性

- ・ニーズ整理(環境、経済、行動、関係等)
- ・ニーズ評価(緊急性、優先順位等)
- 支援方法の設定と支援者の確保

状態像の 複合性

- ベース「障害」の特定
- ・医療ニーズの評価
- 意思疎通と判断能力の評価

支援の展開手順

事案の見立て

支援計画 の立案

実践と評価

(モニタリング)

支援計画の立案70亿次

支援課題の設定(何を)



支援方法の設定(どのように)



支援計画作成のポイント

支援 課題

支援 方針

支援計画

支援方法 (実践可能な 支援内容)

達成可 能な支 援目標

支援計画作成のポイント2

支援課題

- 介入根拠の 設定
- 課題抽出
- 優先順位

目標設定

- 長期目標
- 短期目標
- 初期目標

支援方法

- 戦略 (支援の全体像)
- 戦術(支援方法)
- 用兵(支援者の確保と活用)



支援課題の設定

介入根拠の明確化

- ・社会的支援機関としての立場と役割
- ・事案の性格と位置づけ
- ・方法としての適否

課題抽出

- 本人ニーズ
- ・社会的ニーズ
- 関係・環境ニーズ

優先順位

- ・ 緊急性の評価
- ・ニーズの構成要素
- 支援手順

支援の方向性

長期目標(最終目標)

- ·抽象的
- ·一般的
- ·理念的

達成可能な指標

短期目標 (ショートゴール)

- ·具体的
- ·個別的
- ·現実的



支援方法の三要素

戦略(全体の方向性と展開←支援方針)

・ 支援課題と支援力の評価

・目標の段階設定と行程



戦術(個別課題への支援方法)

・課題特性に応じた手立て

・本人状態等に応じた手立て



用兵(支援者の確保と活用)

・支援の質量に応じた人材確保

・力量と関係性の評価

支援計画のポイント

役割分担

支援工程 (スケジュール化)

方法と 手順

支援における「関係」と「関係性」

関係

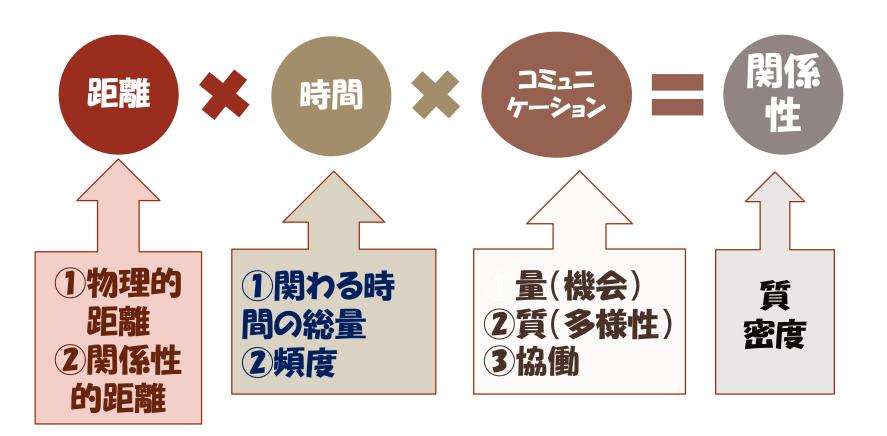
- 人と<u>関わり合うこと</u>であり、 その<u>関わり合い</u>のことでもある。
- ・社会的なつながりの属性(親子、夫婦、利用者と支援者、 上司と部下等々)とその立場 と役割
- ・個々のつながりに対する社会 的評価の表現(信頼関係等)

関係性

- ・社会的関係としての実態
- ・個々の役割の機能評価
- ・ 経過と変化を含む
- ・関係性の密度(濃淡)とは⇒ 距離×時間×コミュニケー ション
- 関係の質



関係性の方程式



事例解説(米子)

上田晴男

	本人の状態・状況	支援ニーズ					
Aさん	70歳、女性 一切の家事、家族全体の金銭管理 を担当 心筋梗塞、意識不明 年金4万円/月	転院対応→福祉サービス利用等 金銭管理 経済的虐待の疑い					
Bさん	75歳、男性 要介護5 言語での意思疎通困難 特別養護老人ホーム入所中 年金15万円/月。預金500万円 自宅の土地・建物所有、その他詳細 不明	金銭・財産管理福祉サービス利用対応					
Cさん	50歳、男性 療育手帳B 障害者施設通所 グループホーム入所 年金6万5千円/月 通帳はあるが、印鑑・キャッシュカー ド紛失	帰宅希望への対応 金銭管理 生活支援 福祉サービスの利用対応					
Dさん	東京で仕事?→無職! 居所等詳細は不明 Aさんにお金を無心?	生活困窮 経済的虐待の疑い					

	支援方針	支援課題	支援方法	支援目標
Aさん	家族全体の支援と連動した支援チームの形成・成年後見の利用支援・虐待対応	・入院継続の確保・金銭管理・当面及び継続的支援者の確保・虐待対応	・成年後見制度の利用(Cさん申立)・社会的支援チームによる当面の生活支援・虐待通報	・生活の安定(転院 先の確保等) ・後見人等の確保 ・虐待状況の改善
Bさん	・家族全体の支援と連動した支援チームの形成・成年後見の利用支援	・入所継続の支援・金銭及び財産管理・当面及び継続的支援者の確保・意向確認	・成年後見制度の利用(Cさん申立)・社会的支援チームによる当面の生活支援	・後見人等の確保 ・施設利用の継続 ・生活の充実
cさん	家族全体の支援と連動した支援チームの形成成年後見の利用支援	・自宅での生活・金銭管理・当面及び継続的支援者の確保	・成年後見制度の 利用(本人申立) ・サービス等利用 計画の見直し	・自宅での生活 ・生活の安定 ・後見人等の確保
Dさん	・居所の確認 ・詳細情報の収 集 ・意向確認	・生活困窮の改善 ・就労支援	・本人からの連絡のキャッチ・対応担当の設定	・生活の安定 ・家族間の関係性 の確保

8、1月23日 千葉市

AS-J権利擁護支援従事者研修

権利擁護支援の基本

~意思決定支援・エンパワーメント・最近の話題~

2017年1月23日(月) 於・きぼーる(11階)千葉市中央保健センター 全国権利擁護支援ネットワーク代表

国学院大学教授 并護士

佐藤 彰一

権利擁護(言葉の整理)

•「権利擁護」は福祉の言葉です

英語では Protection and Advocacy

中国語・韓国語では、権益擁護?

法令上は?(権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令)

•いろいろな使われ方があります。

対象:子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人

生活困窮者、高齢者・障害者、etc

私の定義(広いです)「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人(もっと広い人はものやこと)の代弁」

権利に特化した代弁定義は、日本独特?

タイプ:

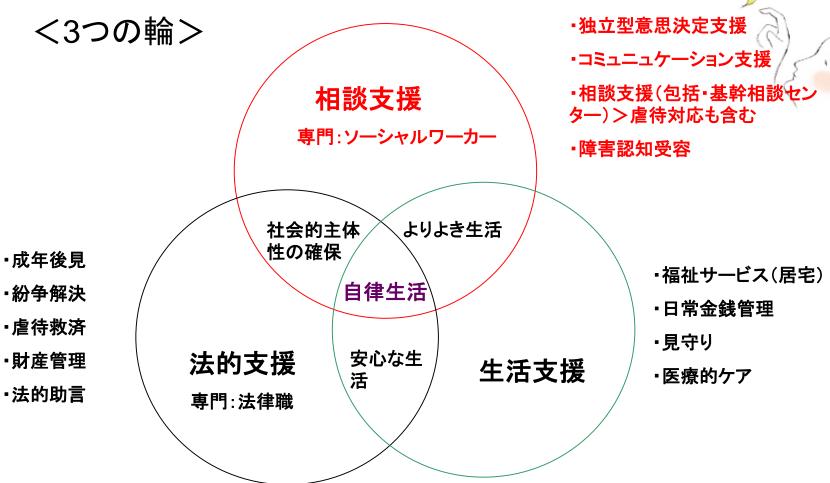
Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend), System, Self



権利擁護の実践

すべてに意思決定支援





いずれの支援も専門職と非専門職の関与がある。

アドボカシー(権利擁護)の要素

- ご本人の尊厳。>自己決定
- 2 ご本人にとっての最善の利益
- 3 連帯性:エンパワー(外向き・内向き)

1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支 援者からみると違う場合。。パターナリズム的介入?

主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)

Vs 観察者的最善利益(支援者がご本人の思いと 位置づけるご本人の利益)

VS 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益) 権利擁護の実践にはいろいろなタイプ どれが「正しい」などとはいえない しかし、「なにをしているか」は言える



能力不存在推定

- •「この人は、判断能力が十分ではないか、存 在していない。そのために周囲のことはもち ろん自分のことについても適切な判断をする ことができない。その結果、社会生活や日常 生活でとても困難な状況に置かれることにな りがちである。だから他の人がその人に代わ って、その人のことについて判断をしてあげな ければならない」
- >>>第三者が、代行決定

能力存在推定

どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる。

自己決定を確保するための合理的配慮

>>>意思決定支援

意思決定支援からみた代行決定の説明 1

- S. F.
- 1. ある人が、あることについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
- 2. 他人(支援者)にできることは、「ある」か「ない」か、いずれ かを「推測」しているだけである。
- 3. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった(能力不存 在推定)
- 4. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)

意思決定支援からみた代行決定の説明 2

- 5. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援 者側になければ、結局、支援もできない。
- 6. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合である)、それは本人の能力の有無に由来するものではない。支援者側の能力の問題である。
- 7. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない

(意思決定支援から見ると、成年後見はラストリゾート=最後の手段:last resort)

意思決定支援で心配な点

- 意思決定を強要しないか。
 決められない自由を保証する。
- 2) みんなが集まる必要がある、しかし。なんのためか みんなで決めるのではなく、本人の意向を確認するため
- 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須。
- 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。 違う決定をしても支援。失敗したら再支援 再決定・再支援のできない場合は?

社会の環境と個人の思いが不整合:その調整(SWの役割?) 支援は、ひとりではできない。 では、権利擁護支援者は誰でその役割は? 次のスライド



津久井やまゆり園

2016年7月26日未明 午前2時から3時

19名死亡。 27名重軽傷 重度の障害者

いろんなことを考えます

津久井やまゆり園で元職員が19名の障害者を殺害し、27名の障害者と職員を負傷させた行為

障害者に対する「虐待」でしょうか? 「差別」でしょうか?

- この元職員が、このような行為に及んだ原因は、なんなんでしょうか
- このような事件の再発をどうすれば防げるでしょうか

神奈川県の検証

- (神奈川県・検証委員会)11/25付け津久井やまゆり園事件 検証報告書
- http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/85295
 6.pdf 24p
- 1 危機対応に当たっての考え方
- 2 関係機関の情報共有のあり方
- 3 社会福祉施設における安全管理体制のあり方
- 4 障がい者への偏見や差別的思考の排除

厚労省の検討

- (厚労省・検討チーム)12/8付け最終報告書
- http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000145268.htm
- 3つの視点を強調
- 1 共生社会の推進
 - ~差別意識のない社会と、障害者の地域での共生~
- 2 退院後の医療等の継続的な支援を通じた、地域における 孤立の防止
- ~容疑者が措置入院の解除後、通院を中断したことを踏ま えた退院後の医療等の支援の強化~
- 3 社会福祉施設等における職場環境の整備
- ~容疑者が施設の元職員であったことを踏まえた対応~

変な人が変なことをした?

• 川崎老人ホーム連続殺人事件

• 横浜大口病院事件

すべて殺人事件ですが、犯人は人を人だと 思っていない。やまゆりもそうです。

障害者施設殺傷事件から

- STEEL STEEL
- 完全な防備は無理、むしろ生活レベルの低下を危惧(無意味な個 室施錠管理を招来)
- 施設での生活を向上させることが重要。
- やまゆり元職員の行動や考えは、いかなる意味においても権利擁護ではない。それは人を自己の利益のために手段視する視野狭窄的「独裁」と呼んで良い。
- 問題は、しかし、その視野狭窄的独裁が、管理型権利擁護の中から生まれてきている可能性が高いことである。自立型権利擁護の考え方と実践を、障害者福祉の中に広めることが重要。

権利擁護から考える

			_ DE C
	自立型権利擁護	管理型権利擁護	やまゆり元職員
障害者の能力	能力存在推定	能力不存在推定	能力不存在推定
決定形態	自己決定支援	代行決定	他者決定
利益	ご本人の主観的利 益(調整・誘導?)	ご本人の主観的利 益と客観的利益が 混在	社会的利益(視野狭窄)
価値	ケア·エンパワー (社会参加)+正義 (語り?)	ケア(安全重視?) +正義(功利主 義?)	正義(独断的)
個人の扱い	主体(相互依存)	客体(保護の対象)	手段(利用価値がなければ抹殺)

本日の講演に関する佐藤の書物

- ※「権利擁護支援の基本」佐藤彰一 『権利擁護支援と法人後見』 ルヴァ書房(2015)掲載
- ※「意思決定支援」佐藤彰一 『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ 書房(2015)掲載
- ※ 佐藤彰一「虐待防止への視点 ~虐待の背景と現状を踏まえて~」
- 実践成年後見61号pp59-69(2016)
- ※ 佐藤彰一「日本の成年後見制度の現状と変革の方向
- --意思決定支援へのパラダイム転換に向けて--」
- 草野芳郎・岡孝編「高齢者支援の新たな枠組みを求めて」白峰社(2016)所収pp255-278 これは学習院大学のサイトから読むことができます。

- ※「アドボケイト活動と『意思決定支援』」
- 「和田仁孝先生還暦記念論文集『振舞いとしての法 ―知と臨床の 法社会学』法律文化社(2016)pp222-248 収録
- ※「虐待防止法施行後3年 法律分野での課題」
- 発達障害研究38巻2号(2016)pp14-26
- ※「日本の成年後見制度の現状と課題」
- 成年後見制度と権利擁護 賃金と社会保障2016年7月上旬号pp42-61

おわりに

権利擁護の研修がいろいろとある中、当団体は支援することに意味があると考えています。加盟団体の実践から見えてきたものは、各団体が人材育成に苦慮している事です。福祉職の人間はともすれば、本人の権利を一番侵害する立場にいます。それを親切な行為と勘違いしがちでもあります。誰の人生?どう生きなければならない、なんて誰が決めていくのでしょう?支援者は、本人に、説教をする立場にないのに、上から目線で対応していないでしょうか?支援者は、最初は、一生懸命本人に向き合って努力できるものです。経験を重ねると、スムーズに支援が出来るようになりますが、そこからが、スキルアップの研鑽が必要となってくるのです。なかなか「ありがとう」と行ってもらえない相手に対して真摯に向き合い支援をするのです。現場の声を聞く限り、権利擁護支援は大変です。仲間も少ないし、業界もありません。その中で、社会的に必要性は増し、支援をせざるえない立場で巻き込まれている人も大勢います。大変なことに支援を差し伸べるので、支援者本人がいい人だと勘違いしている人もいます。権利擁護支援とは普通のことなのです。

他人の権利を擁護するということは、自分の住む社会にその意識を根付かせることに 他ならないのです。今回の研修を全国8箇所で行って確信しました。当団体が、この人 材育成をすることによって、日本全国の暗中模索で頑張っている仲間と一緒に、お互い を高め合い、権利擁護支援の視点から、誰もが、自分らしく生きていける社会を築く一 助になるに違いないと感じました。

全国権利擁護支援ネットワーク事務局 文責 今井友乃

権利擁護支援従事者現任研修の開催事業 報告書

発行日: 2017 (平成 29) 年 3 月 31 日

発 行:一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

印刷·製本:株式会社 縄文堂商会

問い合わせ:全国権利擁護支援ネットワーク

(事務局) 一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

〒273-0005 千葉県船橋市本町 6-3-16 レックスマンション 603

TEL: 047-407-4584 FAX: 047-407-4101